

平成28年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
村長挨拶	7
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
北 條 利 雄 君	10
宗 田 雅 之 君	24
京 條 英 征 君	31
関 根 政 雄 君	47
前 田 雅 秀 君	62
関 根 英 也 君	67
堀 川 照 夫 君	78
会議時間の延長	81
前 田 武 久 君	81
遠 藤 貴 人 君	97
報告第1号の上程、説明、質疑	101
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	102
議案第2号～議案第11号の上程、説明	103

議案第12号～議案第20号の上程、説明	106
議案第21号～議案第28号の上程、説明	108
議案第29号～議案第38号の上程、説明	116
議案第39号～議案第48号の上程、説明	122
散会の宣告	124

第2号 (3月11日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	129
出席議員	129
欠席議員	129
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	129
職務のため出席した者の職氏名	129
開議の宣告	131
議事日程の報告	131
諸般の報告	131
議案第2号～議案第11号の質疑、討論、採決	131
議案第12号～議案第20号の質疑、討論、採決	133
議案第21号～議案第28号の質疑、討論、採決	137
議案第29号～議案第38号の代表質疑、討論、採決	143
議案第39号～議案第48号の質疑、討論、採決	150
請願第1号～請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	157
日程の追加	159
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
閉会中の継続審査申し出について	161
閉会の宣告	161
署名議員	163

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成28年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成28年3月7日(月曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について(簡易水道 鯨木田配水池整備工事))

提案理由説明、質疑

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度鮫川村一般会計補正予算(第8号))

提案理由説明、質疑、採決

日程第6 議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

提案理由説明

日程第7 議案第3号 鮫川村行政不服審査会条例

提案理由説明

日程第8 議案第4号 鮫川村行政不服審査法関係手数料条例

提案理由説明

日程第9 議案第5号 職員の降給に関する条例

提案理由説明

日程第10 議案第6号 鮫川村高校生通学支援金支給条例

提案理由説明

日程第11 議案第7号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第12 議案第8号 鮫川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 3 議案第 9 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 4 議案第 1 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 5 議案第 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 6 議案第 1 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 7 議案第 1 3 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 8 議案第 1 4 号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 1 9 議案第 1 5 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 2 0 議案第 1 6 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 2 1 議案第 1 7 号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 2 2 議案第 1 8 号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 2 3 議案第 1 9 号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 2 4 議案第 2 0 号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第25 議案第21号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）

提案理由説明

日程第26 議案第22号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

提案理由説明

日程第27 議案第23号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

提案理由説明

日程第28 議案第24号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第29 議案第25号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）

提案理由説明

日程第30 議案第26号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第31 議案第27号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第32 議案第28号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第33 議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算

提案理由説明

日程第34 議案第30号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由説明

日程第35 議案第31号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由説明

日程第36 議案第32号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由説明

日程第37 議案第33号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由説明

日程第38 議案第34号 平成28年度鮫川村集体排水事業特別会計予算

提案理由説明

- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度鮫川村交流施設特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由説明
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村中の沢集落センター）
提案理由説明
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水処理施設）
提案理由説明
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民運動場）
提案理由説明
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村青少年広場）
提案理由説明
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（富田村民体育館）
提案理由説明
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（西山村民体育館）
提案理由説明
- 日程第 4 9 議案第 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農業者トレーニングセンター）
提案理由説明
- 日程第 5 0 議案第 4 6 号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定について
提案理由説明
- 日程第 5 1 議案第 4 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）
提案理由説明

日程第52 議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 兼任農業委員会 事務局長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君	代表委員 監査委員	根本一美君
会 計 兼 管 理 者 出 納 室 長	古館甚子君		

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	斉藤利己	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第1回鮫川村議会定例会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

報告第1号1件及び議案第1号から議案第48号までの48議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願、陳情は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本会議に、村長、教育委員会教育長、代表監査委員及び農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。2月23日、東白川地方町村議会議員研修会のため、議員10名を埴町に派遣いたしました。

出張関係であります。12月24日、平成27年第4回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため議長及び副議長が白河市に、1月6日、年始知事懇談会のため議長が福島市に、1月7日、年始挨拶訪問のため議長及び副議長が棚倉町に、1月18日、東白川地方町村議会議長会要望活動のため議長が福島市に、1月25日、福島県町村議会議長会理事・監事合同会

議のため議長が福島市に、1月26日、第4回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、2月1日、県南地方4JA合併に関する経過報告会のため議長が埴町に、2月10日、白河地方広域市町村圏整備組合圏域市町村長並びに代表議長会議のため議長が白河市に、2月24日、福島県町村議会議長会定期総会及び地域医療確保要望活動のため議長が福島市に、2月25日、東白川郡森林組合第49回通常総代会のため議長が棚倉町に、2月26日、平成28年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため議長及び副議長が白河市に出張いたしました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもと議案の審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様方には、1日に行われました修明高校鮫川校の卒業式にご出席をいただきまして御苦労さまでございました。修明高の28年度の募集状況でございますが、1期選抜の合格内定者が12名、2期選抜は志願の段階ではありますが、11名ほどございました。現在のところ、募集停止基準である21名を2人ほど超えている状況ではありますが、最終的には、あしたの8日、入試があるんですね。この結果を14日の発表があります。これを待たれるところであります。

次に、嬉しいニュースであります。福島民報や民友新聞で皆さん御存じかと思いますが、福島県が地産地消の活動を推進する目的で創設しました記念すべき第1回福島地産地消大賞の最高賞、県知事賞に鮫川村の学校給食センターが選ばれました。受賞の理由としては、一つに、旬の農産物を使った給食づくりを心がけて、平成26年度の福島県産農産物活用率が65.4%と高い割合であったこと、また、福島県の農産物を生かしたオリジナルのメニューの開発に積極的に取り組んでいること、これらのことが評価されたということでもあります。村の給食センターでは古殿町の学校給食も受託しているので、古殿町の農産物も使わせていた

だいておりますが、村の農産物の使用は「手・まめ・館」ができたためにふやすことができました。これらのことは今回の受賞につながったのではないかと思います。これからも皆さん方のご協力をお願いするところであります。

次に、本村では過去に交通死亡事故ゼロ5,171日の記録がありますが、これも平成22年9月18日に事故が発生し、その後、再度この記録を目標に交通安全運動を推進しているところであります。その通過点であります2,000日がこの11日午前零時をもって達成します。さらなる交通安全運動にご協力をお願いしますとともに、これを達成しますと、11日に福島県交通対策協議会の会長賞証が伝達されることになっております。議員皆様方のご出席をお願いするところであります。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。平成28年度会計予算、一般会計と9つの特別会計、この9つの特別会計ですが、今までですと8つでございましたが、今回、特別会計が1つふえました。これは、これまで国民健康保険特別会計を、事業会計と直診会計とを1つの会計で皆さん方にご審議をいただいておりますが、今回から別々の会計ということで提案させていただきました。ですから、特別会計が1つふえまして9つになりまして、合わせて10議案であります。

平成27年度の予算補正に係る議案が鮫川村一般会計補正予算と7つの特別会計補正予算の8議案、条例関係議案が19の議案です。公の施設の指定管理者の指定についての議案が7議案、過疎地域自立促進計画についての議案が1議案、辺地にかかわる公共施設の総合整備計画についての議案が2議案、その他1議案、合わせまして48の議案と、このほかに1件の報告案件がございます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、原発事故による農作物の風評被害対策、そして第4次鮫川村振興計画 つながりで支え輝く村づくりをもちに、農林畜産業を大事にする村づくり、里山景観を生かしたきれいな村づくり、人の集まる活気のある村づくり、赤ちゃんからお年寄りまでみんなが安心して暮らせる村づくりを目指して編成したところであります。

特に、今年度は、これまで支給しておりました、あおぞらバス鮫川・棚倉間、福島交通の鮫川石川間と鮫川・埴間の定期代2分の1の補助を廃止し、新たに村内に居住する高校生がおります家庭の負担軽減すなわち定住しやすい環境づくりと高校生の学習環境の改善という観点から、高校生を持つ保護者に対しまして月額1万円を支給する予算を計上させていただきました。

また、修明高鮫川校は本村の高校の教育面だけではなく、まめで達者な村づくり事業や高

齢者との触れ合い、あおぞらバスの利用等地域振興の面からも大きな役割を果たしていただいているところであります。生徒数の減少で存続の危機という現状があります。このため、村外から通学する生徒の通学費の軽減により生徒を増加させるために、全保護者に対しまして、あおぞらバス鮫川・棚倉間の定期代のほぼ半額の月額9,000円を予算化したところであります。

これらを含めました新年度の一般会計予算につきましては、前年度と比較しまして10.7%、3億5,000万の減の29億3,000万、昨年は32億8,000万でありましたから、10.7%減額です。3億5,000万の減額。特別会計が9会計合わせまして13億9,030万6,000円で、前年度と比較しまして特別会計で4,875万7,000円、3.4%の減となり、一般会計と特別会計合わせました総予算額が43億2,030万6,000円となります。前年度と比較して3億9,875万7,000円、率にしまして8.4%の減額予算であります。

新年度の主要事業につきましては、過日の全員協議会で説明しましたので、割愛させていただきます。

ご提案しました議案につきましては十分ご審議をいただき、原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

10番 宗 田 雅 之 君 及び

1番 遠 藤 貴 人 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の名指がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る2月29日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から3月11日までの5日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます。ご報告とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から3月11日までの5日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。

私は、本定例会におきまして、3点の一般質問をいたします。

まず初めに、個人カードの行政サービス対応についてでございます。

マイナンバーは、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たし、国や地方公共団体における情報連携が可能になり、さまざまなメリットをもたらすとされ、利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を掲げ、マイナンバー等通知カードが郵送されました。個人番号カードの申請や交付を受けた後に、本格的に利用されることとなります。

この中で、最大のメリットの一つとしてリーフレットやパンフレットに掲載されているのが各種証明書のコンビニ交付の行政サービスです。新聞報道によれば、本村が導入を見送るとしております。理由はコンビニがない、点在や偏在による費用対効果が見込めない、多額の初期投資の負担が挙げられております。コンビニ交付は住んでいる市町村以外の店舗でも証明書を受け取れる、役場の窓口が閉まっている休日や早朝、深夜も利用できるものです。村民の勤務形態は多様化し、多くの方が村外勤務や夜勤をされており、さらに本村に住所を置き大学などで学んでいる学生など、村民の行動、活動範囲が広くなり、コンビニ利用者も多くございます。システムを構築しない本村の住民はサービスを受けられないこととなります。国の始めた制度で市町村の行政サービスに不公平や格差が生じることはあってはならないと思います。システム構築の費用は、国は上限額のある交付税措置を検討しておりますが、まさに不十分であります。さらに予算措置の要請を強く求めるべきでございます。本来の個人番号カードによる利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目指すべきであります。

本村の個人番号カードの申請状況とシステム構築、行政サービスの対応を村長に伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、3番、北條利雄議員の個人番号カードの行政サービス対応についての質問にお答えを申し上げます。

まず、マイナンバーカードにつきましては、昨年の10月以降国から委託を受けましたJ-LIS、地方公共団体情報システム機構から世帯主宛てに番号通知が行われているところであります。その後、個人番号カードを必要とする個人がシステム機構へカードの申請をし、発行された個人番号カードが市町村に届き、1月から来庁方式によりまして市町村が交付を行っているところであります。

村の直近の状況では、約205人が申請をされました。それで、46人に交付したところであります。番号制度は複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障税制度の効率性、透明性を高め国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤であるとされておりますが、番号法、住居法の情報連携に関する未施行があるため、個人のマイナンバーカードのメリットがわかりにくい状況であります。現在のところ、本人確認の際の身分証明としての使用やコンビニな

どでの各種証明書などの取得ができるものでありますが、北條議員ご指摘のとおり、鮫川村ではコンビニ交付を行う計画は今のところ検討していない状況であります。

コンビニ交付サービスは、コンビニやスーパーなどで午前6時30分から午後11時まで、住民票などの公的証明書を取得できるというものであります。住民の利便性の向上に寄与するものです。このサービスの導入に当たりましては、交付機器にかかるインシヤルコスト約3,000万円だそうです。そして、ランニングコストはJ-LISの負担金100万円、システム使用料がこのほか別にかかります。コンビニ等への手数料などもそうです。それらが必要とされており、特別交付税措置が見込まれますが、対象経費が上限があるようであります。村には受け皿となるコンビニのような店舗がないことや費用対効果を勘案しますと、今のところ導入する状況ではないのかと考えているところであります。

今後、マイナンバーカードのメリットも高まり、所持者数も多くなれば住民サービス向上のために検討が必要になるものと思われます。村では、役場の開庁時間に来庁できない住民への住民票等への交付につきましては、現行のとおり郵便請求の方法をお願いすることや、連絡をいただき、相談に応じた時間外交付を行うサービスを提供し、できる限り格差のないよう努めてまいりますので、ご理解をいただき、北條議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今の、このマイナンバーカード、国がやはり全国的に個人番号を管理し、しかも行政サービスを公平にこれからしていくという中で、今の村で大変でコンビニ交付は考えていないということなんですが、やはり全国初めて国が個人番号を国民一人一人に付して行政側のサービスがいろんな形でこれから運用されると思うんですが、その受ける住民、国民、村民が本当のメリットとなる、どこでもとれる、住民票も含めて印鑑証も含めて、とれるということができることになるわけですね。鮫川はコンビニがないから、費用対効果があるから、そういう話で、現時点でもう初期段階で、こういうことがされないとなると、いつやるのかということがあるんです。

例えば、ほかの市町村がこれからやっていって様子を見ながらという話になると、そのときに、じゃ、国では特別交付税でみてるのか。そういうことを考えれば、やはり今の段階で足並みをそろえて全ての方がコンビニ交付を受けられる、そういう体制を構築するのが、私、当たり前だと思っているんです。特に、村の負担があるような話もされていますけれども、国がやはりきちんと地方自治体も全てみる、そういうことをやって初めて、マイナンバ

ーカードが制度として生きてくるような感じがします。

見直しのコンビニ交付がないから、これから負担があるからという、これからそういうことも含めて、村長は、このマイナンバーカードをコンビニ交付とかスーパーとかに導入することを考えないのかどうか、そこをもう一度お伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、3番、北條議員の将来的にどうなるんだというお話であります。私は一番大事なことは、このコンビニでの交付を受ける際の機械のイニシャルコストで、これは3,000万ほどかかると、今お話ししましたが、これらは全て国が持つべきだと思うんですね。こういったことがされないということは、財政に余力がある都市部のみが加入できる、こういったことが果たして公平公正な行政かということ、この辺を訴えながら、恐らく郡内でもそれほど便利な地区ばかりではありません。こういった財政的にも容易でない地区が多いわけです。恐らく、今入るといって確定しているのが棚倉だけです。埜、矢祭あるいはその他の町村と相談しながら、せめてイニシャルコストぐらいは国の責任でしようという思いで活動しながら、早目に皆さんのご要望に、鮫川村にコンビニがなくても学生は鮫川村にいます。町場で生活しているわけですから、こういった皆さんにも負担をかけないように早目に対処するべく用意はしております。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今の村長の答弁で、管内の町村も含めて検討して国に要望していく、当然この制度が始まったことは国の責任で、全国民が同じ公平公正な立場でサービスを受けられるというのは当たり前のことなんです。これを、小さい過疎地の自治体とか小さい町村がサービスを受けられないという話ですよ。これはスタート時点から大体間違っていますよ。こういうことはやはり、村長が今言ったとおり、国・県を含めてやはり要望をきちんとする、管内の町村長も含めて、やはりこういうことをきちんと財政措置をしてくださいということを、これから必ず続けていってもらいたいと思いますし、これは何年も過ぎてしまえば、もうそういうことが、過疎地なんか考えないような話になってしまいますから、これはスタート時が大事だと思うんです。住民がやはり、このマイナンバー制度を導入することによって私たちもこういうサービスを受けられるという、やはり感覚を持たないと、行政だけがよくなって、効率構成が行政だけでよくなって、村民なり国民が、何だ、私たちは受けられないではないかということになりますよね。これは絶対やめてほしいんです。やはり、国が責任を持って初めて制度として取り組むわけですから、この辺はきつく国・県に要望をこ

れからお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、2点目に移りたいと思います。

2点目ですが、公共トイレの整備と管理運営体制についてでございます。

本村の公共トイレは、村管理や地域管理による数カ所設置されておりますが、冬場の凍結や管理の理由などで閉鎖され、利用されない箇所がございます。公共トイレは施設内だけでなく施設外にも必要でございます。日中だけでなく、早朝や夜間、休憩など日常生活の幅広い時間帯に必要不可欠な施設でございます。スクールバス、幼児送迎バス、送迎バスのステーションにトイレがなく、運転手や添乗員が始業点検や終業点検時に利用できない。施設があっても閉鎖され利用できない。旅行や研修などで団体が集合場所や送迎として頻繁に利用されているトレーニングセンターや公民館などの駐車場にない。強滝などの一部の景勝地にない。介護利用者の送迎途中に利用ができない。トイレが利用できないことにより特に女性が困っているなど、公共トイレに関する要望が多くございます。

本村の施設内に設置されております公共トイレの村管理と地域管理の設置数、閉鎖数とその理由、点検、清掃状況、消耗品等の補充経費の負担額を伺いたいと思います。

また、本村は村長就任以来、きれいな村づくりのため、道路や施設のごみ拾いなど、業務委託、村民の意識改革を含めた努力が確実に浸透し、成果として上がっております。他の自治体に誇れるものであり、感謝申し上げたいと思います。こうした誇れる事業成果を公共トイレの点検管理、運用をあわせて委託するなど事業を拡大し、村民の日常活動や本村を訪れる皆さんに安心して利用いただくことが必要だと考えます。村の公共トイレの整備と維持管理、運営体制の見直しと考え方、今後の方策を伺います。村長に答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員、2点目のトイレの整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、農林課が管理する施設外に設置してあります公共トイレは墓地石山農村公園、真坂農村公園、戸倉農村親水公園、館山公園の4カ所のほかに「手・まめ・館」が管理し、通年利用できる公共トイレが1カ所あります。

管理状況は、地域に管理をお願いしてある施設は、墓地石山農村公園、真坂農村公園、戸倉農村親水公園の3カ所です。村が管理しております館山公園の1カ所。このうち冬

期間閉鎖の施設は地域に委託してある3カ所であります。

まず、閉鎖する理由は、各農村公園ごとに事情が異なりますが、墓地石山農村公園については、簡易水洗トイレのため、水回りが凍結することや冬期間の公園利用は極めて少ないことによります。

次に、真坂農村公園は凍結防止の対策を講じても建物の断熱性が低く、水洗設備が凍結するためであります。

3カ所目の戸倉親水公園は昨年までは設備の故障などで利用ができませんでしたが、今年度、水道施設を補修しました。ことしの3月上旬から再開できるようになりました。しかし、冬期間は水回りの設備を凍結から保護するために、これもやはり使用は禁止するしかないのかなと今のところ予定はしております。

まず一つは、冬期間に利用できないトイレは不都合だべという思いではありますが、どうしても鮫川村は氷点下15度になるんです、たまに。このためにほとんど外でのトイレは凍結してしまう。そうすると機械に不都合を起こすということでもあります。

以上が冬期間施設を閉鎖する理由ですが、施設に共通する原因は施設を凍結から守るためであります。

次に、墓地石山農村公園、真坂農村公園、戸倉親水公園の施設の管理状況ですが、3施設とも農村公園の環境整備などの管理を地域に依頼しています。主に草刈りなどですが、年一回から二回程度実施して環境整備に当たっております。今年度は管理費用の一部を村から地域のボランティアに1回当たり燃料代も含めて1万3,000円程度、3団体に合計で6万2,129円を支出しております。

次に、村が管理する館山公園の公共トイレですが、今年度からシルバー人材センターに公共トイレの点検と公園管理をあわせて委託しております。通年利用できる施設といたしました。ちょっと広いトイレなんですけど、これは2年ほど前につくったトイレですから、しっかり凍結防止対策も講じて、電気のストーブをつけております。こういったことで部屋中を暖めて、もちろん水洗器具には全て凍結防止対策をとりまして、通年利用できる施設としました。

あとは、「手・まめ・館」の施設のトイレも通年利用できます。これは「手・まめ・館」の外側にあるトイレです。さらに28年度からは、地域で管理してある施設に対しましても、トイレ清掃にかかわる消耗品等の予算を計上させていただきました。

今後も地域に愛される公園及び設備環境を目指し、また、冬期間の凍結からも設備を守り

ながら地域住民と連携し、管理運営に当たる所存であります。

次に、教育課が所管する屋外の公共トイレであります。青少年広場駐車場、村民運動場、西山村民体育館の3カ所であります。そのうち、青少年広場と村民運動場は施設利用者がいない冬期間については閉鎖していますが、西山村民体育館は地元のインディアカチームが夜間練習に体育館を使用するため、利用後の水抜きを必ずやることを注意書きにし、さらに代表者に注意を促して利用してもらっております。それでも、思いがけない凍結事故が発生しているところでもあります。冬期間の管理の難しさに直面しているのが西山の体育館脇のトイレであります。

これらの3施設は全て体育施設に付随しており、基本的には体育施設利用者のためのトイレとして設置しておりますので、青少年広場と村民運動場については、冬期間の利用者はいないため、トイレの使用も不可としています。その理由として挙げられるのは、鮫川村の寒さの厳しい地域ではその管理の難しさにあります。最低気温が氷点下十数度にもなる日もありますので、凍結を防ぐには相当の設備が必要になります。暖房設備を入れると電気料が驚くほどの高額になったりしますので、利用者のいない冬期間の閉鎖は経済的理由からもやむを得ないのではないかと考えております。

また、富田村民体育館のトイレは旧富田小学校の合併浄化槽が壊れて使えない状況であるため、施設を使用するスポーツ少年団や富田地区から設置要望が出されていましたが、平成28年度当初予算の中で、小規模ではありますが新たにトイレを設置する予定でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、点検、清掃の状況ですが、3施設とも体育施設の指定管理者である鮫川スポーツクラブが行っています。冬期間を除くオープン期間中の管理について申し上げますと、清掃は毎週、点検は隔週で行い、トイレを利用する人の立場に立ち、清潔さに努めているところであります。その他、消耗品等の経費につきましては、平成27年度には1万円程度となっておりますが、これらのトイレにつきましても、今後とも体育施設の利用者のためのトイレとして維持管理してまいりたいと考えております。

以上で、北條議員の質問の答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村管理の公共トイレから地域の公共トイレでありますけれども、今聞いても閉鎖されているトイレが多い、それは凍結ということなんです、実際、中央、新宿、広畑、道少田含めた、この地域に外にトイレがあるのかどうかかわからない人がいるわけで

す。ここも多くの人たちが散歩をする、それから、子供たちも歩いて学校に通学する。この前、実は宿ノ入の地区の子供なんです、歩いて通学しているわけなんですけれども、おなかが痛くなったんでしょう。泣いているわけです。どうしたんですかと言ったら、トイレが使えない、おなかが痛くてトイレに行きたいといっても、あそこは閉鎖されているわけです。青少年広場は。どうしようもないわけですね。もう、漏らしていましたが、そういう状態で、実際公共トイレがあるにもかかわらず、冬期間の凍結するからといって使えないこと自体がおかしいですよ。あそこの下にはスクールバスのステーションがあるわけです。この運転手さんたち、始業点検をやったり、誰でもそうですが、仕事を始めるときはトイレに行って自分のことをきちんと決めてから車を運転する、バスを運転するというのをやるはずですよ。誰でもそうだと思います。そういうのに使用できない。どこでやるんですか。皆さん外でやっていますよ。これはやはりまずい。

それから、旧診療所の前です。あそこもそうですが、幼児送迎バスのステーションがありますけれども、あそこもそうです。添乗員の方も一緒に乗って歩きます。

それから、ひだまり荘の職員にも聞きましたけれども、高齢者、車椅子を持っている人も送迎するけれど、やはり体の介護を受ける方というのはトイレに行きたくなるわけです。そのときに回る場所が、一々公共施設の中に入ってまでやらせるという話になっていますよね。こういうことでいいのかという話なんです。やはり、誰もがここは自由に年間を通して公共トイレが使えて、誰でもわかりやすいところ、1カ所やはり中央につくるべきだと思うんですよ。わからない人がいるわけです。

ましてや、トレセン、公民館というのは、鮫川の村民の人たちが団体旅行やいろんな会合に行くためにバスを利用したり集まっていくわけなんですけれども、そういうときは人間は、家庭を出るときもそうですが、トイレに行って、そういうのを用を足しながら出るんですけども、やはり生活していく中では途中でも催すわけです。それをやはり、わからない、設置されていないということになるとやはり不便です。

鮫川以外のほかの公共施設のトイレはどういうふうに行っているかというのと、鮫川でも一部シルバー人材センターに委託してやっていますけれども、やはりシルバー人材センターに毎日委託しておくんです、時間を決めて。掃除それから消耗品の補充、こういうことをきちんとやっています。やはり、村民の皆さんが、それから村外から訪れる人たちが、ここに本当にトイレがあってきちんと管理されていて利用しやすいということがわからなければ、一々役場にトイレを借りて飛び込むとか、「手・まめ・館」に飛び込むとかトレセンに飛び

込むという話になってしまうわけですよ。だから、やはり最低限でも1カ所でもいいから、この中央にでもいいですから、やはりきちんと公共トイレ、そしてきちんと管理できる、年間を通してやるトイレといのは絶対必要だと思います。

それから、強滝もそうですが、景勝地、あそこは県が管理しているんでしょうけれども、やはり訪れる人が多いです。あそこは休憩場所として最高なんです。ところがトイレがないわけなんです。やはりあそこにもトイレは必要ですし、やはりトイレである以上は、きれいに管理して安心して使用できるということは当然管理者としてやるべきだと思うんですが、ぜひ、村長、中央をもう少し、ここに公共トイレがきちんと毎日管理されて消耗品も補充されて点検されてということがある場所をもう一度村民にわかるような施設を整備していただきたいんです。

やはり、これは職員にやれというのは難しいのであれば、やはりさっき言ったとおり、シルバー人材センターにきちんと委託してやってもらう。そして、村民はもちろん、村外から訪れる人も安心して利用できる、これが必要だろうと思います。

私も先ほど言ったとおり、村長はきれいな村づくりのために、ごみ拾い、ものすごく浸透していますし、村民一人一人が意識が高くなっています。シルバー人材も定期的に行っています。こういう努力というのは時間がかかることではあるんですが、お金もかかりますけれども、やはりそういう姿勢で臨めば、鮫川に来て安心してトイレができる、じゃ、トイレのついでに「手・まめ・館」に回るとか、そういう話が、次につながるような話がどんどん出てくるんだと思います。やはり中央に、誰が見てもトイレがあるようなところがないんですよ、これ。やはり1カ所必ず設置してください。どうですか、村長、もう一度お願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、北條議員のお話のとおりであります。

きれいな村づくりには、やはりきれいなトイレも当然必要な、私は設備であると思っております。冬期間閉鎖する、これも、もってのほかだと思っております。ですが、それぞれ地域の利便性を考えてトイレは設置しましたが、これを地域の皆さんが管理するというのは相当難儀だと思います。今ほど話されました、村で1カ所ぐらの通年利用できるトイレの設置ぐらひは、これは行政の責任でやってもよいのではないかと。今の村の中心ということで「手・まめ・館」の入り口に設置しました1つの小さなトイレです。あれは村民はわからないんですね。その辺、差し当たりあそこのトイレをしっかりと、公衆トイレがありますよと

いう立て看板でも立てて、今、敷地内のトイレを皆さん利用しているようですが、外のトイレも、これは24時間使うトイレとして準備したつもりなんです、何せ場所がなかったものだから1カ所だけなんです。男女別にしたかったんですよ。その辺で、今反省しております。

今ほど指摘受けましたとおり、きれいな村づくりにはきれいなトイレが、特に女性の方は難儀すると思います。こういったところに早く応えるように、場所等も検討して、男女別の、そして1年間通して使えるようなトイレの設置は、きれいな村づくりにはとても施設は必要であると思います。特に、スーパーとかコンビニがないですから、鮫川に来た利用者がどこでトイレするのということになるんです。そういったのを何回か聞いております。こういったところで、それぞれのご家庭にお願いしたらということですけども、町場の人はなかなか、こういった知らないうちに飛び込むのは容易でないと思います。そういったことで、皆さんと協議しながら、検討しながら場所等を検討して、できるだけ早い機会にそういった皆さんの安心に応えられる公共トイレを準備させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 村長からそういう形で前向きなご答弁をいただきました。ぜひ、施設を整備されて、やはり村民が利用しやすい、村外から訪れる皆さんに利用していただける、そしてきちんと管理できる、やはり村長が就任以来、ごみについては、こんなに啓発活動も含めてやってきたおかげできれいになりました。やはりこれも引き続き、トイレも含めてきちんとやっていって、住みやすい村づくり、みんなが足を運びやすい村づくりに頑張りたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、3点目に移りたいと思います。

携帯電話等の不通地域の対応と解消についてでございます。

今や生活になくてはならない携帯電話などの通信手段でございますが、本村にはサービスが受けられない地域がございます。過去の議会でもこの問題が質問され、解消に向けた努力がされていると認識しております。高齢化や人口減少が進み、再生産年齢の広域化での勤務、防災・減災対策など通信手段の確保は切実でございます。本村の不通話圏外地域の解消に向け、通信各社への通信用鉄塔の設置要望や予算確保に努力され、一定の成果が出ております。現段階で村が把握する不通信地域と電波微弱地域、該当する居住世帯の戸数と人数、今後の通信用鉄塔の設置計画と対策を伺います。

また、山間地域で携帯電話などの電波が届くかどうかは象徴的な問題でございます。村づくりの中で、限界集落となり得る地域の未来をどう描くかという大きな課題も見えます。通信用鉄塔の設置が困難な世帯や地域に対する宅外アンテナと宅内増幅器などの個別の設備設置を支援する助成制度などの今後の対策と考え方を伺います。

村長に答弁を求めます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條利雄議員の3つ目の質問、携帯電話の不通話地域の対応についてお答えを申し上げます。

村では平成18年度の鹿角平無線局から平成27年度の鮫川折戸、鮫川藪の無線局まで15の基地局を約5億円をかけて整備してまいりました。また、携帯電話事業者が自主整備した基地局は、村の調査では27局確認されております。現段階で村が把握する不通信地域と電波の微弱地域と該当する居住世帯の戸数と人数についておたただしですが、村では現在までに整備されている基地局を中心とした想定される電波エリアをもとに、実際に携帯電話を使って現地調査を行い、携帯電話世帯カバー率を算出しております。また、電波微弱地域につきましては把握が困難なこともあり、申し出があった世帯や地域を中心に調査をしております。

平成28年2月1日現在の村の全体の世帯カバー率は84.4%で、全世帯数1,151に対する通話可能世帯が971。世帯の人口は3,755人に対する通話可能人口は3,168人となっております。

不通話地区世帯は180世帯、地区人口は587人で全世帯の15.6%、世帯人口も同じく15.6%が不通話となっております。

行政区ごとのカバー率は赤坂西野が85%、西山が97%、赤坂中野は100%全部カバー完了しております。東野、石井草が79%、富田が66%、渡瀬が70%、青生野が73%となっております。

次に、今後の通信用鉄塔の設置計画と対策についてのおたただしですが、村では毎年国からの照会に基づき、整備が必要な地区を報告しています。携帯電話の基地局整備を補助事業で実施するには、その地区が携帯電話が1社も通じない地区であることがまず前提条件になります。この条件に当てはまる地区については事業の実施を国に要望します。要望地区については、携帯電話事業者が整備事業に参画するか否かを判断します。事業参画の判断は人口や立地条件など事業者が独自に定めた基準で行っています。事業者の参画が得られない場合に

限り、国の補助事業の申請が可能になります。地区によっては、地元から強い要望があっても事業者の参画がないため思うように整備できない現状があります。その地区の一つが官代地区でありましたが、ようやく2つの事業者が参画を得ることができたため、平成28年度に国の補助事業による整備が可能となりました。

今後も現時点で要件を満たす14地区について、粘り強く繰り返し国に要望してまいりたいと思います。

次に、通信用鉄塔の設置が困難な世帯や地域に対する宅外アンテナなどの設備設置を支援する助成制度など、今後の対策についてのおたただしですが、電波微弱地域については、使用している携帯電話の事業者に申し込めば、電気料金は自己負担で簡易アンテナや増幅器を無料で借用することが可能となっております。

また、特定の事業者の携帯電話を使用している場合、インターネット回線を利用して自宅用小型基地局を設置して、設置経費、回線利用料自己負担で携帯電話を利用することができるサービスがあるようです。

いずれにしても、設備自体は事業者から無料で借用できるようでありますので、村からの助成は今のところ考えておりません。

また、対策につきましては技術的な問題があり、携帯事業者を介さない村独自の対策は困難ではないのかと考えているところであります。

以上で、3番北條議員の3つの質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 今の村長の答弁で、村内全体で各行政区ごとのパーセンテージというか、今電波通信可能な地域のものをお伺いしましたけれども、まだまだ対策が必要な地区がいっぱいあるということを再確認させていただきました。

携帯電話の不通話地域、それから微弱地域と言われるんですが、先日、村長もごらんになってわかると思うんですが、過疎地にも高速通信網、ブロードバンドを利用できるようにしたい、それも離れ島とか山間部にという話です。そういう話が、もう国が補助制度としてやるという話が出ている中で、やはり携帯電話も通じない、やはりここは最低限携帯電話が通じるように、先ほど村長も言いましたけれども、通信会社のほうで無料で貸し出すアンテナがあるということなんです、そういうものもあると聞いていますし、それに実際設置してやっている方もいらっしゃいますけれども、やはりこれも村がきちんとそういう世帯に対して、こういう無料の在宅アンテナとか宅内増幅器が借りられますよ、いかがですか、そうい

うPRなり宣伝をしていいと思います。特に、通信できないところについては、何で村は私の地域のは面倒を見てくれないんだか、ものすごくそんな話が出されるわけです。やはりこれはPRして、無料のものがあるのであれば紹介してもいいではないですか。こういうことが積極的なPRがされていないと思うんです。それは、個人が通信会社のそういう制度があるよくらいの話で、わかっている人はわかるかもわからないけれども、わからない人はわからないわけですよ。村もこういう携帯電話なり通信システムが行政としてやらなければならない、会社にも要望して設置しなければならないというときに、そういう制度があるのに何でPRできないのかと。わかっているのならPRしたらいいじゃないですか。やはりここはきちんとPRしながら、無料のもので対応が可能であればやっていただきたい。

村長、答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの北條議員の再質問であります。まずそういった不通話地域を対策できるアンテナがあるということ自体が、村民は知らない利用者がいるのではないかというお話であります。こういったことも確かにあるのではないかと思います。

今、こういった地区を皆さんに申し上げますから、もし皆さんでお気づきの点、あるいは知人がおりましたら、こういった、村でも準備がありますというお知らせを議員活動の中でやっていただければということで、参考に、職員が調べた不通話地域、難聴地域、微弱地域、これをお知らせします。

まず、西野が蕨平地区です。藪と折戸と官代は大丈夫ですね、これ終わったから。あと、渡瀬のほうになります。大戸中、青生野は赤小名、江堀、越虫、関口、西の沢。富田が降田、あと渡瀬で田尻、青生野が羽双、あとは石井草地区もちよつと難聴地区があるんですね。東野は石井草と草木と葉貫地区になります。こういった地区が微弱な16%の難聴地域に当たります。こういったところの皆さんには、今言った北條議員のお話のとおり、村に相談してみてくださいと、そういったお話をいただければと思います。村のほうでも賢明な対策を講じさせていただきます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 北條君。

○3番（北條利雄君） 今、村長からお話あった地域、それ以外にも多分あるんだと思うんです。例えば東野ですと木戸沢あたり、あの辺も通じないという、そういうことで抜けているところもあると思いますので、いずれにしても、こういう地域が特に電波が不通話、それか

ら微弱地域ということなんです。だから、やはりこういう、実際はこういう、地域を中心にもう少しこの無料の話も含めて宣伝、PRをしてきちんと整備させる。通信会社の無料のものを使って整備させるというのをぜひ進めていただきたいと思います。

それから、先ほどこの質問の中で言ったブロードバンド、高速通信網も山間地に補助金財政支援を拡充しますよという話なんです、ブロードバンドについては、これは質問にはなかったのですが、あわせてこの通信網の整備ということからすると、これからやはりネットを利用する、特に若い人たちはネットを利用したり当然スマートフォンを利用したりということで、そういうことでの通信網の利用が要求されると思うんです。この新年度から高速通信網を整備する自治体に財政支援を拡充するという話がありますけれども、村ではこのような対策を検討しているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの北條議員のお話は、ひかり通信を利用したブロードバンドでありますが、村内は全ての地域にひかりが網羅されました。こういったことで利用者の便宜を図れたのではないかと思います。

○議長（星 一彌君） 北條議員。

○3番（北條利雄君） 今回の私の質問3点ですが、やはり一つはマイナンバーのやつ、これは国が制度としてやるものだから、きちんと国が財政支援をしながら、自治体に、コンビニでも利用できるようにやっていただきたいというのは、これはもう重ねてお願いしたい。

それから、トイレについてもそうです。やはり、全部の箇所全部公共トイレを設置しろとは言っていませんけれども、やはり本村の中心となるところには、誰が見てもここに公共トイレがあつていつでも利用できるよということを、やはりやってもらいたい。

それから、携帯電話の不通話地域、やはりここは、逆に言ったらPR不足だと思います。ここはきちんと村民に不通話地域とか微弱地域の人には、逆に教えてやって、行政も利用者も含めてやはり利用して、格差のない通信網を整備していただきたいと思います。

以上をもちまして、3点について今般の定例会に当たりまして質問させていただきました。

ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで、11時15分まで休憩いたします。

(午前11時07分)

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

10番、宗田君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 平成28年度第1回議会定例会において、2点について質問させていただきます。

まず、1点目、クロスカントリーコースの利用状況についてお伺いいたします。

平成24年度に、村民の体力向上と本県中長距離選手の競技力向上を目的に設置され、昨年は夏場の練習を考え林間コースを整備しましたが、現在の利用状況と周辺施設への経済的波及効果は。また、今後の運営施策をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田雅之議員の1つ目の質問に、クロスカントリーコースの利用状況についての質問にお答えを申し上げます。

平成24年度のクロスカントリーコースの利用実績は、年間1,035人になっています。これには4月の完成記念イベント参加者300人、6月のいわき市健康歩く会メンバー160人の利用、郡山市内の中学校の生徒15人の利用などが含まれています。この利用実績は鹿角平観光牧場の売店や村が把握できているもののみであります。平成25年度には年間193人、平成26年度には年間116人の利用となっております。11月に修明高校陸上競技部が2日間利用しております。今年度は1月までの実績で857名となっております。これには6月の林間コース完成記念イベント参加者が150人、箱根駅伝出場を目指している日本薬科大学陸上競技部の選手19名による9日間の夏合宿が含まれております。

次に、周辺施設への経済的波及効果であります。波及効果の期待できる可能性のある施設としては、鹿角平観光センター、ほっとはうす、「手・まめ・館」などが挙げられます。既存の施設の利用実績、収入のデータからクロスカントリーコースによる経済的波及効果を分析することは困難であります。観光牧場の入り込み客数と観光センターの売上高を平成26年度、27年度見込みで比較しますと、平成26年度の入込み客数は1万7,218人、平成28

年度は1万9,156人で約2,000人ふえております。また、観光センターの売上高は平成26年度が1,544万777円、平成27年度が1,707万5,272円で約160万円の増となっております。これらをクロスカントリーコースの利用実績と比較しますと、平成26年度が116人、平成27年度が857人でありますから、売上高に何らかの寄与はしており、経済的波及効果に貢献しているのではないかと思います。

また、ほっとはうすと「手・まめ・館」については、平成27年8月の日本薬科大学の8泊9日の夏合宿により、ほっとはうすの利用料収入92万4,000円、「手・まめ・館」などの弁当代が8万4,000円の波及効果が発生しております。日本薬科大学は来年度も鹿角平で合宿を予定しておるそうであります。合宿の誘致には、クロスカントリーコースの整備の時点から指導を受けている県南陸上競技連盟の御代田会長、安藤先生というのは石川町の高等学校を退官した先生です。安藤顧問のご尽力をいただいております。福島駅伝の会議など陸上競技者で集まる会場でカントリーコースのパンフレットを配布する機会を設けていただいたり、現役時代のつながりを生かした誘致活動をしていただいております。クロスカントリーコースの今後の運営施策につきましては、御代田会長や安藤顧問のご指導を受けながら、コースの整備や活用、合宿誘致活動などを行ってまいりたいと思います。

また、鹿角平合宿誘致推進基本構想検討委員会が立ちあがっております。鹿角平の合宿誘致推進基本構想検討委員会です。これは皆さんの力をかりまして、これらの皆さんとは地権者と草地利用者、指定管理者、村のスポーツ関係者などの各方面の方々による検討委員会のメンバーであります。こういった人たちのお力をおかりしながら、あのクロカンのコースの振興を図ってまいりたいと思います。

以上で、宗田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 年々競技人口が、利用状況がふえているというご答弁であります。

ただ、あそこの場所の立地条件、環境、冬場の利用状況、秋から冬期間の使えない状況の今後の対応策、そしてあそこにこれから多くの事業が立案されてあります。これらを考えたときに、今後の村としての進め方、あとはあそこにいる方の営業力、これは村の行政の営業力ももちろんそうです。他力本願では、あそこはなかなか難しいと思います。自力でどういふふう改善していくのか、冬期間含めた答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） あそこのまず特徴は、これは宗田議員も御承知のとおりであります。

高所な地区にあるクロカンのコースということで、標高600のところにありますから、高地の練習にはとてもすばらしい環境ではないかと思えます。

ただ、あいにくにああいったコースは、一番にはグラウンドが、トラックが必要だとよく言われます。トラックである程度ならしてから、あのクロカンのコースに入っていくのが筋だそうであります。こういったことで、そういった思いに応えるためにはという思いで今おりますが、なかなか経済的にも財力的にもこういった整備を手がけるのは、今のところは困難な思いであります。

ただ、いずれこういったところにトラックあるいはそれに近い施設を整備して、利用者であれば感動を与えるような、そんなコースができればいいなという思いであります。冬期間はどうしても、ああいったスポーツが雪のためにコースに入ることができないんです。ですから、1月から3月までは利用者がゼロになっております。こういったことはやむを得ないのかなという思いであります。その分、夏場に、冬場来ない分を利用できる、お客さんを誘致できる、そんな施設に持っていくように努力していきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） さまざまな事業活動における生産管理などの管理業務を円滑的に進める方法として、PDCAサイクル、これは行政の方なら全部知っていると思えますけれども、プランから実行、チェック、アクション、改善まで、これを行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまで一貫して行い、さらにその計画に当たり円滑に進める事業であります。これは事業において必要不可欠なものであると聞いております。

そこで、現状の利用状況を鑑み、村としてどのような検証をしているのか、今後、この検証をもとに、どのように、さらによりよい鹿角平のカントリーコースに改善していくのか、その点について再度お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、あの鹿角平のクロカンのコースは、早い時期にということで、御代田会長なんかにもそういった指導を受けました。ですが、今この時代に入りまして、というか、第4次振興計画の策定に当たったときに、多くの村民の皆さんが鹿角平のあの観光牧場の開発に村では相当力を入れているけれど、そうではないのではないか、もうちょっと中心部の振興を先にやったらどうだという意見が強かったと宗田議員も感じているのではないかと思います。

そういったことで、私はあの鹿角平が、とても、グラウンドを整備して利用者へ便利を与え

れば、ほっとはうすも、もちろんそうだし、山王の里まで宿泊客を、利用者を泊めることができるのかな、引っ張れるのかなという強い思いがありました。それが今度の振興計画の中でちょっと今、邪魔をしております。もうちょっと方向を変えて、お休みしてもらって中心部振興を考えた後に、そちらに力を入れるべきではないかということでもありますので、四、五年現状の利用でまず皆さんに利用してもらって、次の時代に期待をかける、そういった思いでご理解をいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） そうですね。確かに中央の振興を図らずして村の振興は、私はないと思っております。また、結局あそこにそういう施設をつくることによって、周囲に対する環境の問題、環境整備、これにも莫大な費用がかかると思います。そういうもろもろを検討したときに、再度ここを村民の声、そして今の村の小・中・高の方が恐らくそんなに利用していないのではないかと思います、学校教育の中では。そういう立地条件だとかいろいろ考えに考えて、今後検討していただきたいと思っております。

以上で1点目の質問を終わります。

2点目、館山周辺の整備についてお伺いします。

館山公園が整備され、間もなく10年になろうとしています。今後、この館山公園とあわせた周辺整備、子供たちから高齢者が集う安らぎの空間づくり、若い人たちの交流の場となり定住化を図ることができ、高齢者にとっても館山景観を楽しみながらゆっくりとくつろげる安らぎの場所となるのではないのでしょうか。

また、既存の施設に近く、整備することにより相乗効果が期待できるのではと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田雅之議員の2つ目の質問、館山周辺の整備についてであります。お答えを申し上げます。

村では、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、3月末までに村の人口ビジョン総合戦略を策定することになっております。途中経過は、12月議会の同僚議員の質問にお答えをしております。1月には村民と職員で構成する総合戦略の検討委員会を終了し、2月には区長さんや関係団体の長などで構成する有識者会議でご意見をいただいております。

鮫川村の総合戦略の基本理念は、子供、若者、女性の自己実現ができる環境づくりであります。これからの時代を生きる子供や若い世代、女性が自己実現できる環境に向かって村民の総意で未来への投資を行い、人口減少、高齢化社会において一定の人口と地域の活力を維持することを計画しているものであります。

総合戦略では3つの基本目標を掲げております。1つ目には、U、Iターンを積極的に受け入れ、転出者の超過状態を改善するふるさと回帰の推進であります。

2つ目には、人口流出の一番の原因と考えられている雇用機会を創出する稼ぐ力の創出であります。

3つ目には、村の人、物、金が集まる機能が弱いため、村の富が村外に流出しており、それを管理をさせるための暮らしやすくにぎわいのある村づくりの推進であります。このためには、まず村の中心機能を強化する必要があります。また、子育て環境の充実を図り、人口の流出予防と転入者の拡大を図ることが重要であります。

3つ目の目標である、暮らしやすくにぎわいのある村づくりを実現していくための主な施策の中に、社会人の生涯学習プロジェクト、児童公園を核としたにぎわいのあるコンパクトビレッジプロジェクトがあります。学習センターの整備、にぎわいの核となる公園の整備などが計画されております。学習センターは子供、若者、女性が鮫川村で学ぶへの希望を持ちながら充実した生活を継続していくための大事な施設であります。また、少子化や文化団体の高齢化などに対応した将来の幼・小・中及び公民館連携構想の中核施設としての機能も期待されています。また、にぎわいの核となる公園の整備は村外から人を呼び込める、子供と高齢者に優しい公園であり、それを村の中心地に整備し、屋外のコンサートなどもできる公園であります。市場、前にやりました、青年がやったあんな市場や屋外のコンサートなどもできるような、そんな公園です。それを想像しております。さらに、公園への商業機能の集積による直接的な経済効果も期待される構想であります。

これらにつきましては、小学生及び保護者、高校生、若者、女性へのアンケートや子供センター保護者へのグループインタビューなどをもとに、村民と職員で構成する総合戦略検討委員会の議論を得て、村の総合戦略としてまとめたものであります。

先般の子ども議会の中でも、子供の居場所や公園についての強い設置要望がありました。鮫川村の人口ビジョンが目指す出生率や転入、転出人口に近づけていくためには、総合戦略の施策の実現は必要不可欠であると考えています。

しかしながら、実現のためには村民の総意、議会の同意も不可欠であると思います。構想

を実現するためには相当の年月を要すると思います。舘山公園もそうです。5年、10年で山にはなりません。こういった構想を実現するには、恐らく20年、30年とかかると思います。長期のビジョンで鮫川の夢を皆さんと一緒に描きたいと思っております。

平成28年度には、中心市街地の活性化のための協議会や学習センター、そして多目的公園などの基本構想を検討する委員会などを立ち上げ、子供、若者、女性から高齢者までの村民活動の意向や意見を聞く場を設けて、この対策検討に入りたいと思っております。

以上で、10番、宗田雅之議員の質問への回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今、村長がおっしゃったように、若者の声、それと子ども議会において、この公園づくりはかなり要望がございます。今、村、地方団体において緊急の課題は産業振興における若者の雇用の場、働き場のづくり方が緊急の課題だと思っております。この公園をつくる場所によっては、「手・まめ・館」の売り上げ増、トレーニングセンターの利用状況、プールの利用増、これに今、さざり荘、湯の田温泉が検討委員会で検討されております。これらの関連施設につながって、公園に来ることによってこれらに全て網羅され、経済的波及効果はかなりあるものと思います。

年々、村の人口が減少しております。これは鮫川ばかりではなくて、地方の人口、若者が年々減少していくために、定住人口が、これはもちろん減るのは当たり前のような現況であります。これらの施策をいかに早く取りかかるか、これが地方の村の将来に向けての存続の鍵にあると思っております。我々が将来に向かってどのような夢を描くのか、この夢づくりが私は一番重要なものだと思っております。

そこで、長期間のビジョンの中では公園づくり、人がいなくなつては、公園の利用者も、もちろん少なくなるし利用価値も少なくなると思います。ならば、早期にそういう検討委員会、夢づくり委員会をつくっていただいて、公園のあるなし、周囲の環境に与える影響などを考慮して、どこにつくるか。もちろん私は中央が一番、これは、各方部はだめだと言っているわけじゃないです。中央にあることによって放射線上に経済効果というのは私は発揮するものだと思っておりますので、どこに、早急に検討してやるか、これが重要であります。

また、今回の予算書には、残念なことに、私が見た限りでは強滝の公園改修が入っていません。一番、私は村の、これは何度も質問に載せてありますが、村の玄関口の強滝でございます。そして、年間相当のお客が来ております。これを整備することによって中央への波及効果、また、公園、さざり荘、湯の田温泉、全てにつながるものだと思

ておりますので、その点についても村長に再度お伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の再質問であります。

まず、村の中心地の振興であります。私も議員のおっしゃるとおりであると思います。いかに中心地の振興が大事であるかというのは、子ども議会でも、子供たちの発言からも十分考えることができました。とてもいい議会であったのではないかと思います。そんなお力をおかりして早い時期に検討委員会を立ち上げ、村の中心地の振興を図ってまいりたいと思います。

この館山中心に館山、そして長年の課題でありました湯の田温泉、西島旅館の跡地を村で買い求めることができました。これらを一体的な整備をすれば、必ず皆さんから評価のいただける、そんな村づくりができるのではないかと考えております。

あと、今ほどの強滝の地内の整備ですが、あの整備は、私はもう少し手入れ、下刈り等のシルバーさんのお手伝いをいただければ、あの景観は維持できるものと考えております。大きな杉を除伐するのではなく、今、紅葉時にもみじや桜の木にツタが絡まっているんです。とても絵にならない、そういった雑草とかツタなんかも悪さをしている景観もありました。そういったところをしっかりと整備して、皆さんに鮫川の強滝の景観を褒めてもらえる、管理もしっかり行き届いている、そういった村を皆さんに確認してもらえたらなという思いでありますので、28年度の夏の対策にはしっかりその辺、計画をさせていただきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 私も強滝、強滝と言って何回も申し上げています。

今、北條議員が質問したとおり、環境整備、トイレを初め、今言ったツタ藤、つる藤というんですか、私はちょっとあれですけども、そういう景観がものすごく景観を損ねているんですね、あそこを通ると。そういうのを率先してシルバー人材にお願いして、シルバーセンターでなくてもそういう振興公社みたいなのを、もしできればますます高齢化が進む中でございますので、各河川清掃並びに館山も15町歩近くあると思いますので、そういう除伐あわせた強滝周辺整備、これも今後の課題だと思っております。

本当に祖先から預かった本当の貴重な、私は財産だと思っております。湯の田温泉を初め強滝、館山、こういう祖先から受け継いだ貴重な財産をいかに魅力ある環境につくるか、これが今後の村おこしだと思っておりますので、地方に企業が来ないこの時代に、いかに地場

産業を振興させて環境を整備して村を存続させるかが今後の課題ではないかと思っておりますので、その点よく考えていただいて、今後の村づくりをお願いしたいと思います。

以上、2点の質問を終わります。よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

◇ 京 條 英 征 君

○議長（星 一彌君） 6番、京條英征君。

6番、京條君。

〔6番 京條英征君 登壇〕

○6番（京條英征君） 6番、京條です。この定例会において、2件質問させていただきます。

最初、1番目、積雪及び凍結による事故ゼロを目指して。

鮫川村はその立地から、どこから来るにもどこへ行くにも坂道を通らなければなりません。特に、凍結した道路の通行に際しては、常に危険が伴うのが現状であります。除雪の徹底や、あるいは日陰林の伐採等の対策をとってきておられるのは承知しているが、事故は後を絶ちません。過疎対策としても重視すべき施策の中心で重要度は増すばかりであります。これまで取り組んだ対策、県や国に対する要望は。また、村民からの要望にどう応えてきたのか、その検証はどうだったのか、危険箇所はどのくらいあるのか、などの安全な交通インフラ整備についての全般を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の2点の質問、まずは最初の質問であります積雪による道路凍結による事故防止についての質問にお答えを申し上げます。

まず、本村は議員もご承知のとおりであります。阿武隈山系頂上部にある起伏に富んだ地域であります。その地形から、市町村境にある道路が坂道であることは議員のおっしゃるとおりであります。

冬期間の対策ですが、一つには除雪作業になります。県も村も積雪が15センチ以上で除雪を実施しております。本村においては、村内の土木業者5社と村直営で142路線約188キロの除雪を実施しております。また、以前から多くの住民が除雪に協力してくださっております。そうした方に燃料代程度支払ってはどうかというご意見がありましたものですから、平成26

年度からは、地区内の公道などを除雪してくれた住民に1時間当たり1,000円の報奨金を支出してご協力をいただいているところであります。

ただ、中には、お金をやったならば、俺はお金をもらうためにやっているんじゃない、ボランティアだというお叱りを受けた、そういった皆さんもいらっしゃいます。大変ありがたく、こういった皆さんの協力があるから、早い除雪が済んでいる地区もあるわけでありまして。

次に、21年度から事業化した日陰林の伐採事業であります。冬期間日陰となり道路が凍結するのを解消するため、日陰の原因となっている樹木を伐採する事業であります。平成26年度までに18カ所を実施しております。しかし、山間地という地形条件から、樹木を伐採しても、山によって日陰が解消されない場所もありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

このほか、危険を知らせるための看板を立て、注意を喚起したり、滑りどめ用の砂を道路脇に設置しております。滑りどめ用砂は村管轄の道路だけで103カ所設置しております。さらに、融雪剤の散布も実施しております。以前は手作業でこの融雪剤の散布をしておりましたが、現在は小型の融雪剤散布機を3台導入し、効率よく作業をしております。融雪剤散布に協力してくださる地域住民の方には融雪剤を配布しております。

ご存じのとおり、本村の市町村境の道路はほとんどが国道、県道であります。国道、県道は福島県が管轄しており、道路改良に関する業務は福島県県南建設事務所、維持管理に関する業務は棚倉の土木事務所が所管しております。国道、県道に関する要望は毎年5月ごろ開催される事業調整会議の中で行っております。この会議は県南地区を管轄する福島県県南建設事務所の所長と建設事務所の各課長、棚倉土木事務所の所長と土木事務所の業務課長が出席し、国道、県道の改良や河川、砂防の改修等について協議をする場であります。

昨年5月に開催されました事業調整会議では、道路改良9カ所、災害防除1カ所、日陰林伐採3カ所、河川土砂排除4カ所を要望しております。また、国道349の建設道路促進期成同盟会や国道289の建設期成同盟会に加入をしております。加入している県内外の市町村とともに国に対して毎年要望活動は実施しております。

こうした長年にわたる活動が実を結びまして、現在289いわき境から渡瀬の中ノ町地内までの道路改良が進んでおります。

さらに、急勾配により急カーブが多く、冬期間の凍結による交通事故だけでなく、一年を通して交通事故が多発しております渡瀬の字西の沢地内の塙町境の道路改良についても、関係機関と協議が開始されたと伺っております。平成33年には完全にこの事業も着工になると聞いております。

県道勿来・浅川線、赤坂東野字内ケ竜地内の改良工事も進行中ではありますが、中内地内から遠ケ竜地内の区間も、事業化に向けた概略設計のため、航空測量に着手をしたと伺っております。

どちらの路線も調査完了後には道路の法線が示されるものと思われまます。県道明内・田中線、西山字発地岡地内では日陰林の伐採事業が実施されております。発地岡地内は平成25年度から事業に着手しておりますが、範囲が広いため単年度では完了せず、今年度も継続して事業は実施してまいります。

このほか、冬期間の道路凍結による事故を未然に防ぐため、道路改良を要望している路線は国道349、赤坂東野の大竹地内から青生野の姿平までの区間、これは大型車1台がようやくの地区です。この区間と西山の強滝地内、これは急カーブです。県道勿来・浅川線の赤坂西野字上地内です。これは京條議員も知っている上地内、急カーブなところではあります。こういった2路線3カ所は危険箇所として、特に要望しております。

これらの要望について、ことしの1月に県から対策の方針が示されております。まず、県道349強滝地内と県道勿来・浅川線上地内は、一時改良済み区間であるため、道路改良の実施は難しく、現道対策として、凍結防止剤自動散布機の設置に向けた予算を計画しているようであります。国道349大竹地内から姿平地内までの区間については、交通量や利用状況等を踏まえ、これはまだ改良されておられません。改良を前向きに考えているという回答をいただきました。どちらの路線も住民の生活を支えている重要な路線であります。本村としては、諦めることなく引き続き要望活動を続ける考えであります。

今後も住民からの情報や要望は的確に県に伝え、本村の現状を丁寧に説明し、道路改良事業の早期着手と適切な維持管理を要望してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、まず最初の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 一年、二年後には全くスリップ事故、雪道走行についての事故などがなくなるようなご答弁をいただきました。非常にありがたいと思います。ぜひそうしていただきたいなと思います。村内にどれだけ危険な箇所があるのかもよく承知しておられると思います。日陰林の伐採等対策をとってこられたのも、よく承知できました。凍結道路にだけけれども、今のところは凍結によるスリップ事故が絶えないというのが現状であるというのも認識されているようであります。

だとすると、検証も済んでいろいろな要望をされておりますので、一年、二年後には事

故がなくなればよろしいんですけども、当面何が問題なのかが検証になってくると、これが今度は課題だということです。日本の道路は皆つながっています。雪道や凍結道路の走行になれた人ばかりが通るのではありません。通行する全ての人たちの安全を守るために有効な対策をこれからもとり続けていただかなければならないのは確かなことでもあります。

鮫川村は交通事故ゼロ運動を推進しております。聞くまでもないことですが、このゼロ運動というのは死亡事故だけを言っているのではないのは明らかであります。そして、策定中の鮫川村総合戦略においても、冬期の通勤ストレスの解消をうたっています。

1つ、多くの女性にとって苦手な冬道の走行を安全にする。もう一つ、危険箇所の改修整備。もう一つ、子育て女性などを対象に冬タイヤ購入費の助成を挙げています。日陰林対策、先ほども申しあげましたけれども、凍結道路の解消、今や過疎対策としても重視すべき施策の中心となってきています。通勤、通学、通院、買い物、これの道路状況に支障があるだけで、転居を考えている人もおります。それと、道路事情から、鮫川村は冬がおっかないから移住していかないんだという人だっているはずであります。

事故を起こして初めて気がついたことを申し上げます。こんななだらかな坂で、こんなところで事故を起こして本当に申しわけない。最初謝りました。駆けつけてくれた方になんですけれども、そうしたら、ここは毎年事故が起こるところで、魔の道路と言われていると、そういう言葉をいただきました。それは村民の一言だったんですけども、正直申し上げますと、啞然としました。何らかの対策はとってきているとしても、同じ場所で何度も何度も事故が起こるのは無策と同じではないのかと。有効な対策でなかったから事故が続くのであって、事故が起こるのは全てドライバーの責任で済ませるものではないわけであります。でき得る限り、先ほどほとんど答弁いただきましたけれども、有効な対策をとるべきと考えます。

これから少し聞きにくいことをたくさん質問しますけれども、少しでも対策になればと思っただけの質問であり、ご容赦願いたいと思います。

防災全般についてお聞きしたいのですが、今回は除雪に限って伺います。除雪車が出動するまでの指示、命令の時間的な経緯について伺います。この質問は担当課長宛てに聞いている部分が多いので、答弁いただいでよろしいでしょうか。お許しいたきましたので、まず聞きます。

たくさんありますので、メモをお願いいたします。

まず、除雪車の出動を最終的に判断し、指示するのは誰か。村長か、担当課長かあるいは

委託している除雪業者の判断か。1月30日朝の積雪量は約30センチありました。29日夜にはもう既に15センチを超えていました。予報では、今後も降り続いて恐らくは30センチを超えるであろうと伝えていました。この時点で、つまり役場の皆さんが退庁される前に除雪体制の打ち合わせがあったのかどうか、気になります。一月以上も前のことで申しわけないんですけども、思い出して答えていただきたい。1月29日と30日の行動についてです。それも、危険箇所と言われているところがどのぐらいあるというのか、目で見て確認されて理解しているということを前提の上で質問いたします。

村民からの積雪量の通報はあったのかということです。15センチを超えると除雪することになっているということですから、基準がそうだとということですけども、出動命令がないとそれができないのであれば、15センチはあってもなくても同じことですね。

そこで、聞きたいのですが、村民からのもう掃いてくれという、今何センチだという、村民からの積雪量の通報はあったのか。あったとしたら、それは何時ごろか。課長が積雪量を確認したのは何時か。それは通報によってか、課長みずから確認してか。地域整備課のほかの職員からの通報だったのか。村長の指示が必要だとしたら、村長に一報を入れたのは何時か。何時からの出動要請だったのか。除雪業者が実際に出動したのは、では何時だったのでしょうか。思い出してこれまでの質問にお答えいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） まず、村長から。

○村長（大樂勝弘君） それではまず、担当課長の前に、私のほうで知る限りお答えを申し上げます。

まず、除雪は議員のおっしゃるとおり、鮫川村では15センチ以上を基準にしております。これはやはり財政的な負担もあります。1回の車の出動ですと、170万ほどかかります。ことしは2回出動しましたから、340万、村では年200万ほどしか当初予算は組んでおりません。ですから、1回分とちょっとです。ですから、できるだけ20センチ降っても、私はまだ15センチだという考えでいては、これは間違いであります。そういった思いで対策をしております。役場の庁舎前での積雪量でいつも判断しておりますが、29日、30日の今回の雪は夜中の雪でありました。朝の6時に係より電話が来ました、課長より。村長、15センチ以上になりましたから、業者に連絡させていいですかという連絡であります。朝早く容易ではないな、御苦労さま、お願いしますという対応で、今回の積雪には当たらせていただきました。

以上です。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長、増谷隆夫君。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 地域整備課長から答弁します。

この指示は、除雪に関しては地域整備課長が責任を持たされています。それで、まず村内の除雪の状況ですが、各大字の職員、赤坂東野は範囲が広いので2人います。総勢8人で、それは積雪の状況が24時間いつもです。それで、なぜそういうふうに各大字に配置しているかといいますと、それぞれやはり西野西山が降ったり、青生野、渡瀬が降ったり、東野が降ったりとそれぞれ降雪の仕方が違います。それで、職員を各お願いしていて、いつでも、除雪は15センチとなっていますが、一応12センチの時点でまだ継続して降っている場合は、私のところに連絡が来るようになっています。

最初の18日の月曜日は、まず青生野の職員が午前5時に電話をよこしました。青生野で12センチになっているんですがということで、私は家から直接、青生野の職員が12センチで今も降っているということで、村内5業者ありますが、それぞれ持ち場があります。一斉ではありません。12センチで今も降っているところは、そこの担当の業者さんに私は5時半に連絡しました、掃いてくださいと。それで、役場に來まして役場の気象観測のデータも見まして、いや、このまま降り続けるので、各担当職員から電話が來るところに、どんどん私の責任で業者に除雪をお願いしています。村長に連絡するのは、時間が早いときはちょっと私も連絡しませんでした。一斉になる場合に、まず村長に連絡します。村内一斉で除雪を始めます。それはもう完全に村内どこも15センチになったときに一斉で掃くということで。そのときには、防災無線も使いまいて、村民の皆さんに、今、村では除雪車が出動していますと連絡を、放送をしています。

その18日が月曜日だったんですが、次の30日は土曜日だったんですかね。それは、土曜日のときは私のところに渡瀬の職員が3時に電話をよこしました。真っ暗でした。その時間にもう除雪車を出してしまっていて事故はないのかということで、少し待って5時にまず業者さんに連絡しました。家から、5時に。それで、役場に來まして役場の状況を見まして、それぞれ、やはり職員から降っているところの地区ごとに業者さんに連絡して掃きました。土曜日だったので、小・中学校が休みということで、ちょっと小・中学校が掃くのがおくれまして村民の方からお叱りをいただきましたが、やはり今回の雪は1日では済みませんでした。両方とも2日間かかって業者さんに掃いてもらったという経緯です。

よろしいですか。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） お答えいただきました。

最初、十何センチ十何センチとおっしゃっているので、私が質問しているのは29日からの雪のことを言っていました。十何センチ、そんなはずはない、自分が確認しても15センチ超えていましたので。29日金曜日です。30日起きたときは、もう30センチ近かったです。定規を持って行ってはかったわけではないので、正確な積雪量はわからなかったですけれども。

何でこんな質問をするかわかりますよね。除雪は早ければ早いほうがいいのは明らかだからです。早い人では朝6時ごろにはもう出勤のために通行します。中には夜勤で帰ってくる人も、それから、これから夜勤で勤めに行く人もいます。車で雪を踏み固めてからの除雪では、その後の道路状況に大きく影響するからです。誰もが出勤時間帯には主な幹線道路の除雪は終わってほしいと願っています。ただし、延長距離が百何十キロもあると。業者も5社、それから民間の力をかりても、相当かりて依頼していらっしゃるみたいですが、それでも追いつかない、この現状はよくわかります。ですが、夜間だろうが早朝だろうが、状況に応じて対応するべきではないでしょうかと思うんです。

災害に備えるということは、臨機応変に対応してこそです。先ほどの答弁で、担当課長が出動要請をしてもいいというような判断で受けとめましたので、なるべく早期の除雪をこれから心がけていただきたいというのが最初のお願いであります。

私の調べた限りではありますけれども、鮫川村よりも積雪量の少ない埴町の対応です。除雪車の出動は3時です。夜中の3時です。本村の業者も恐らくきょうは早く出動するようになるから、酒は飲むなど、それで待機していた業者もあったようです。

ちょっと離れてしまいますけれども、どこの誰からだったかというのは詮索しないでください。それから、役場の誰が対応したとかということも私は詮索しません。ただ、それが事実であれば、これは問題ではないかなということを1つ申し上げます。

1月30日土曜日です。もう朝から除雪車は出動しています。だけど延長距離が長い、それから村道のほうは遅くなる、これは仕方がないです。これは理解して待ってもらえないですか。ところが、電話で要請したときの相手の対応が、組長を通してくださいだったそうです。ことさらに言いたくはないんですが、そう対応されたというんです。鮫川村の危機管理体制がそうだとしたら、これはやはり問題だと思います。住民からの通報は重要です。今は動画も送れますよね。ですから、リアルタイムで現状はこうなんだと、木が倒れそうだと、壁のところから土砂水が流れてきた、これはもう土砂崩れの前兆ですよ。そういう、通行人による住民の通報というのは、事故を未然に防ぐ、あるいは最小限に食い止めるためにすごく重要なんです。ですから、その時の状態でまだ除雪が追いつかないのであれば、今こう

だからもう少し待ってくださいというような、そういった丁寧な説明ができなかったのかなど。そうしないと、誰も協力しなくなりますよ。積極的に住民の情報をくださいという声かけをしている自治体もたくさんあります。

少しまた視点を変えて質問します。除雪に際しての業者との打ち合わせの機会を設けているのかどうか。これは村の人たちも結構声が上がりましたので、聞いてみたいと思います。

除雪全般の基準はあるのか。決めているのは担当の道路だけなのか。公共施設の駐車場なども範囲だとすると、それに要する時間は相当かかります。業者には道路を優先してもらって、駐車場などは個人、いわゆる民間の協力を得られないのか。先ほど、要請しているということですから、それはまた2度目の質問になってしまいますけれども、村内に重機を持っている人たちがどのぐらいいらっしゃるのか。それと、ふだんは農作業に使う重機を交換式で除雪できるような、そういった着脱式の、名前は忘れちゃったけれども、そういうのがあるみたいです。その購入を支援している自治体もあります。そういうことをして、少しでも早く、危険でないように、それから除雪の後に業者によって違うとか、あるいは踏み固めた後だからきれいに掃けないとかという状況をつくらないようにしてほしい。

それと、役場職員で大型の免許を持っていて、除雪車を運転できる方が何人おられるのか、それも聞いてみたいと思うのと同時に、資格取得が必要であるならば資格取得の支援などをするのも有効ではないのか。危険箇所を中心に2度の除雪を行えば、凍結事故も起こりにくいのではないかなと思える場所は少なくはないのです。再度の要請はできないのか。業者の都合か、予算の関係か。28年度の予算でも200万でした。2回出動すると約300万を超えるという、さっきお答えでしたけれども、国への要望でこれはもらえないのでしょうか。豪雪地帯と同じようには言いません。だけれども、本村で除雪を必要とするほどの積雪は年間でも数回ではない。対策も立てやすいでしょうし、予算が膨らむとしても、これは村民の理解は得られると思います。雪国の道路で除雪後のでこぼこは全くないんです。だから、事故などはめったに起こりません。夜の10時だろうが夜中の2時、3時だろうが、状況に応じて除雪するからです。私が起こした事故の後も、旧泰斗の前でスリップ事故が発生しています。渡瀬では江竜田のほうに上がって行くあのカーブで大型車同士が接触事故を起こして、かなり長い時間通行どめになっています。

スリップが危険だというのは車だけではないんです。町場なら、歩行者の転倒事故も起こります。富田では、転倒して骨折して入院しています。官代の方は、転倒して気がついたときは病院だったということです。鮫川村はやはり特殊な道路状況だという認識のもと、対策

を講じないと危険な箇所は回避できないんです。渡瀬から約30カ所ぐらい、私も一般質問するに当たってはありますけれども、危険箇所だと言われるところを見てきました。隅から隅まで見たわけではないんですけれども、30カ所ぐらい見てきました。渡瀬から塙に抜ける深沢の峠には、3台の自動融雪機、散布機が設置されていました。それが凍結道路解消に有効であるのならば、先ほど県や国に要望してあるということでしたので、再度また申し上げますけれども、解消に有効であるのならば、ほかの危険箇所にも早期に設置するべきだと思います。踏み固めた雪を舗装面まできれいに掃くのは困難だとしたら、やっぱり時間との勝負です。除雪の後の路面の状態が、先ほども申しましたけれども、業者によって違うのも困ります。

それで、課題の一つとして申し上げるんですが、業者へ支払う費用はほかの自治体と比較してどうなんでしょうか。もし、安いようであれば、労働に見合うだけの十分な報酬がどれくらいなのか考慮すべきである、安心・安全を守るための必要経費であると思います。

ここまで、答弁お願いいたします。

○議長（星 一彌君） ここで、13時30分まで休憩をいたします。

（午後 零時15分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 京條議員の再質問にまずお答えします。

細部にわたっては、担当課よりお答えしますが、私の知っている範囲で、まず先ほどの質問の中にありました29、30日の除雪対策であります。たまたま29日は土曜日であります。鮫川の積雪量は29、30で、いや、私の手帳には土曜日と書いてあるんだ。2月の、これは1月か、1月30日が土曜日。29日は金曜日で、30日は朝方25センチだというふうに書いてあります。そういったことで、まず移管したのは、土曜日は、中学校は休みですね、小学校、中学校が。学校が休みだったものですから、特に京條議員お気づきの点は、土曜日の日に中学生が入っていなかったということが気になったのではないかと思います。

土建屋さんも土曜日、日曜日は休みなものですから、月曜日に合わせればいいのかない

う思いで日曜日に掃いた、そんな記憶がありました。その辺をお答えしておきますと、あと、鮫川村の除雪は、どうしても大雪の豪雪地帯と違いまして、除雪車の種類が違うんです。大雪の地方ですと、除雪した雪を遠くに飛ばしたり、あるいは、郊外では遠くに飛ばしますし、市街地では2台でやるんですね、トラックで掃いた除雪を輸送するんです。そういった方法で、鮫川は押すだけなんです。その辺で、除雪の方法が違いますし、技術的には、どうしても豪雪地帯とこういったところでは差はあると思います。機械も違いますし、腕にも差があると思いますが、鮫川村は比較的上手なほうではないかと私は思っています。たまたま残るのは、朝早い人でなくても寒いんですね。特に阿武隈山系は標高が500から数える地域が多くあります。こういったところで、雪は上からと下からと、地面から解けるのもあるんです。その地面から解けるのが阿武隈山系の500、600の地帯はないんです。ですから、除雪した雪が根雪になって残っちゃうということで。ことしなどは、比較的暖かかったものですから、根雪は少なかったようです。

こういったことで、除雪の作業よりは、こういった寒い地帯であるということもあると思います。あと、機械も幾らか違うということでもあります。そういったことで、ご協力いただければと思います。

村は、基本的には行き来する皆さん方に安心安全を優先的に、業者にもお願いしていることは事実であります。そういったことで気をつけて、また、出動態勢なんかもご指摘のとおり、早い時間に対応するようなことが適当であれば、そういった時間も勤務に関係なく配慮していきたいと思えます。

あと、今までの方法については、また担当課よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 先ほどの京條議員の再質問にお答えします。

まず、その除雪の業者の打ち合わせはどうなんですか、についてですが、業者との打ち合わせは毎年やっています。27年度の場合は、昨年11月27日金曜日に行っています。それは、村内5業者と地域整備課で打ち合わせをしています。

打ち合わせの内容は、まず鮫川の場合は除雪時間なんです、1時間幾らというお願いを、27年度の時間の単価が、これでいいですかという協議をまずします。休日は少し金額が高くなっています。単価の調整をした後に、除雪の連絡体制ですが、先ほど言いましたように、担当課長、もしくは課長がいない場合は係長から各業者への連絡。その時間ですが、鮫川の業者さんに、過去においても真夜中の除雪は頼んだことがありません。業者さんはもちろん、

先ほども出ましたが、もちろん雪が降ってきたら、オペレーターはまずお酒は飲まないこと、あと、除雪車のチェーン、燃料とかの確認は真夜中でもやっていますが、あとエンジンをかけたりして待っていますが、実際、今までやはり、ある程度明け方から掃くということに鮫川村はなっています。

先ほど議員さんからのご質問で、ちょっと埜町さんも出ましたので、埜町の担当課に聞いたら、やはり夜中は、担当課から業者のほうに連絡がいくそうなんです、夜中は命令は出していませんということでした。

除雪なんです、優先順位は、平日の場合はスクールバス、幼児バス路線を優先に除雪をお願いしています。

そんな業者5社以外に、村の地域整備課に除雪車が2台あります。地域整備課のオペレーターが2人。あと2人が都合が悪い場合は、総務課の運転手に手伝ってもらうことになっています。

あと、堆肥センターにも、除雪車が堆肥に使うやつですが、除雪するときにはこちらに協力してもらおうということで、ローダー2台が公共施設を主に掃いていただいています。

先ほど組長さんに連絡してくださいというのは、ちょっと確認したら、それは村での一斉に業者に掃ってもらうときに、どうしても掃き残しとか、時間的にまだ路線がいっぱいあるもので時間が間に合わないときに、集落で先ほど機械を持っている方が掃いてくれるという、そのやり方が、前もって区長さんがある程度把握しているんです、その各区で誰が掃いてくれるとか、どの地区は掃いてくれるとか。

それで今回、その組長さんを通していたのが、いきなり役場に、どうしても掃いてもらいたいんだということで、それは直接、役場ではいと言わないで、組長さん、区長さんを通してもらって掃いてもらわないと、こっちから報奨費を出せませんので、その電話があったそうです。

村の除雪の話ではなくて、多分、今ちょっと話出しますが、その除雪の中に、今協力してくれる人、区長さんを通して報奨を出すのが、トラックさん、機械がついているのが、今現在、鮫川で把握しているというか、報奨金を出しているのが西野に1人です。西山に2人、富田に1人、青生野で2人が、実際に村で把握している、村民が除雪してくれる、報奨金を出すのが今の人数ですが、実際には、お金はいらないということで、自主的に掃いてもらっている方がたくさんいます。ただ、村には申請はありませんので、報奨金を出していません。

あと、金額の話なんです、鮫川村は先ほど言ったように、業者との打ち合わせで、時間

で決めています、何かほかの市町村だと機械を借り上げて、借上料のところも多いそうです。

除雪するために1年間機械を置いておくのは、すごい金がかかりますね、例えば車検代とか。いろんなもろもろかかる部分がありますが、そういうのも含めての借り上げで委託しているところがありますが、鮫川の場合は、あくまでも1時間幾ら、燃料費幾らという単価なので、もしかしたらほかよりは安いかもしれません。

あと、先ほど、各大字で降り方が違うので、それぞれの業者さんに頼んでいますが、今言った報償金をもらう場合は、村で一斉に除雪したときが該当になるので、それでいつも一斉がいつ何でやったかとか、そういうのが記録されています。

極力、先ほども言いましたように、15センチにならなくても業者さんにはお願いして、暗闇でなくて、ある程度明け方になってからで、先ほどちょっとメモを見ないでしゃべりましたが、1月18日は5時半に業者2社、7時に業者1社、7時半に一斉で除雪をお願いしています。30日は、土曜日は、先ほど言いました3時43分に最初職員から連絡がありまして、5時20分に1業者、5時45分で役場前が20センチになったので、一斉で掃いていただいています。

先ほど、29日の金曜日から降っていました。役場前の气象台では、午前1時が15センチに達しました。午前1時のときに役場前で15センチになりましたので、ちょっと渡瀬地区は早目に5時20分に出動しましたが、5時45分には一斉を開始したわけです。

以上です。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 答えていただいてありがとうございます。

わかったような、わからないような。塙で3時に出動したというのは、そんなに早くはないと言われると、直接行って聞いた部分ではないところもありますので、私の調査間違いかもしれません。でも、3時だということを教えていただいた方もありますので、そちらのほうを信用すると、じゃ、本当は何だったんだろうと。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 議長、すみません。ちょっといいですか。

○議長（星 一彌君） どうぞ。

○地域整備課長（増谷隆夫君） すみません。

それ1社は、確かに早く掃いちゃったそうです。それはちょっと、余り好ましくなかったんですが、確かに議員さん言われるように、1社は夜中掃いたそうです。ちょっと私、今言

うのを忘れました。すみませんでした。

○6番（京條英征君） それは塙の話ですよ。

○地域整備課長（増谷隆夫君） はい、そうです。

○6番（京條英征君） 道路の通行の安心・安全を守るためでありますから、臨機応変に課長の判断でも指示命令を出せるように、さっきは理解いたしましたので、凍結道路にならないような有効な対策、方法をスピーディーにいつもとっていただくという心構え、体制をぜひお願いしたいと思います。

もう一つ質問申し上げます。

今申し上げますけれども、多くの対策を、ぜひともスピーディーに取り組んでいただきたい。ここで1つ聞きたいのは、今までに村主導で危険箇所の解消に向けて村民に働きかけたことはあったのかどうか。それからもう一つ、村民みずから自発的に、この問題で行動を起こしたことはあったか、この2点をお聞きしたいと思います。

それと、何でもこういうことを聞くかという、一番大事なことは、一人一人が自分のこととして考え、一緒になって行動する、ここであるからだと思うからであります。第4次振興計画において、「つながりで支え輝く村づくり」を基本理念としています。すごく素晴らしいことだと思います。鮫川村もそうして支え合って、今があると思います。

「昔は、子供が学校に行く前に、みんなして道つけたもんだ」といった声も聞こえてきました。危険箇所の解消が行政だけで追いつけないのであれば、村もそうですけれども、村民も職員も当然に議員も先頭に立って、一つになって、何でもスリップ事故ゼロ運動といった市民運動みたいなものが構築されてこなかったのか、声が上がらなかったのかというのが、私はむしろ不思議でさえあります。恐らくは、山は険しくないし、崖崩れも起こっても大したことはない。川は穏やかです。氾濫しても何十件も流されるというような事故はありません。そういうところに長く暮らしていると、恐らくは災害に対する危険意識というのは薄れてくるんだと思います。こういった意識の低さが、人口減少社会において、それを克服するといった、その害にならなければいいのになと、私は思います。

小さな村だから一つになれると思うし、小さな村だから力を合わせなければならないと思います。困難に直面したときに、人の少なさがむしろ武器になって、鮫川は1,000人ぐらいしかいないけれども、だけれども、ものすごくいい村、安心して住める村だと、そういう村にしなければいけないと思います。一人一人が少なくなったときに、別な方向を向いていたら、絶対に鮫川には住みたくないと思うでしょうし、助け合う姿を見せていけば、日本一住

みたい村になってくると思います。

全国のどこの自治体でも人口をふやすのには定住促進、結局は移住促進をうたっています。それも対策には違いないんですが、結局のところは少ないパイを、人を奪い合っている、これでしかありません。村に残る対策も、移住者を呼び込むのも大切ではあるけれども、村づくりの目標は、誰もがうらやむような、そんな村をつくることに置くべきではないでしょうか。凍結道路の解消一つとっても、根っこのところにこの問題が潜んでいるように思います。

鮫川村が鮫川村であり続ける、どうやったらあり続けられるのかと今問われていると思います。私たちは今、大きな宿題と責任をしょっているんだと、それを自覚するべきだと思います。意見の違いを乗り越えて、村全体で一つになりましょう。一つになるのに多額の費用はかかりません。道路の解消一つとっても、みんなが力を合わせたら、安心して通れる道路になるんですよ。地域おこしで成功しているところは、住民がきめ細かい組織をつくって、一つになっているからものすごいパワーになっています。行政がそれを支援して、誰もが無関心ではないから成功したのです。我田引水は絶対にやめましょう。要望ばかりではなく、自分も行動しましょう。人のため、村のため、行動する社会をみんなで作っていきましょう。そして、どんな村にしたいか、いつも考えましょう。そういう村にするには自分なら何ができるか、いつも考えましょう。

2月の子供模擬議会、全て感動的でした。鮫川村をどんな村にしたいか、そういう真剣な思いがいっぱい詰まっていました。その中から1つ引用させていただきます。「僕の要望は、何かをしてほしいということではなく、村民がみんな優しく、何かあればみんな協力して解決するので、今のまま、自然豊かなまま、残してほしいと強く思います」6年生の意見ですよ。こういった考えを、行政、議員もそうです。みんなそれが先頭に立って、そういう子供たちの強い思いを、目指すべき未来の村の姿にあるその子供たちの意見を、真剣に酌む村、優しい村になってほしいと思います。例えば、雪が降った後、85歳ぐらいのおばあちゃんが、門口をようやく整理して、それでもう少し周りまで雪かきをしていたとします。そこを通りかかったら、車をとめて手を貸してあげる、そういう村であれば、規模がちっちゃくなくても、どっこい鮫川村は鮫川村であり続けると思います。

もう一度、村長の答弁を伺いまして、次の質問に変わらせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 京條議員の再質問であります。

まず最初に、鮫川村の道路整備に関して、市民運動はなかったのかというご質問であります。鮫川村は、一人一人の村民に負担をかけるよりは、京條議員も何年か鮫川村に住んでいてお気づきかと思いますが、それぞれの大字には議員もおります。そしてその前に区長がおります。鮫川の区長さん方は、とても大事な議員さん同様の活躍、働きをしております。区民の困ったこと、村民の困ったことは、まず最初に区長に相談するのではないかと思いますし、区長を越えて、議員に相談することもあるかと思います。

そういったことで、村民一人一人ではなくて、区から上がってきて、それを村政で意見を吸収して政策に講じたということはあろうかと思いますが、そういったことで、できるだけ多くの村民の声を、あるいは区長さん方、議員さん方の声を聞いて、反省をして、村政で執行しております。

何せ、例えば京條議員もお気づきのあの深沢です。あの深沢は、私が村長になったのは平成15年です。15年の一番最初の鮫川の一番の課題にあの道路を挙げさせてもらいました。以来、もう13年です。全然進捗はしておりません。強いて挙げれば、前の佐藤栄佐久氏のときに、村長、今すぐできることは、あそこに無人君の融雪剤散布機をとということで3機をつけてもらいました。それぐらいです。それがようやく20年目にして、今、形になろうとしております。京條議員も生活してわかったと思いますが、新築のトンネルもそうです。あれは61年ですよ、昭和61年から始まりまして23年です、完成したのが。

ですから、30年、27年かかっているんです、43億の事業です、3キロです。わずかトンネル2つの3キロの道路に27年です。こういったことで、大変この僻地で、やはり費用対効果を考えた場合、国の政策では、ないがしろにされたと言えれば言い過ぎかもしれませんが、大変厳しい状況もあると思います。こういった厳しい環境に鮫川村民はなれてきております。ですから、少しばかりの雪を掃かなくても余り小言は言いませんが、最近はそうでなくお上品になってきています。何でもかんでも行政に頼る姿勢になってきています。

そうではなくて、もう少しみずからがという、そういった共助の精神も、これからともに村の振興には、こういった小さな村が頑張るには、そういった共助の精神が大事ではなからうかということをお話しし、答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 地域特有な難題がたくさんあるということは、理解はしております。大変な努力をして、何十年もかかって、ようやく1つ2つ解決していくのであるというような、地域の抱えている問題も理解はできます。

それから、鮫川村は、共助の精神で、みんなで助け合って村づくりをしていこうという姿勢でいらっしゃるのもよく理解できました。組織のあり方として、組長、区長、それから議員、そして村に上がってくるんだということもよく理解できます。その中において、やはり安心・安全を確保しなければならないとしたら、やっぱりまさに共助だと思います。みんなで、どうしたら村をよくするかと。このことを行政が支援できる、手助けできる、アドバイスできるようなことがありましたら、ぜひ村民のほうに働きかけていって、お互いの力で自分たちの村をよくしようと、そういうふうな機運を盛り上げていってほしいと思います。

これで、凍結道路の解消に向けた、事故ゼロを目指していったの質問は終わります。

次の質問に入らせていただきます。

さぎり荘大広間の改修について。

一般利用者、団体利用者ともに気兼ねなく、同時に利用できる大広間とするべく、間仕切り等の改修を検討願いたい。状況によって、開閉して利用可能とする改修には、多額の費用を要さないと考えます。村長の所信をお聞きいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の2つ目の質問、さぎり荘の大広間の改修についての質問にお答えを申し上げます。

まず、現在の改築しましたさぎり荘は、平成23年4月末にオープンし、5年目を迎えようとしております。さぎり荘の建築に当たっては、平成21年11月に基本構想の検討が行われ、平成22年1月、3月と議会全員協議会において事業説明や基本構想の説明をし、6月の議会全員協議会では、設計者から実施設計の概要を3D画像により説明を受け、当時の議員各位のご意見を拝聴し、検討を重ねての間取りであります。建築の総事業費を3億と当初計画をさせていただきました。それが途中では、本体工事に3億で、外構工事に8,000万、合計3億8,000万のさぎり荘の大改修となったわけであります。

また、この事業の財源は、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金などの国からの交付金が、合わせますと2億2,200万、そして過疎債1億円などによるものであり、改修となると、この多額の交付金等を交付された事業に対して、国との協議が必要になるのではないかと思います。

プライバシーを守りたい方や、気兼ねなく利用したい方は、有料にはなりますが、個室を

利用されているようであります。また、団体利用の場合は、個室を2部屋続きで利用できます。利用者のニーズに合った利用を進めています。

それでも大勢の団体の場合は、大広間となることが年に何度かあるようであります。大広間は、利用者の交流の場、語らいの場でもありますので、コミュニティーの維持にもつながるものであります。安全確保等による緊急性の課題であれば、早急に対応を図るべきところではありますが、建築して間もない施設であること、改修のためには一般財源の活用ではなく、優良な補助金の確保が必要であることなどをご理解いただきますことと、現在の大広間と個室、それぞれの利点を上手にご活用いただくことをお願いし、京條議員のご質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） ご答弁ありがとうございました。

実際に、利用してみると、こんな問題も出ているんだなというような、これは村民の声でしたので質問させていただきました。

ただいま、湯の田温泉の利活用についての検討委員会も設置されておりますので、全体的な構想はそれに委ねるとして、それまでの間、知識不足かもしれませんが多額な費用を要しないで間仕切りができるのかなと、そういう思いで、ぜひこれを取り上げてくれという村民の声に答えるべきだと思ひまして質問させていただきました。

できたら、湯の田温泉を利活用する全体像の中で、また検討していただければいいのかなと思ひますけれども、もしそれが簡単ではないにしろ、できるのであれば、利用しやすいような環境をつくるべきかなと私も思ひましたので、質問させていただきました。答弁ありがとうございました。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の第1回3月定例議会におきまして、次の2点につきまして、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

第1点目ではありますが、災害に強い村づくり防災・減災教育の強化についての質問であります。

突然、東日本を襲った大震災発生から既に5年が経過しようとしております。大震災による津波の多くの犠牲者には、心からご冥福を祈るとともに、原発事故による避難を余儀なくされている方々の一日も早い帰還を願っております。

このたびの災害は100年、さらに1,000年に一度の大津波と言われております。さらに、福島県にとっては、原発事故が追い打ちをかけて、全世界に例のない災害とされております。私たちは、この災害を貴重な教訓と受けとめ、災害に強い村づくりへの危機管理や、防災・減災教育にも大きく役立てるべきと考えております。

防災マニュアルや危機管理、緊急災害時の備蓄品や村民への防災教育の実施など、災害に強い村づくりへの村長のご所見についてお伺いをいたします。

続きまして、教育長に質問をいたします。

大震災により、原発事故が発生した相双地区は、復興に向けた、現在も懸命な作業が続いております。また、福島、宮城、岩手の3件の大津波の被災地の復興に向けた現状は、まさに「生の学びの場」でもあります。村を支える青少年教育の一環として、被災地の研修をぜひともすべきと提案をいたします。

また、この震災を機会として、防災・減災教育をどのように計画されているのか、あわせてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の最初の質問、災害に強い村づくりについての質問にお答えを申し上げます。

平成23年3月11日の大震災から間もなく5年目を迎えようとしています。この未曾有の大災害において、異常気象により各地で大きな災害が頻発、発生しております。このような異常気象は、今ではどこでも起こり得る可能性があり、本村においても、この大震災による災害の経験を貴重な教訓として、さらに警戒を強めなければならないと努めているところであります。

議員ご質問のとおり、豪雨災害に備えるため、まず大切なことは、日ごろから住民の防災意識を高めていくことが重要であろうかと思えます。

平成22年に村が作成し、全戸に配布しました防災ハザードマップには、土砂災害危険箇所や地すべり危険箇所を示してあります。また、村内各地の集落センター19カ所を災害避難所

に指定しております。

鮫川村地域防災計画においても、いざという時のために、家庭内や地域での話し合いや、学校などで、この防災ハザードマップを活用して、災害時の備えや避難訓練をすることは、大変重要なことであると位置づけしております。

本年9月には、村で県南地方防災訓練が開催されることになっております。県南地方の防災訓練です。昨年泉崎で行われた鮫川版であります。

本訓練には、村民の方々はもとより、村消防団、消防署、自衛隊、日赤、学校など多方面からの協力を得て開催される予定であります。この機会を、これらの防災に対する学習の機会として捉え、多くの方々に参加をしていただく訓練にしたいと考えております。

昨年9月、関東・東北豪雨では、流下能力を上回る工事により、利根川水系、鬼怒川水系の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊、流出や広範囲の長期間の浸水が発生しました。また、これら住民の避難のおくれも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されています。

また、広島市でありました大規模な土砂災害を踏まえ、住民の防災意識、危機意識の向上のため、県で作成している土砂災害警戒区域等の指定箇所について、周辺に居住している住民に認識をいただくため、危険箇所図、被害想定区域図、警戒区域図等について緊急に周知をしたところであります。

周知方法については、県・村のホームページのほかに、該当する地域にその資料を配置し、日ごろから危険箇所等について認識していただくことの内容になっております。

次に大切なことは、迅速な気象情報の住民への周知であります。緊急に大災害の発生が予想される場合には、J-ALERTを通じて防災無線が自動起動して、土砂災害の危険が非常に高まっているとして、警戒情報が放送され、住民に警戒を呼びかけているところであります。この情報が出された場合には、状況判断により、避難準備や指示、避難勧告の発令や、直ちに命を守るための行動をとることなど、呼びかける情報を発出することになっております。

村では、住民への防災情報の伝達を多様化するため、全国瞬時警報システム多様化推進事業を計画し、全国瞬時警報システムを通じて、携帯電話に防災情報などの緊急速報メールを送ることができる装置も整備させていただきました。

また、防災計画により、气象台から大雨警報等が発表された場合、担当職員が直ちに待機

する態勢をとっております。気象情報、被害状況の把握、関係機関との連絡調整、状況に応じては消防団に出動要請するなどの体制をとることとしております。

また、土砂災害の危険度が増している場合に、避難勧告等の判断、伝達マニュアルにより、適切に住民の避難勧告や避難指示を行い、住民の安全を確保することとしており、平成27年3月には鮫川地域防災計画の一部を改正し、計画中の在宅者に対する対策の項目に、避難行動要支援者の避難マニュアルを整備し、対策として対象者の名簿を作成する内容を加えたほか、山地災害危険箇所の修正を行ったところであります。

また、備蓄については、計画中の第10節食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備について計画されているところでありますが、備蓄品等の内容については、都市部とは異なる本村の現状に沿った内容で整備を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上を申し上げ、質問者への答弁とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根議員のご質問にお答えいたします。

あの東日本大震災の発生から5年が経過しようとしています。この議場においても、激しく長い時間の揺れで、一瞬恐怖を感じたものでした。

そして、福島第一原子力発電所の放射線漏れによる不安が襲いかかりました。

事故から5年も経過すると、小学生の多くは、記憶が薄れていくものですが、学校における防災教育は、安全な生活を営むのに必要な事柄について理解できるようにするとともに、心身の発達段階に応じた地震等の災害時に、安全な行動ができる態度を身につける必要があります。これから始まる新学習指導要領においても、防災教育の充実が図られているところであります。

さて、被災地を研修すべきとのご提案ですが、学校の計画は、指導すべき内容や時間数などを勘案して決められ、被災地に単独での行事は難しいのではないかと思います。

鮫川村では、これまで、教育旅行等を実施する際に、被災地の様子を車窓から眺めたり、あるいは説明を聞いたり、実際に地震の、いや津波のエネルギーの大きさを、子供たちは感じ取っております。

また、福島県教育委員会では、災害復興支援として、ふくしま道徳教育資料集全3巻にな

りますけれども、読み物教材を使った授業を通して、子供たちが追体験し、価値に触れるようにしています。特に、今年度は、鮫川小学校は平成27年度、道徳教育総合支援事業として、その成果を上げております。

次に、防災・減災教育についてのご質問ですが、学校では、いろいろな総合的な計画をつくります。その中には、指導内容と年間の計画と時数などが決められています。その計画の一つに防災教育があります。それは、消防署や警察などの専門機関と密接に連携し、場合により、外部講師の指導も受けて実施されるようになっております。その実施につきましては、総合的に判断し、学年の発達を考慮して、効果が上がるように、計画的に行われていると思います。一般的に、学習教材の配列によっては、身近なことから遠くのことへ、理解と体験から問題解決型へなどが考えられています。例えば、効果的な学習ができるようにと、棚倉土木事務所による親子で地域の災害や危険箇所を学び、安全への意識づけもしております。そのほか、年間計画により、屋内消火栓講習会、応急手当講習会、先ほど申しあげましたふくしま道徳教育資料を活用した道徳教育の授業などがあります。

また、放射線に関する健康への被害などは、一般の国民に理解されていなかったことから、テキストも用意され、学べるようになっております。

さらには、今度できる、三春町に新設される放射線教育施設、福島県環境創造センターなどの利用も計画しております。

以上を申し上げて、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の、災害に強い村づくりの答弁につきまして、幾つか再質問をさせていただきますと思います。

防災計画の見直しということもご説明にあったとおり、過去に想定していた災害と、今度、5年前に起きた3月11日の考えもつかない、あれだけの大災害とは全く別物であります。当然、見直しをかけなくてはならないと思いますし、絶対あのような災害が来ないとは、誰もが言い切れるものでもございません。

その中で、防災計画の中に、自主的防災組織と、そしてまた公的団体の協力を仰ぐとうたっております。公的・民間団体、赤十字奉仕団、医師会、農協、そして森林組合、最後に商工会と、こうなっております。有事の際に、こういった公的団体との協議を経て、協力を得て、住民の自主的防災組織を強化するのだということをうたっておりますが、現在のところ、そういった会議は、まだ持たれていない気がいたします。今後の新しい防災計画の見直しに

当たって、どのようなご計画なのか、民間の力をかりないと、なかなか有事の際の住民の命を守ることができないことを、3月11日は教えていただきました。

今後の計画についてご所見をお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根議員の、今後の公的な機関との連携はどうなっているかというお尋ねであります。幸い、この9月には、県南防災訓練が鮫川村会場で訓練実施されるわけです。

このときに、それぞれの機関の皆さん方においでいただきます。こういった機会を設けて、鮫川の状況等をご説明しながら、皆さん方のご協力を、どんな形でお願いするかを検討させていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） さらに、救援物資の件について、村長からお答えをいただきました。

実は、私はこの防災関係の災害に強い村づくりは、きょうで4度目の質問だと思います。救援物資といえど、災害が起きると3日、4日で飲料水から全てのものが届くような状況になっておりますが、災害が起きたときに、その3日間というのが一番大切だと言われております。

1人が1日3リットルの水が必要であるし、ましてインフララインが寸断される場合には、飲料水、電気もなくなります。

村内で19カ所の避難場所を想定しているということではありますが、主には区民センター、集会所等々であると思いますが、こういった緊急避難場所に最低限の寝具、毛布とか、それから今の飲料水は3年以上置けるようではありますが、そういった緊急物資の備蓄が必要なのではないかと。

それとまたあわせて、鮫川校にある緊急用の避難庫、あの中には、どのくらいのものが入って保管されているのか、あわせてお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、おかげさまで、できましたのが、この震災の大きな被害によりまして、常備することの必要性が問われて、あの防災倉庫ができました。

その倉庫には、災害に対する諸機材が入っております。ただ、今ほど、私の当初の回答にもありましたように、都市部と違った備蓄の仕方ということを申し上げたのは、鮫川村は、食料の生産基地であります。水も水道の普及率が、全国でもまれな48%しか水道の普及がし

ていない地区でありますから、半分以上が自家水道に頼っているわけです。ですから、こういった災害には、とても強いのではないかという思いでもあります。

ただ、あの23年の地震では、大分枯渇した地下水道もありました。幸いにも、村の水道は、そういったことはなかったです。こういった二本立てでおりますから、どちらかが、恐らく水は備蓄しなくても、そういった対応はできるのではないかという思いで計画を立てておるところであります。こういったところで、都市部と違った災害に対しての食料の備蓄の方法ということでご理解をいただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 本村の水道の普及率は50%までいっておりませんが、地下水道水、これは全て電力、モーターに頼っております。泥水を飲む方法も実はありますけれども、若い方々、また避難した方々は、絶対川の水は飲みません。また、今、どの家庭でもペットボトルで小さい子供に飲ませている以上、大字区の避難所とされているところには、これで私、3度目の提案ですが、ペットボトルを例えば100人、200人が2日、3日飲めるくらいの量は確保すべきである。

また、あの震災のときに、村長も記憶にあると思います。毛布を村民から呼びかけて調達をいたしました。500枚ほど集まりました。私もあらゆる手段をとって、隣町のいろんな施設から飲料水と毛布をお預かりしてきました。いざというとき、必ず集まるであろうあいう寝具も、実際、大型な災害が来れば、集まらない状況もありますので、最低限度の毛布、それから飲料水、これは避難所には必ず置くべきである。私はまた、きょう4回目の提案であります、これを申し添えたいと思います。

次の質問であります、村には緊急メールシステムがございます。これは、広域圏から来る消防団等に来るものと、村が独自に発信する村メール配信サービスというのがあります。災害、それから災害情報も流しますと。あと、村の数々のイベントも流しますよというような内容になっておりますが、これを登録するような状況になっております。村民が登録をして、情報が欲しいという方々が、アドレスと、それからパスワードを入れ込んで登録することになっておりますが、この登録率、一体村民にどのくらいあるのか、わかれば教えてください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まずこのJ-A-L-E-R-Tを直接村民で契約されている方、私とか、消防関係は当然、強制的に契約となりますが、一般村民に対しては、申し込みによってという

ことであります。果たしてその申し込み者がいるかどうかは、担当者よりお答えを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 村民からの申し込みはゼロだそうです。

〔「J-ALERTを契約するのは、村を通さないと契約できないでしょう」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 細部にわたりましては、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（石井 哲君） 関根議員の先ほどの村の登録の関係ですが、詳細に数字を把握しておりませんので、把握して、後でご説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 後で結構です。ただ、そういった情報提供があるということを村民がわからない。登録の仕方は携帯、また自分が持っているパソコンのアドレス、これを登録するようになっているんですが、そういった大事な情報を得るという手段が村民にわかりません。実際、議員さんの中で、実は私も恥ずかしながら、きのう、おととい、それをやってみたんですが、登録されたかどうかちょっと、パスワードというものがあるものですからわからないんですけども、それが実態です。

ぜひ村民に広報して、こういった情報提供、イベント情報等々ならば広報紙を見てわかるんですけども、私が今回質問しているのは、緊急時の場合、防災無線もあります。しかしながら、防災無線だけでは離れると聞こえない。災害のときには、携帯電話は間違いなく麻痺をします。そしてつながらない。そのときに、3.11もメールが非常に助かったと、メールは通じたということなので、それを教訓にしながら、そういう緊急時のメール登録がありますよというのを、どうか村民に、そして私どもも行政に携わる者も共有しなくてはならないと思うので、その点もあわせて広報をお願いしたいと思います。

それでは、最後になりますが、実は次の質問で用意していたんですけども、村長のほうから答弁があったもので、高齢者の要援護者の災害時の支援ということが新たに盛り込まれたということで、それについては、この高齢者の7期のプランの中にも載っております。

この高齢者とか、障害を持っている方々、こういった方々、特に高齢者ですが、災害時に要援護、要するに災害が起きたときに助けが必要なのかどうか、これを登録すると。登録し

たらば区長さん、それから民生・児童委員さん、消防団員さんがそれを共有して、いざというときに助けが必要な高齢者の支援をするということになっておりますが、実際、今、どれくらいの方が登録されて、その区長さんとか民生委員さん、要するに自主的防災組織の皆さんが、そういった情報を共有しておられるのかどうかお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、要支援者の把握であります。役場の総務課で把握しております。ただ、それを地元の区長さん、あるいは消防団、あるいは民生委員の人たちに流しているかどうかというのが、これは本人の承諾をもらっていないようで、承諾をもらった順に、そういった皆さんに差し上げるということの今、体制だそうです。

ニーズについては、担当課よりお答えを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 住民福祉課長、鈴木真理子君。

○住民福祉課長（鈴木真理子君） ただいまの要援護者のご質問ですが、このことにつきましては、総務課担当というふうには村長のほうからご答弁ありましたが、住民福祉課のほうで事業を実施しております。ひとり暮らし、障害者を合わせた方に、民生委員さんが各家庭を訪問していただいて、災害時に援護が必要かどうかという確認をしていただきまして、なおかつ、あなたが消防団、区長さん、皆さんに情報を提供してよいかというご確認をさせていただいて公表しているところです。ここ数年、見直しを図っていないのは事実なんです。100人足らずの方が登録、その当時されたと思います。

3月11日のときも、その名簿から確認をさせていただいて、区長さんとか消防団につきましては、消防団のほうには、ひとり暮らし高齢者と障害者については名簿の提供を、毎年、消防署のほうから要求もありますので提示しております。

あと、3月11日の災害時なんです。このことについては、民生委員さんに、ちょっと要援護者ですよということを、なおかつお知らせして、大丈夫かなというところの安否確認を当時させていただきました。

ひとり暮らし名簿は常に更新しておりますので、その都度、災害時には対応できるものと思っております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 100人ほどの登録者があるということは、ほぼひとり暮らしの世帯数であって、当然、登録した以上は、緊急時には個人情報保護法も何も、私ははっきり言って

ないと思うので、まず助ける、命を助ける。本村の場合には、津波はないと思いますが、大型な土砂崩れ、そしてまた水害ですね、それとまた火災等々、水害等ありますが、そういった大型の、あと地震ですね、地震の倒壊もあわせて、ひとつ村民が、みんなで支える村づくりのために、最低の災害にとどめるような、そういう施策を私どもも一緒に構築していかなくてはならないと思っております。

それでは、続いて教育長に再質問させていただきます。

学校教育の中で、復興教育支援事業という、そういった教育旅行ですか、それは難しいのではないかと。ただ、教育長の答弁の中に、子供たちがそういった被災地を見られたと、こう受けとめてよろしい、そういった教育旅行があったということで受けとめてよろしいんですか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 教育旅行の目的は、具体的に言いますが、いわきの施設を見学するんですけれども、その行く途中において、そういう被害の状況とか何かは、子供たちは実際に目で見て、確認しております。そういう旅行はございます。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 車窓から目的地に行く間に、そういった現状を見たということでもありますね。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） その車窓もさることながら、実際にバスおりて、そういったものを見学したというふうに聞いております。水族館とか、それから自動車の会社とか何かそういうふうなところですね、そんなふうに聞いております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長は、実際被災地、被災地といっても広いんですね、いわきからずっと三陸までありますので、特に福島県は、相双地区は原発で入れない部分もありますが、教育長みずから、そういった被災地、大津波で町がのまれた被災地は、実際自分でご見学なされたことってありますか。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 実際は、私も個人的なことになりますけれども、双葉地区には、同

じ学生時代を過ごした人たちがたくさんおります。具体的に、浪江とかそれから請戸の海岸とか、そういうことで、実際に私は、具体的にはいわきまでですけども、今のところは、そんなところでその自然の、津波の恐ろしさというのですか、そういうものは、実際自分で目で見て確かめております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この議場のほぼ全ての方が、そういった現場、また3月11日後の瓦れきの山、さらには家族を捜している方々、そしてその後の復興の状況、また、人が住めない、戻れない双葉の地域の荒廃した町並みを見ているかと思いますが、私は、今回の一般質問で、子供たちが、実際同じ立場の子供が避難して、そしてそこに立ち入れないふるさと、ここを避難している方々、また家族を亡くした方々がどのような思いでいるのか。これは、まさに私どもも大きな言葉にあらわせない記憶になりますが、子供たちには学校の机の上とか、教壇では教えることができない、本当に100年に一度、1,000年に一度の学びの場だと私は思います。

現地には、そういった話を語って伝えたいというボランティアの方々が大勢いらっしゃいますし、いまだに家族を捜している方もいます。

どうか、学校教育の中で、教育長の個人的な思いではなくて、村の子供たちを、どうこれから育てていくのかという、そして生のこういった教訓をどのように子供に伝えていくのか、そういった観点から、ぜひとも取り組んでいただけることを期待をいたします。

それでは、2番目の質問に入らせてください。

高齢者支援を含めた支え合う村づくりについてでございます。

本村の目指す姿は、「つながりで支え輝く村づくり」としております。年々、人口が減り続け、高齢化率も31.5%と年々高まりつつある中で、まさに、村の存続を象徴する射的を射たテーマであると、私は高くこのテーマを評価しております。

村内のどの集落を見ても、20年後には空き家が半数になるであろうと懸念する村民も少なくありません。また、年々高齢者世帯は、間違いなくふえると予想されます。これらの本村の実情に目を背けることなく、行政と村民協働の鮫川流支え合い運動、これを確立するために、村民一丸となって知恵を出し合う必要があると考えております。

第4次振興計画の10カ年のスタートである新年度に当たって、高齢者を支える家族や団体の支援、さらに住民と連携した支え合う村づくりに向けた高齢者福祉に向けての村長のご所

見をお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、関根議員の２点目の高齢者支援を含めた支え合う村づくりの質問についてのお答えを申し上げます。

まず、高齢者支援につきましては、平成27年３月に策定しました第７期鮫川村高齢者福祉計画及び第６期鮫川村介護保険事業計画に基づきまして実施しているところであります。

この計画は、平成27年から29年までの３年間の計画で、まめな暮らしが育む高齢者元気プランとし、生き生きとともに支え合い、安心して暮らせる村を基本理念に掲げ、支え合い生き生きと健康に暮らせる村、安心して暮らせる村、安定した介護サービスを受けられる村の３点を基本目標と定め、さらに、その目標を具現化するために基本施策を設定し、各種施策を引き続き新年度も同様に推進しているところであります。

高齢者を支える家族や団体の支援の主なもの、高齢者の社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターへの助成、生きがいつくりの推進では、老人クラブ活動支援のための助成や、敬老事業の充実に努めております。疾病予防、健康の推進では、高齢者への予防接種の助成や、結核、喀痰、胃がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎の検診料を無料として、住民総合健診の受診を推進しています。

在宅福祉サービスの充実を図るためでは、緊急通報装置貸与事業、車椅子の同乗軽自動車貸出事業、高齢者のお助け事業、バス運行事業、患者送迎巡回バスのサービス事業と村営バス運行事業であります。この村営バス運行事業は、70歳以上は無料になっております。

そして、除雪、配食サービス事業、家族介護支援者の充実を図るためでは、寝具の消毒丸洗い乾燥事業、在宅要介護高齢者紙おむつ給付事業、在宅高齢者家族慰労金交付事業、そして、高齢者の家屋の老朽化などにより居住が困難な高齢者や、ひとり暮らしの生活に不安な高齢者への住まいに関する支援を行うため、高齢者居住サービス事業、高齢者向け優良賃貸住宅事業、そして高齢者の住宅改修助成事業等が、高齢者に関する事業等であります。

住民と連携した支援としては、民生委員さんによる高齢者世帯やひとり暮らし高齢者への見守りや、友愛訪問の実施、登録された災害時要援護者においては、近隣居住者との情報を共有し、災害等の発生時の支援をお願いすることとしています。

介護保険事業の地域支援事業では、少子高齢化や財政状況から共助や公助の拡充を期待す

ることは困難な状況にあるため、住民組織やボランティアによる互助は重要なものであり、その果たす役割は大きいと考えています。

村では、住民と連携・協働して実施している道路愛護作業や、河川清掃などの環境整備、消防団による防災組織、全国に誇れる納税組織など、住民との連携があつてこそなし得るものが多々あります。

今後も村政への理解と情報共有を図り、住民との連携に努めてまいりたいと思います。

以上で、関根議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ただいま答弁をいただきました。

第7期高齢者福祉計画の内容をずっと見せていただきましたが、非常に満遍なくというか、密な計画だなと思って、感心をしながら見せていただいております。

その中で、幾つか質問をさせていただきます。

こちらの計画の中に、高齢者の社会参画の促進という項目があつて、高齢者は、本当に頼れる高齢者、必要とされる高齢者を、健康な高齢者をふやすという一つの方法として、豆をつくっていただく。

それから、シルバーセンターにも加盟していただいて、働いていただくというような施策が入っておりますが、数字を見てみると、年々耕作者が減りつつあると。また、シルバーセンターの登録者も減りつつあると。高齢者の数は、間違いなく減ってはいないんですが、そういった耕作者、健康であるはずの方々の社会参画が減っているというのは、一体何が原因なのかなと不思議に思っておりますが、原因と、また今後どのように対策を打たれるのかお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、鮫川村の農業の一番の活性化の時代は、昭和30年代であります。村の農業生産額が40億近い産業であった時代であります。人口も8,256人ですか、一番多くのピーク時でありました。この時代の人たちが一番稼いだのは昭和1桁生まれです。この時代の人たちが一番農業の楽しさ、あるいは苦しさ、あるいは喜びを知っているんです。こういった1桁の人たちが高齢化になりました。昭和初期生まれの人は、もう90歳です。こういった人たちが現場を去って、今70代になりますと、若干農業の厳しさが先導してしまって、農業の楽しさをわからない世代が引き継いだのではないかと思います。こういった人たちに元気に青空のもとで汗をかいて、健康な生活をしていただく。この喜びを、なかなか実態と

して感じていかない、この辺を農林課に指導していきたいと思います。

今、80を越した人たちが、一番農家の誇り高い時代が、豊かな時代を経験しているんです。70代の人たちになりますとそうではないですね。そろそろ農業の厳しさを知った時代なんです。この辺のその時代の移り変わりを上手に農林課で耕作者の募集をできればいいんですけども、その辺を最近気づきました。こういった皆さんに、積極的に頑張ってもらい、孫の小遣い稼ぎという思いで大豆やじゅうねんの栽培に、村で支援して、少しでも元気づける、そして耕作放棄地の解消につなげていく事業にしていきたいと思いますので、あわせて協力をお願いするところであります。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 農業の振興とあわせて、高齢者の生きがいがづくりということは、一石二鳥であると思います。推進していただきたいと考えております。

さて、高齢化率が平成36年に40%以上になるであろうと予想はされております。当然、介護認定も厳しくなり、特別老人ホーム、グループホームには限度があり、在宅介護を余儀なくされる。また、高齢者を抱える家族が、これからどんどんとふえるであろうと予測している中で、新しい介護、また自宅での看取り、在宅の医療ということの突入ということになりますが、本村では在宅高齢者の慰労金の交付ということで、支援をしておるのがここに載っております、数件ですけれども。これは99歳以上ということだそうですが、今後、在宅介護がふえるであろう、そういった方々の支援策は、かなりこの中に盛り込まれております。当然お布団の丸洗い、また家族の研修、それから慰安旅行等々あわせて施策として盛り込まれているのですが、なかなか入所したくてもできない家族のための支援策、さらに金銭的な支援も含めて、今後、村長はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今、関根議員が話されています在宅介護であります。この在宅介護、これから10年後です。平成35年、その団塊の世代の人たちが後期高齢者に入る、75歳になるその年代になりますと、恐らく病院も施設も、受け入れ体制が全くできない状態になるということでもあります。こういったときに発揮されるのが、こういった地方の地域の支え合う、もともとそういった家庭環境、地域の環境で老人と一緒に暮らしているのが農村生活ではないかと思えます。こういったご家庭に、できるだけ支えていただける、そういった家族介護者に対して支援したいなという思いであります。

こういったものは、これから先、恐らくまだ大丈夫です。10年後、20年後には、こういっ

た鮫川村だからできる支援体制の構築が必要になってくるのではと予想されます。ぜひ早目に、こういったために資金の備蓄なんかも必要ではないかと思いき、そういった家庭教育なんかも地方だからこそできる教育、じいちゃんばあちゃんと一緒に3世代が同居できる、そういった社会づくりを構築するように鮫川村はしむけていきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の答弁にも支える村ということで、これは基本だと思います。

地域が高齢者をみんなで支えるというのが、本村ならではの高齢者福祉の原点だと思っております。

7地区には、高齢者を支える団体といますか、支援事業がございます。年に3回から、多いところで5回、6回と大字地区で高齢者支援事業をして、本当に頭の下がる思いといますか、我々外部から見ても、本当に頑張っておられるなど思っております。

中でも富田地区には、民生委員さんのOBの方々が、月1度ずつ、お配りする資料をおつくりになり、1件ずつ訪問されておる団体がございます。元気づくり支援隊とかというらしいんですけども、非常にあの方々の自主的活動というのは、7地区に既にある支援団体とは別に、自主的におやりになっている、この姿は、本当にこれからのうちの村の原点だなど思っております。そういった方々も自費で、手弁当で、印刷物も、かりかり手書きとかでやられてお配りしている姿を見るにつけ、ああ、こういったものって村で何らかの支援策があってもいいのかなと思ったりもいたしますが、そういった団体の把握もされているでしょうし、そういった支援団体の支援を、村長、今後どのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、そういった陰の力、支える力、共助というのがとても大事な世の中に、高齢化社会になってきます。

こういった支え合う人には区長会、あるいは民生の会、そんな会を通して、小さな運動、発掘運動でもして、そんな事業者を、かえって報奨金など差し上げると、「金のためにやっているんじゃない」という言葉が返ってくるんです。何か報奨して、たたえて、皆さんの元気を、そして高齢化を支えてもらう事業に、なお一層力を出してもらう、そういった環境をぜひみんなで整備をしていきたいと思いき。

区長会、あるいは民生委員会などに諮り、構築できればという思いでおりますので、お答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 本当に、既に突入ということで、私どもも当然高齢者になるということもあって、人口が減っていても幸福だと言われる、この村に住んでいてよかったと、そして、おうちで看取ることができて、その周りには、きちんと家族がいてというような、こういう本当に長寿日本一の鮫川村を目指して、まめで、達者な、そして支えて笑顔が輝くというような村づくりに邁進していただくことを期待しまして、私の2つの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇ 前 田 雅 秀 君

○議長（星 一彌君） 7番、前田雅秀君。

〔7番 前田雅秀君 登壇〕

○7番（前田雅秀君） 平成28年第1回の3月定例会において、一般質問を7番、前田が行います。

遊休農地対策について。

耕作放棄地は、高齢者のリタイア等に伴い拡大傾向にあり、日本には39.6万ヘクタールもの面積があると言われております。

この耕作放棄地の増大の問題は、本村においても危惧されるところでございます。

農業の収益性が低く、他産業並みの所得が得られない中では、農業後継者が残るはずもなく、農業従事者の高齢化と相まって、農地の保全すらままならなくなってきたのであります。

この問題は、単に農業基盤の縮小にとどまらず、有害鳥獣の問題など農村の生活環境にも悪影響を及ぼしかねない状況となっており、農業に従事する者だけでなく、地域農業と生活環境の基盤を守る上でも、重要かつ緊急の課題となっております。

このような中で、鮫川村において、国の推奨する人・農地プランに諮り、鮫川村人・農地プランを策定し、平成27年3月に村告示の形でプランをスタートさせました。

内容としては、国の支援策等を有効に活用し、村の農業及び農地の維持を図っていくというものであります。

以上を踏まえた上で、若干質問をさせていただきます。

まず最初に、鮫川村の耕作放棄地の面積増大が、どのように推移しているのか、数字をもってお示してください。

次に、鮫川村人・農地プランは、総括的、抽象的な表現となっていて、具体的には何を

って耕作放棄地対策とするのが、わかりにくいものになっております。平成28年度の村事業では、どの事業が耕作放棄地対策事業となるのか、具体的にお示しください。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、前田雅秀議員の遊休農地対策についての質問にお答えを申し上げます。

まず、5年ごとの農林業センサスによる調査の結果では、平成12年では、水田が41.89ヘクタール、畑が49.37ヘクタール、樹園地が0.47ヘクタール、合わせまして91.73ヘクタールの耕作放棄地でありました。平成17年では、田んぼが35.8ヘクタール、畑が36.64ヘクタール、合計72.44ヘクタールでした。平成22年では、合計が90ヘクタールでした。これは県の集計結果が公表されなかったため、内訳はわからないようです。

平成27年に実施しました調査では、田んぼが54.26ヘクタール、畑が39.38ヘクタール、樹園地が0.7ヘクタール、合計94.34ヘクタールでした。15年前と比較しますと、耕作放棄地は2.61ヘクタールほど増加している状況であります。

以上が、農林業センサスの情報によるものであります。

次に、2つ目のご質問の人・農地プランの作成によって、耕作放棄地をどのように解消するかであります。

国では、農業者の高齢化が進み、耕作放棄地が拡大する中で、人と農地の問題を抱える地域がふえるため、今後、地域の中心となる経営体の確保や、将来の農地利用のあり方について、地域住民の話し合いによって未来の設計図をつくる計画であります。

具体的には、農地の受け手となる担い手に、農地の集積など経営発展につながる検討や、担い手が不足している場合には、新規参入者の検討など、集落が持続可能なものにするための計画であります。

村では、平成26年度に2回の検討会を開催して、村全体のプランを作成することになりましたが、村全体を網羅していることから、制度の活用が不十分なため、モデル地区によるプランの作成に取り組むことになりました。そこで、中山間地等直接支払制度に取り組んでいる塚本地区が、人・農地プランの作成に取り組みました。

このプランでは、農地の集積・集約化を行う農地中間管理機構を通じた農地の借り受けに取り組み、支援措置である地域集積交付金と農業をやめる方に交付される経営転換協力

金の交付を受けるなど、地域活性化に利用することになりました。

今後、高齢化等により地域が疲弊し、人・農地の問題解決の手段として、地域の話し合いがますます必要となってきました。村としても中山間地域等直接支払制度の活用によって、耕作放棄地を出さない対策を講じておりますが、地域の担い手に土地が集約できるようになれば、このような支援を受け、耕作放棄地解消につながることを考えられ、集落をまとめるリーダーと担い手が必要不可欠となります。

これらの予算の対応は、耕作放棄地を出さない対策も含め、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度で対処しますが、新たに人・農地プランを策定する集落については、その都度対応、指導することといたしております。

以上で、7番、前田雅秀議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、前田君。

○7番（前田雅秀君） 耕作放棄地が、このように推移して増大していくことには、限りなく寂しさを覚えるところでございます。

そういう中で、鮫川村は、地域農業の将来のあり方というものの中で、平成27年3月31日付で、畜産業が盛んであることから、飼料米やWCSを推進していくんだよというような報告がされております。

私どもも、常に農地を預かる中で、これから飼料米、またWCS、それらを耕作しようというような思いでございます。WCSを耕作することによって、農政局から基準単価が1反歩当たり8万円来ます。その中で、収穫料金は、農協にお願いするんですが、1万7,000円ぐらいかかりますよね。それと資材費、1反歩当たり大体7個ぐらいが平均だと思います。850円かかります。それと、それを7掛けると5,950円ぐらいかかっております。

また、買い取りは、1反当たり7個で3,000円ですから2万1,000円入ることになって、ざっくりいくと、WCSでは7万8,050円ぐらい、また、種代とか肥料代は別に出すようになります。

次に、飼料米の基準単価でございますが、5万5,000円から10万5,000円、基準単価では大体8万ぐらいが妥当かと思っております。

刈り取りが1万8,000円かかります、1反当たり。もみの搬送が2,000円です。そうすると2万円ぐらいかかりますので、引いても6万ぐらい入って、そこで27年度の飼料米の買い取り価格、キロ当たりどのぐらいか、もしわかればお答え願いたいと思います。

それと、平成27年12月14日、第3回の鮫川村人・農地プラン策定検討委員会が開かれてお

ります。策定委員の人選の根拠、それと、その中で飼料米耕作者は何名ぐらいおるかお答え
いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、前田議員には積極的に、要するに飼料米、WCSに取り組むと
いうことは、需給のバランス対策に積極的に取り組んで、農家がみずから環境整備に当たっ
ていることということで、大変敬意を表するところであります。

こういったことは、本当は国の農業政策の中で需給のバランスをとらなければならない主
食産業の稲作でありますから、大事に本当はしていただかなければならない産業かと思いま
すが、こういったことで食糧管理制度の改正がありまして、農家に委ねられたということ
ありますので、ご協力に感謝を申し上げたいと思います。

まず、飼料米の1キロ当たりの単価は20円だそうです。キロ当たり20円で基準単収が470
キロかね、平均が8万円ということであります。この基準単収は、前回の議会の中でも基準
単収の見直しをとということで提案がありましたが、いろいろの水田稲作協議会等で検討さ
せてもらいました。この中でもやはり、この基準単収は、米の全体、販売するときの主食用米
にも影響するんですね。こういった関係で、これは守っていただきたいということで、また、
平場では十分これが、単収がありまして、10万円を越すような飼料米の生産活動で今励ん
でおるということであります。

こういったことで、あと細部にわたりましては、担当課よりお答えを申し上げます。

○議長（星 一彌君） 農林課長、村山義美君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 人・農地プランの人選なんですが、主に
青年農業者、それから認定農業者という方を選びました。その中で、飼料米を作付している
方ということでは、正確なことをちょっと今記憶にないんですが、1名はいたと思います。
飼料米作付けです。

現在、実際、策定委員は8名ぐらい、10名まではいなかったですね。その程度です。

以上です。

○議長（星 一彌君） 7番、前田君。

○7番（前田雅秀君） 10名いますね。今、お答えいただいた飼料米の価格なんですが、多分
農林課長は26年度あたりのやつを言っていると思うんです。27年度は、わかりますか。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 27年度は、まだ今のところ情報はない
です。26年度については20円ということなんです。

大変申しわけありませんでした。

○議長（星 一彌君） 7番、前田君。

○7番（前田雅秀君） 27年度はキロ当たり2円なんです。2円というと、60キロで120円なんです。10俵とれたとしても、大体1,200円なんですよ。

そういう中で、そうすると6万1,200円ぐらいですか。それから肥料代とか苗代とか、随分引かれていくわけでございます。

ただ、国で今450万トンの飼料米が欲しいということでございますが、ただつくっただけでは、なかなかこれね、関根議員の答弁にもありましたように、農業の厳しさが70代は身にしています。これから鮫川村が立っていく上で、あれですかね、村内に約177ヘクタールもの遊休農地があると。その中で農業委員さんの調べでは、活用農地が63ヘクタールあるということですが、これを活用していく上には、飼料米とかWCSしかないんですよ。まして、先ほどのお答えにありましたように、認定農業者さんや、新規就農者にお任せしたいんだと。また、規模拡大をすると。新規就農者さんは、これから機械とか何かを購入しないと、なかなか規模拡大は難しいのかなというような思いがあります。その点、村長どうお考えか、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、私は、餌米、飼料米をつくる生産者には、8万円は保障しますよと。これは、基準単収が470キロとった場合に8万円、それ以上の場合には、生産者にお返ししますということで、26年、27年産あたりは、平場では10万を超したという、飼料米の生産者で喜んでいらっしゃる方が多かった。

あと、477キロを下回った場合には、最低5万は保障しますよという、5万から8万の中でのこの政策だったんですね。これが今ほどキロ当たり2円ということは、今初めてお聞きしました。

こういったことで、この飼料米生産者が頑張れるかというのは大変疑問であります。この辺、なお議会が終わった後に調査をしまして、その辺の支援を確認して対策を講じなければならないのかなという思いであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 7番、前田君。

○7番（前田雅秀君） 今、明解なお答えがありましたので、以上をもちまして、一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） ここで10分間休憩をいたします。

（午後 3時15分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後 3時25分）

◇ 関 根 英 也 君

○議長（星 一彌君） 5番、関根英也君。

〔5番 関根英也君 登壇〕

○5番（関根英也君） 本定例会におきまして、2点の質問をさせていただきます。

1点目に、T P P対策について伺います。

福島県では、T P Pが発効した場合、県全体で農林水産業の生産額が、平成22年度と比べ17億円から32億4,000万程度の打撃を受けるとの試算結果を発表しています。影響が多いのは、牛肉で8億4,000万から16億8,000万、豚肉で3億3,000万から6億5,000万であります。

また、福島県農協中央会の試算では、見込まれる生産減少額が肉用牛で97億円、豚で77億円、米で53億円にも及ぶのではないかと発表されております。基幹産業が農業である本村でも大きな影響を受けると思いますが、品目別にどれくらい影響が出ると試算しているのか伺います。

また、県では、農業者向けT P P対策として、28年度当初予算に154億5,000万円計上するとしておりますが、村の姿勢とその対策の内容についてお伺いいたします。

経済界などから、攻めの農業への転換が叫ばれ、規模拡大による国際競争力の強化が提唱されておりますが、本村のような中山間地域では、平地農業地域のような規模拡大は困難であります。中山間地域が今後も持続できるように、国や県に実情を訴えていくべきと考えますが、村長のご所見を伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根英也議員の一般質問、T P P対策についての質問にお答えを申し上げます。

平成25年7月から日本が参加しました環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P P協

定は12カ国が参加し、昨年10月には協定が大筋合意に至り、ことし2月4日にはニュージーランドで署名式が行われました。今後、協定発効に向け、国会での承認手続においてT P P協定が発効することになります。

ただし、参加12カ国が2年以内に批准できないときには、参加12カ国の国内総生産額、G D Pの合計85%以上を占める6カ国で発効できる規定も盛り込まれました。G D Pの規模が大きい日米参加が必要となります。現在の日本の動きは、関連法案を含め、現在、開会となっている通常国会に上程される見込みであります。

次に、T P P協定の中にあります農産物の影響は、国の発表では、生産額が878億円から1,616億円減少するとの試算が示されました。福島県では、国の試算をもとに、農産物全体の影響は、平成22年と比較して14億1,000万円から27億7,000万円生産額の減少が生じると試算しています。一方、J A福島中央会では、東京大学大学院の鈴木教授に試算依頼をした結果、農産物で380億円が減少する結果となり、福島県の試算と比較すると大幅な相違がありました。

そこで、本村における農産物の影響は、米、牛肉、豚肉、乳製品の影響が特に懸念されます。

米については、ウルグアイラウンドの通商交渉において、米を77万トン輸入することになっていますが、それとは別枠で7万8,400トンの輸入米が増加する見込みであります。国では、輸入米がふえた分は備蓄米をふやすので、主食用米の価格が下がらないとの見解であります。

次に、牛肉では、輸入牛肉と直接競合する乳用種の雄及び乳用種と和牛との交雑種については、牛肉が関税低下による影響が大きいと思われませんが、本村では輸入牛肉と競合しない和牛の繁殖と和牛肥育経営のため、牛肉の関税低下の影響は低いと推察されます。しかし、乳用種の雄及び乳用種と和牛との交雑種を生産する酪農家への影響は懸念されますが、牛肉全体の価格が低下すれば、高級牛肉の価格低下も生じ、本村の和牛生産の影響が懸念されます。

次に、豚肉では、関税制度の見直しのため、ロース以外の安い部位の輸入がふえると予想されております。国内価格の影響は大きいと思われれます。

次に、乳製品の関税が削減・撤廃されるため、牛乳全体の自給に影響があると思われれます。

以上の影響を勘案し、本村の農産物生産額の影響についての試算は、福島県とJ A福島中央会との大幅な試算の相違もあり、試算条件が不十分なため、現時点では試算は差し控えさ

せていただきたいと思います。

次に、福島県農林水産業のＴＰＰ協定への対策の方向性は、担い手育成や生産コストの低減、輸入農林水産物に対抗できる品質の向上、産地体制への整備による体質強化などを図り、攻めの農林産業を展開する内容となっております。本村でのＴＰＰ協定への対策の方向性としましては、新規就農者と担い手の育成であります。特に、認定農業者及び新規就農者が、国県のＴＰＰ対象事業に取り組む場合には、その都度、農家支援を行うこととしております。そのため、昨年度から臨時的に営農指導専門員を配置し、また、中山間地直接支払組織の育成により、地域活性化を図ることと推進しております。

最後の質問であります、耕作条件が厳しい中山間地域の農業の現状であります。国の農業支援の軸足は、担い手に農地を集積し、規模拡大によってコスト低減をし、国際競争力を高めようとするための支援に手厚いものがあります。国土の７割を占めている中山間地に対しての支援は、縮小の傾向であります。要するに、担い手に農地を集積して、規模拡大によって国際競争力を高めるといのが国の政策であります。この中山間地に対しての支援は、本当に情けない傾向ということであります。

本村も、耕作条件が厳しい中山間地であります。農家支援として、中山間地域等直接支払制度と食料自給率向上の経営安定対策による主要作物の価格保障及び転作作物への交付金の支援であります。平成27年度からは、主要作物の価格保障は中小農家への支援は打ち切られ、さらに、米の所得補償も平成29年産までで廃止となります。中山間地の農業を支える中小農家が持続できる環境を整えるのは、中山間地域等直接支払制度の拡充と、水源の涵養、洪水の防止、土壌の浸食など、多面的機能を持つ水田の活用が最も重要であります。そのためには、中山間直接支払制度における交付単価の引き上げと、米の生産者を補償する制度の復活が重要なため、引き続き国及び県に、中山間地域等の厳しい現状とあわせて要望していきたいと思ひます。

特に、この米の生産者を補償する制度は、24年、25年で、民主党政権時代にありました戸別所得補償制度が、私はこういった中山間地にはとても大事な政策でなかろうかと思ひます。低額分、そして変動分をきちっとこう見合って最低の生産原価を維持する、そういった支援策が必要であると思ひます。この辺は強く、国会の先生方あるいは国・県等に要望していきたいと思ひます。

以上で、5番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 2015年の農林業センサスを見ますと、村の基幹産業の若者の担い手が非常に少なく、40歳以下で6名でございます。これも長年TPPなどが報じられた、そういうせいでやっぱり将来、日本の農業が、鮫川の農業が不安視されている原因かなとも思っております。50歳以下を含めましても16名でございます。60歳以下で57名の農業従事者はおります。60歳以上になりますと450名です。そのうちの75歳以上の農業従事者が176名になります。3名に1名強が75歳以上になります。5年後には、75歳以上の農業従事者は半数以上になってしまいます。基幹産業である農業の従事者の高齢化と後継者不足は、極めて深刻な事態にあると思っておりますが、村長はどのようにお考えでしょうか。ご所見をお伺いさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鮫川の現状を、今、関根議員が話されました。そのとおり、75才以上の皆さんで鮫川の農業を支えてもらうのが、5年後に控えているわけでありまして。大変厳しい環境ではありますが、こういったのが事実であります。こういったことを克服するために、いろいろ村では農業に誇りと希望を持てるような、明るい未来を目指せるような政策と申して検討しております。

ただ、元気のいい若者もおります。こういった元気のいい若者あるいは自立できる農家も、鮫川村では10件ほど、そういったすばらしい農業経営をしている皆さんもおります。こういった人に支えられながら、こういった人を頼りに、鮫川村で、この中山間地で新しい農業はないものか、こういった対策をしっかりととりながら、村の農業に希望を持てるような環境づくりを推進してまいりたいと思っております。

特に、私は10年ほど前から、こういった中山間地農業はもう危機状態にある、後継者がいなくなるというのは、皆さんと一緒に共有しておりました。ですから、ああいった平成、あの爆発の、平成23年に、平成18年より計画しておりました有機農業の里づくりでの堆肥センターであります。こういったのが、ああいった被曝によりまして、安心を求めている人たちが一番嫌うような福島県になってしまったのが、とても残念に思えるところではありますが、めげずに、こういった荷物を背負わされたのは事実ではありますが、必ずこういった勇気のある生産者も、青年もいるわけです。

ぜひ福島県の復興のために、鮫川村が先頭になって、この放射能の払拭に当たられるよう、特に、線量は低いんですね、鮫川村は。ですが、いまだにね、土地の草は食べさせらんねえ、キノコも食べられないということで、とても残念に思いますが、めげずに、私らが頑張

らなければ福島県の農業はだめになってしまいますよね。そんな意味でも、ぜひ若い人を呼び起こして、掘り起こして、鮫川の農業の復興につなげていきたい。75歳が平均70歳になるように、若い人材の育成に努めてまいりたいと思います。

以上で、お答えとさせて、余り答えになっていないようですが、申しわけありません。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） もう大変、鮫川村の基幹産業についても将来が心配される状態になっておりますが、こういうことを改善するには、やはり村長が言うように国や県の制度を十分に利用して、特に、今回、農地中間管理機構制度ですか、これを利用した集落営農を進めるべきだと、このように思っております。

ただ、この中間管理機構の制度を、今、各集落でほとんどの人がわかっていない状態であります。それで、村の役割として、集落や農地組合に積極的に出向き、村内の農業が深刻な事態に直面していることや農地中間管理機構の活用の仕方などを、十分わかりやすく説明をしていただきたいと思います。その上で、集落の農地を今後どのようにしていくか、また、先祖から受け継いできた大事な田んぼを、今後、我々の時代で荒らすことなく子孫にどのようにつないでいくか、やはりそういうことは一番、各集落の人たちが知恵を出せば解決できるものと思っております。

そういうことで、あの集落の人に十分話し合いをしていただき、集落の意向を十分に踏まえた上で、村として協力・支援・指導をしていく体制をしっかりとつくって事態解決に、事態の解決に向けて努力をしていただきたい、このように思いますが、村長はどのようにお考え、お思いでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今、関根議員の話されました中間管理機構、初めて27年度に塚本地区が利用させていただきました。幸いと申しますか、塚本地区には貸し手に1町歩以上の面積になったものですから、1町歩以上になりますと50万ほど貸し手側にいくのです。ですから、貸し手側、借り手側にも都合のいい制度であります。こういった事業をフルに利用して、鮫川の農地を守っていきたいと思います。

ただ、関根議員も承知かと思いますが、こういった中山間地の農業というのは、兼業農家の出番も多いのです。農地あるいは用水堀が、本当に大勢の皆さんの手をかりないと維持できない、こういった環境にあります。ですから、担い手ばかりの育成でなくて、兼業農家にも頑張ってもらいたい。そして、担い手もまた新しい農業を目指していただきたい、そうい

った思いであります。

村は、どうしても私は、こういった地の中山間地で皆さんで支え合わないと、農村の環境を農協、里山景観が守れないというのが持論なのです。この辺、申しわけないと思っているのですけれども、担い手も大事です。担い手も大事であります、それ以外の周りの地域の人たち、兼業農家あるいは零細農家でも、こういった共同作業に出てもらって、みんなで地域の環境を維持する。こういった中山間地の直接支払制度、これはとてもいい制度だと思っているのです。これを利用しながら担い手の育成等も図ってまいりますので、あわせてお願いを申し上げて、こういった事業の推進にご協力をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 西山2区の中山間直接支払制度のことを、ちょっと話をしてみたいと思いますが、やはり何件か、おやじさんが亡くなると、もう中山間に農地をお願いするしかない。そういうことで、中山間の中で何とか苦勞して、この田んぼはお前つくれとか、そっちは誰がつくれと、そういうことで今なっていますから、農地中間管理機構の制度はいろいろな方法で使われると思うのです。その地域に合った使い方があると思います。ぜひそういうことで、村のほうの指導をお願いしたいと思います。

また、最近、村の動きを見てみますと、中山間直接支払事業に取り組む集落が減ってきているのではないかと。また、水田を借りて規模拡大をしてきた農家が、水田を返し始めている事例が見られます。そういうような中で、大型機械を入れたせいか、優良農地の中にも、もう排水が壊れて湿田化している水田も見られ、機械化一貫作業が困難な状態になっている優良農地が見られます。

国ではTPP対策として、2015年度の補正予算に、土地改良費として1,000億規模を盛り込む最終調整ができたと報道はされました。村では、こういう制度、資金を利用しながら、その優良農地の改善をしていただいて、機械化一貫作業がスムーズに進むような事業をしていただけるかどうかお聞きいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの関根議員の質問は、多面的機能維持支払交付金にあらうかと思えます。鮫川村、平成12年より始まりました中山間地直接支払制度、一番交付されたのが73集落で1億2,000万でした。現在、27年度の実績を申しますと、1億を切りました。ですが、多面的機能支払交付金、今ほど言った水路の確保、農道の確保の共同事業であります、これに2,000万ほど参加していただいて、72の集落が参加しました。ですから、合わせます

と1億1,000万ほどは交付されております。この多面的機能維持交付金の中に、水路の、水田の確保があります。こういった事業に、ぜひ共同で取り組んでいただければと思います。

特に、西山地区は鮫川村では一番、この中山間地の支払制度に多く取り組んで、700万ほど実績のある立派な集落であります。1件でも落後者のいないように、お互いに救い合って、この参加をぜひいただきたいと思います。恐らく、こういったともに救い合うということも、ステップアップの要件の中には入っているわけです。こういった制度を上手に利用しながら、あと担当課長、つけ加えることある、多面的機能支払交付金の水田改良で。

あと、細部にわたっては担当課長より説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 農林課長、村山君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（村山義美君） 今、中山間の直接支払制度なのですが、若干、村長の答えと少し違うのですが、今、26年までは73集落取り組みました。現在は66集落ということで、減っているのは7集落ということで、主に牧野組合と、あとは地域でどうしてもまとまらないという方で2組合。

それから、多面的機能支払なのですが、これは26年から始まりまして、26年で33集落取り組みしております。それで、27年は、中山間と多面的機能の場合はイコールになるわけだったのですが、1集落だけ取り組まないということで65集落。合計で約、さっき村長が言いました一億二千万ちょっと下がる程度ということです。

その中、先ほどお話がありました優良農地の解体なんていうお話があったのですが、それは地元がまとめれば、そういう事業も可能だと思うのです。例えば一団地で排水をよくするとか、田んぼの面を広げるとかいうことは、別事業で準備してあります。それは地元がまとめれば、私のところに相談いただければ対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 今は非常に農業を営んでいる人には不安もあると思いますが、ぜひとも村からの支援や安心した活動を、安心して営農できるようにひとつ応援を、ひとつよろしくお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、ふるさと納税の進捗状況について伺います。

ふるさと納税につきましては、昨年6月の定例会でも質問をさせていただいております。その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

ふるさと納税制度は、その活用の仕方、農業支援や地場産業の振興、雇用創出、人づく

り等に有効であることが、全国各地の取り組みで実証されております。成果を上げている自治体に共通しているのは、返礼品の見直しや呼びかけ等に工夫を凝らしていることでもあります。中には、自主財源を上回る成果を上げている市町村もあります。

昨年6月定例会で、村として積極的に取り組んでいただきたいことを提案はいたしました。平成26年度にギフトセットの内容の見直しを図り、金額の幅を広げ、寄附者への優遇を図るとともに、ガイドブックを作成し、より関心を持っていただくよう取り組んでいるとの村長の答弁でありました。現在の状況について伺います。

また、寄附の手続であります。寄附を呼びかけた経験から申し上げますと、パソコン操作やスマートフォン操作の苦手な人もおります。これらの人たちに向けての工夫も必要と考えられますので、さらに、返礼品についても内容を見直す必要があると思っておりますので、その対応策について伺いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 5番、関根議員のふるさと納税の進捗状況についての質問にお答えを申し上げます。

まず、議員ご質問のふるさと納税の進捗状況につきましては、平成27年3月に鮫川村特産品ガイドブックを作成し、ふるさと納税制度の内容について説明及び鮫川村の特産品ギフトセットの内容について、PRを行ってきたところであります。

現在の状況につきましては、平成27年度税制改正により、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されたため、ガイドブックの内容と一部異なる点があったところでありますが、本年度における本村へのふるさと納税の実績は、2月末現在で年度途中ではありますが239万5,000円で、前年と比べまして70万5,000円の増加を見ているところであります。

寄附の手続については、現在のところ、ガイドブックやホームページでお知らせしているところでありますが、より簡単に手続ができるよう、今回、インターネットを通して、村のホームページからふるさと納税の内容や御礼のギフトセットについて、さらに、申し込みの受け付けや返礼品の管理まで行えるシステムを導入するため、予算を28年度予算に計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、1万円以上の寄附をされた方には、寄附に対する御礼として、鮫川村の特産品を詰め合わせましたギフトセットを手・まめ・館よりお送りしておりますが、その内容について

は、寄附者に対して御礼の意味でお送りしているもので、議員ご指摘のとおり若干の検討の余地があると思われませんが、基本的には村の特産品振興という位置づけを重視して、村の特産品のみで返礼品を準備しているというところであります。現在、全国の自治体で、専門のウェブサイト等の業者を利用して過熱化した、返礼品競争による寄附の内容とは異なるという点をご理解いただきたいと思えます。

これは、平成27年度税制改正大綱において、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請するとの内容が盛り込まれ、通知されたところであります。この通知は、ふるさと納税による寄附は経済的利益の無償の供与であり、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招くような表示を行わないようにするとともに、返礼品として換金性の高い商品や、高額もしくは返礼割合の高いものを送付しないよう要請しているものであります。

前回は説明いたしました。寄附金については、鮫川村ふるさとづくり基金として、それまでの鮫川村自立村づくり基金を引き継ぐ形で形成されました基金に積み立てをしております。本基金からは、これまで平成22年度に、村民保養さざり荘の整備事業に300万円を取り崩し活用しましたほか、寄附された方の意向によりまして、8万円を小学校の図書購入費用として活用させていただきました。さらに、平成27年度において、商工会が鹿角平観光牧場に整備しました乾草施設整備事業に、特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業に要するものとして200万円を活用させていただいております。これら運用状況についても、年度ごとに村のホームページでお知らせをしているところであります。

基金の現在高であります。きょう現在で2,950万1,259円となっております。2,950万1,259円です。

以上を申し上げ、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） 現在、鮫川村のふるさと納税がやはりなかなか進んでいないということで、福島県の中でも26年、27年で爆発的に有名になった市町村がありまして、会津の湯川村なのですが、そことちょっとどんなに違うのかなということで、比べて、ちょっとみました。

世帯数、人口数は28年1月1日現在住所からなのですが、人口の場合、人口は鮫川村が3,557名、湯川村が3,211名。世帯数が1,070、これは鮫川村です。湯川村が905です。一般会計総額、これは26年度決算額から見ますと、鮫川村が40億9,800万、湯川村が40億5,900万。

村税は、鮫川村が2億7,900万、湯川村が3億4,200万ぐらいになっています。ほぼ似たような村かなと思います。湯川村には、堆肥センターの堆肥を買っていただいている経緯もあるということで、村長もよくご承知かと思いますが。

それで、ふるさと納税の収入額状況ですが、平成25年度、鮫川村が93万円でございます。湯川村が46万円です。平成26年度になりまして、鮫川村が177万、湯川村が急に伸びまして1億948万7,000円です。平成27年度が、鮫川村の場合241万、湯川村が3億7,228万3,000円になっております。同じ農業の村で、多分ちょっとした返礼品のアイデアといいますか、工夫だと思うのです。そういうことで、このように大きな差がついて。別にこれは、いい悪いじゃないのですけれども、これに対して村長はどのように感想をお持ちでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、湯川村のアイデアに感服したというか、湯川村は面積的には、鮫川の5分の1ぐらいの広さなのです。高いところは標高50メートル、丘しかないのです。山がないのです、あそこは。そういった24時間、おてんとうさまに24時間は当たんねえべけどね。まず、山がないですから、一日中日の当たっている米は本当に、新潟の魚沼産の米より、あれだけ日照時間がいいと、もっとおいしいになれるのかね。

とにかく、自慢の米を返礼品として利用したのです。ですから、まちの人たち、東京で頑張っている、都会で暮らしている人たちも、湯川産の米の良質なことは知っているのです。こういった湯川村民の誇りが、ああいった3億の寄附金を構築したという形になるのです。ああいった提案にたまげました。

湯川村の村長さんが、鮫川村の農産物加工場に5年ほど前に視察研修に来ていたのです。そのとき、村の議員さんの協力で、こういった農家の皆さんに支援して、大豆をつかって、じゅうねんをつかって、加工しているのですよというお話をさせてもらったときに、まさかこういった提案になるとは思わないでびっくりしました。こういったところを少しでもまねをしながら、ただ、鮫川村の村民の皆さん、東京で頑張っている皆さんも、それを返礼品に期待しなくても、そうですね、少しずつでも近づくように努力していきたいと思います。

今ほど、1万円には返礼品は3,000円、5万円には6,000円とか、いろいろ工夫して返礼品の準備はしているのです。ただ、基本的には鮫川村産だけだということで、湯川のようなおいしい米があるといいのですけれども、鮫川は日照時間がちょっと足りないから湯川ほどいいかないのだけれども。めげずに頑張っ、鮫川の米も評価していただきながら、返礼品として利用していきたいと思います。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） ここで、何とかふるさと納税が進むように、全国で返礼品でどういうものが人気なのか、どういうものが好まれているのか、ちょっと調べてみました。全国で、やっぱり一番人気なのが、第1番目にくるのは肉類なのです。牛肉、豚肉です。2番目に魚介類がきています。3番目に米、麺類です。4番目に野菜、果物、キノコ、5番目に卵、乳製品となっております。一番に人気なのが肉なのです。

それで、鮫川に肉はないのかなと、このように思っておりましたら、「手・まめ・館」で扱っている健育美味豚というのですか、これは。これが非常に好評で、入荷すると遠くのほうからもわざわざ買いに来ると。また、都会から帰ってきた子供たちや親戚の人にも振る舞うと、この豚肉はうまいんだと、ぜひ送ってほしいと、そういうふうと言われる方もおるそうです。

また、米はどうしても日本中の主食で、毎日食べるものであります。できれば、安全で安心な米が食べたいと思っているのが多くの人だと思っています。村長が言うように、鮫川村は自分が汚さなければ汚れない村です。そういうやっぱりきれいな村でつくられた米は、もう絶対安全に間違いないと思っています。

そういう中で、バイオマスヴィレッジ構想のゆうきの里づくりの進展のためにも、ゆうきの郷土の堆肥を4年、5年、使っていただいているその田んぼを、鮫川村として指定をして有機低農薬米を栽培していただき、この返礼品に加えるのも一つの方法だと思っていますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今ほど申し上げましたように、返礼品の競争はするなという国の指導も最近あったのです。そういったことですが、めげずに頑張ろうと、今、計画しておりますのが、企画で今やっておりますのが、1万円を寄附された方には3,000円、3万円には5,000円、5万円には1万円、10万には2万、そういう返礼品の金額での、手・まめ・館のセットを準備しているのです。これに加えて、企画のほうにお肉とか有機栽培、恐らく2万円のギフトセットの中には、有機栽培のお米が入っているのではないかと思います。

こういったのを、確かに有機栽培ですよという訴え方がしてあるのかどうか、その辺を確認しながら。あるいは健育美味豚はどうなのかという、もう一度確認しながら。そうですね、食べてもらおうと味がわかると思います。こういったことを企画のほうに、やはり企画力なの

ですね。その辺、しっかりと指導をしながら、関根議員の要望にも応えていって、鮫川の農業振興にも本当に役に立ちますよね。そういったことで、なおもう一度気合いをかけて、返礼品の検討をさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） もう一つ、どうしても気になったことをお聞きしたいのですが、1月31日に東京鮫川会があつて、私も出席させていただいたのですが、その中で、副村長が懇談の中で、急にふるさと納税について説明をしておりました。その説明に至った経緯と、また、東京鮫川会の皆さんがどんな反応をしていたのか、ちょっと村長に感想を聞きたいなと思ひまして。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 実は、東京鮫川会の会員の方から、おらはふるさと納税してえんだけど、仕方がわかんない。村長、説明してくんねえかと、そういうお尋ねがあつたものですから、まだ副村長挨拶してないのだから、挨拶がわりにひとつやっといこうとって、お願いをして、納税についての、簡単な納税の仕方の説明ということであります。皆さん、ああ、そうなのかという、協賛は得られたようではありますが、その後の納税状況はどうなんだ、あれ。はい、して。

〔「まだです」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） まだ。まあ、そういったことで。東京鮫川会の人たちも、ふるさと納税については関心があるようです。村の広報でも、随時お知らせはしているのです。ですから、見てはくださっていると思うのですけれども、そういったことにだんだんに期待をかけながら、また、返礼品もしっかりと質を整えながら対策していきたいと思ひます。

○議長（星 一彌君） 5番、関根君。

○5番（関根英也君） このふるさと納税の制度の活用の仕方では、村の農業の振興、地場産業の振興のために本当に役立つと思ひます。ぜひ、ふるさと納税の課、係は総務課なのか、納税では。ぜひ総務課の職員の皆さんの英知を結集して、ひとつ努力をしていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 堀 川 照 夫 君

○議長（星 一彌君） 2番、堀川照夫君。

〔2番 堀川照夫君 登壇〕

○2番（堀川照夫君） 今般の3月定例議会において、2点の一般質問をさせていただきます。

1、村道丸谷地線の改良見通しについて。

本村の村道の整備は年々充実しているところですが、大字青生野字丸谷地地内の村道丸谷地線は、既に地域からの陳情も村と議会に対して提案済みであり、議会においても採択されております。地域住民の生活道路でもあるこの路線の改良計画と見通しについてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、堀川照夫議員の最初の質問にお答えを申し上げます。

村道丸谷地線は、青生野字世々麦地内、村道関口世々麦線と接続する箇所を起点として、青生野字丸谷地地内穴澤氏宅付近を終点とする、延長709.6メートルの道路であります。平成23年3月に青生野地区から提出のあった陳情は、村道丸谷地線の終点から国道289号線の大森氏宅までの約1,106メートルの新しい道路の開設であります。

現在、道路の改良や新設に関しましては、国庫補助事業の採択が大変厳しくなっております。国土交通省所管の事業は、道路の開設条件として、交通量や国道に準ずるネットワークの必要性が求められています。農林水産省所管の事業は、林道事業で30ヘクタール以上の利用区域があること、農道事業であれば10ヘクタール以上の受益面積が必要であるということであります。さらに、農業生産性の経済効果が求められます。こうしたことから、丸谷地地区単独では道路開設の条件を満たさないため、村内の同じ状況にある農道や水路を合わせて、農林水産省所管の農村地域復興再生基盤相互整備事業を要望させていただきました。要望してから2年間は採択されませんでした。ようやく26年度に基本計画が採択となりました。受け付けが通ったということです。しかし、受益面積の不足や費用対効果が望めない等の理由により、実施に向けた事業は不採択となっております。

国庫補助事業が採択されませんと、村の単独の事業で実施するかどうかという検討になりますが、丸谷地地区農道で約1億円の事業費がかかると想定されます。議員もご承知のとおり、村は大変厳しい財政状況でありますので、村の一般財源だけで事業を実施するのは難しいと考えております。今後も検討を重ね、補助事業を模索し、事業採択に向けて努力してまいりますので、ご理解をいただき、議員へのご答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） 村道、あれというのは、今、うんと財政が厳しいということは聞いておりますが、今のところ、そういういろいろな事業報告など検討していただき、ぜひ一日も早い実行に進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたしまして、2番の質問といたします。

国県道の村道の日陰林解消について。

本村の国・県道、村道は冬期間の積雪後、凍結による危険箇所が数多くあり、通勤者や通学路線バスに影響を及ぼしております。公道の日陰林の間伐は年々解消されているとは認識していますが、今後の日陰林の危険箇所地域より要望を寄せられている路線、さらに調査が進んでいる路線などの進捗状況に、今後の計画についてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、堀川照夫議員の2番目の質問にお答えを申し上げます。

日陰林対策事業につきましては、たびたび議員の皆さんから質問をいただいております。先ほども、6番、京條議員の質問でもお答えしたので、事業の目的は省略させていただきます。

福島県では、地元の要望と村からの要請で、平成18年度から事業が開始され、国道349の強滝地内を初め、平成26年度までに12カ所の日陰林対策が実施されております。平成21年度から、村道菅ノ目・浅川線の追木地内を初め、平成26年度まで18カ所を実施しております。

今年度は、林道官代・檜久保線の官代地内と、林道大戸中・松倉線の大戸中地内の2カ所の伐採を計画しておりました。林道官代・檜久保線につきましては、既に伐採が完了しております。また、林道大戸中・松倉線については、地権者から承諾が得られましたので、これから補償契約を締結する予定であります。ですから、伐採は28年度より始まります。

現在、要望が寄せられている路線は、国道・県道では、国道が349線は蕨ノ草地内と赤坂中野字前田地内、県道明内・田中線の発地岡地内、勿来・浅川線の滑石地内から滝地内までの区間、棚倉・鮫川線は火打石地内と取上地内の4路線の6カ所であります。村管轄の道路は、村道が前折戸・浅川線の前塩倉地内、馬場・後田中線の馬生田地内、大塩・真坂線の真坂地内、官沢・西山線の赤坂中野字前田地内の4路線で4カ所で、林道は、大戸中・松倉線の大戸中地内、殿山線の草牛地内、芦ノ草線の芦ノ草地内、前沼線の二本田地内の4路線4カ所、合わせまして8路線8カ所であります。

来年度の事業実施の予定ですが、今年度から着手しました林道大戸中・松倉線の範囲が広く、単年度では完了しないため、継続して実施する予定であります。今後も、日陰林対策事業は継続したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（星 一彌君） 2番、堀川君。

○2番（堀川照夫君） ずっと村道日陰林はまだまだ数多くありますが、これにめげず、これから先も日陰林対策をお願いいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。ありがとうございます。

◎会議時間の延長

○議長（星 一彌君） 本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。引き続き一般質問を行います。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

[9番 前田武久君 登壇]

○9番（前田武久君） 3月の定例議会において、2点にわたって村長に質問いたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、1点目、空き家対策について。

2014年11月、第187回臨時国会で空き家対策特措法が成立、空き家部分は2015年2月に施行されております。居住等の使用がされていないことが常態の建築物、附属工作物、その敷地の空き家等、またはそのまま放置すれば著しく保安上危機、そして衛生上有害となるおそれの空き家、生活環境の保全のため放置が不適切な家屋、著しく景観を損なう家屋等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉と地域の振興に寄与するため、市町村は空き家等対策計画の作成や協議会を組織することができるとなっているが、計画策定の有無についてお伺ひいたします。

次に、特定空き家対策についてお尋ねいたします。

これは2015年、昨年5月末に施行されました。青生野地区国道289号線沿いにある、永年放置され倒壊著しく保安上危険のおそれのある建物、そして、敷地内には廃棄物が山積み放置され衛生上有害となるおそれがある状態で、沿線の景観を損なっており、生活環境の保

全を図るために不適切で悪影響を及ぼしておる。必要な措置を講ずるべきと思うが、所信をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田武久議員の最初の質問、空き家対策についてお答えを申し上げます。

議員質問のとおり、適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進する目的で成立をしました。

空き家といっても、すぐに住むことのできる空き家と廃屋のようなものがあります。現在、村で実施している空き家対策は、すぐに住むことのできる空き家を調査し、空き家バンク制度に取り組み、田舎暮らしの人やUターン・Iターンの人に空き家を提供し、移住・定住に寄与しています。廃屋については、皆さん御存じのとおり、議会でも何度か取り上げられました旧西島旅館は、ただいま解体中でございます。解体に至るまで数十年かかっています。今後は、村内にある廃屋も調査し、場合によっては空き家対策本部協議会を組織し、空き家対策計画の作成が必要になるかとは思いますが。

なお、現在、県内で空き家対策条例を作成しているのは、西会津町、南会津町、会津美里町、只見町と湯川村の5町村のみとなっています。

次に、青生野地区国道289号線沿いの危険のおそれのある建物とは旧鮫川総合商事のことかと思われませんが、地元青生野の方々にご協力をいただき、国道側に倒れそうな建物については、所有者の方に解体をしていただきました。

県南地方振興局にも問い合わせたところ、平成19年2月に県南地方振興局では、旧鮫川総合商事の元代表者に対しまして、廃棄物の保管や処理方法等に関して報告を求めるとともに、土地の所有者に対して、土地等を清潔に維持管理するための必要な措置を講じるよう、県南地方振興局長名の文書でそれぞれに通知をしているとのことでありました。平成23年2月には、元代表者に対して、早急に廃棄物を撤去するように指導したところですが、現在まで撤去には至っておりません。また、その廃棄物の状況を監視するため、年3、4回現地調査を実施しているところでございます。さらに、土地の所有者を調査したところ、一部の土地所

有者がかわったことが判明したため、今後、土地所有者に対して、廃棄物の撤去についての協力も求めていくとのことでありました。

今後も、県南地方振興局、福島県産業廃棄物課と協議の上、これらの関係者に対しまして、粘り強く指導してもらいようお願いしますので、議員皆様方のご協力もお願いするところがあります。

以上で、前田議員の質問の答弁とかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 空き家対策、すぐに住めるような状態の分は、前から村からの議員の同意を求めておられまして、それに対しては承知しております。ただ、現在、そのほかに空き家、本当の空き家ですか、そういうものに対して、村ではどのようなリストアップをされているか。把握状況についてお尋ねしたいと思います。

もう一つは、特定空き家なのですけれども、今、村長が申された物件、それに対しては、前から県のほうで、振興局のほうで、そのような勧告まではいかないのですけれども、指導助成等はされておるように承知しております。

ただ、今回、特措法が制定されまして、市区町村が指導助言、さらには、それに応じない場合は勧告、そして、その後の行政執行処分ですか、そういうふうなものができるというふうに改正されたわけでありまして。それと、それらに対する作業は自治体の義務であるというふうに位置づけられておるわけでございますので、県が今までやってこなかったからこれはできないというんじゃなくして、やはり本村の地域内にあるそのような危険建物、そしてまた敷地も含まれると、敷地にある立木とか物件、そういうものも含むというふうな状態であります。

現状も私、ちょっと見てはきたのですけれども、こういう時勢でありまして、廃棄物の中に鉄骨と金属類等はいつの間にかなくなっておったというような状態ではありますが、プラスチック製の廃棄物が山積みになっておるということを見てもいますし、周囲の人からお聞きしておる状態であります。十数年前からというふうなことで、村長も承知しておるわけでございますが、これらをこのまま放置するような状態であるべきじゃないと。まして、あのような建物の中に子供さんや誰かが入って、それが崩落の下敷きになったということになれば大変な問題になりかねない。

決して強制執行をしたから、行政代執行をやったから、その分は村で出すというような問題ではないと思います。ちゃんと法に定められて、それらにかかった経費は所有者等に請求

できるというような状態でありますので、できるだけ、せっかくきれいな村づくりの真ただ中で、そのような状態が放置されておると。一番懸念されていた西島旅館ですか、それは村が買い求めて取り壊して、今後、景観の美観を凶られるということでございます。

それで、先ほど村長が申された、県内では多分南会津町ですか、それはこの措置法が制定される前から助言指導に当たられてきたということでございますが、最後に勧告されて、それで勧告された後、町でもって譲渡されて町で解体したというような結果になっておるといふうに聞いております。そういうふうな経過で、このような特措法の適用は全国でも取り組みがなされておるといふような状態。そしてまた、先日、テレビ放映がありました、葛飾区ですね、区でもって危険な家屋の行政代執行がされたというふうな放映されて、これも承知されていると思いますので、できるだけ、今回、十数年かかって取り壊しが進まない状況の中で、かなり作業は容易でないかと思いますが、これらについて取り組む姿勢、それと、先に述べた空き家のリストアップ、それがされておるか、その協議会はいつ持たれるのか、そういうことをご答弁願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの前田議員の再質問であります、まず、空き家調査の結果を皆さんにお知らせをしたいと思えます。各大字別に調べております。27年度の現在であります。

赤坂西野が10件、西山が14件、赤坂中野が20件、東石が34件、富田が18件、渡瀬が23件、青生野が13件、合計132件であります、これA B C Dとランクづけしているんです。A B C Dのランクづけは、Aの場合には修繕の必要なし、もしくは小規模の修繕により再利用可能という家で、空き家であります。Bは管理が行き届いておらず損傷もあるが、修繕により再利用可能という、Bだと。CとDは危険性が薄い、Cは再利用の際には大幅な修繕が必要、Dは再利用はとて不可能ではないかという住宅であります。まず、ですから、AとB合わせて、CとD合わせて、皆さんに報告させていただきます。

まず、西野がAとB合わせますと4軒です。CとDで6軒です。西山がAとB合わせますと7軒です。CとDも合わせて7軒です。中野がAとBが10軒です。Cが同じく10軒です。東石がAとB合わせて9軒です。CとDが25軒になります。富田がAが9軒です。CとDも同じく9軒です。渡瀬がAが13軒です。CとDで10軒です。青生野がAとB合わせて7軒です。CとDで6軒です。合わせますと132軒になります。AとBでちょっと手を加えると住めそうな家が59軒になります。Cが73軒となります。こういったのが、空き家の鮫川村の状

態で。132軒もあるのですね。

あと、今ほどの旧鮫川総合商事のあの跡地の問題ですが、いろいろ今、考えられますが、大変皆さんにも、また地域の住民の皆さんも迷惑しているし、きれいな村づくり運動の鮫川のがんではないかと私も認識しております。今度、道路の改良が289で行われます。これで一部かかるそうです。一部かかるのを機会に地権者と相談しながら、この特措法の活用、あるいは村が代執行して費用を地権者に請求する、そういった何が一番いいのか、その辺を皆さんと相談しながら対処してまいりたいと思います。この289の国道に一部かかる、これをきっかけにして対策を講じていきたいと思います。

以上で、前田議員の質問のお答えとかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど、村長が何回か地権者等に当たっておると、所有者ですか。その当たった時期はいつなのか、また、その当たった結果はどうだったのか。その辺について、詳しく説明願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 直接、私はその地権者にはお会いしていません。担当課より説明をかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（増谷隆夫君） 当たったのは、先ほど村長が答弁しました県南振興局が局長命令で指導したり、当たっているのが県南振興局です。村ではありません。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほども私が言ったとおり、これは村の義務でありますので、これは早急に当事者に当たって、何か聞くところによりますと、地権者が2つになっていることでもありますし、また、あとその物件ですか、一番始末悪いのはその廃棄物らしいもの、プラスチック製なのですけれども、かなりの量に達しておるということで、それらに係る代執行の場合には、ある程度状況を把握できるような専門性のある者が必要だと思うのです。それらを消化できる者と、そういう者のやっぱり雇用対策というか、前にもらった過疎、振興計画の中でも、空き家対策の分がちょっと記入されておりました。その中で、そういう専門員の採用とか、そういうふうな文面が入っていましたが、それらは早急に、この問題が生じている場合には進めなくちゃならない。そういう協議会も設けなくちゃならないと思うの

ですが、村長、それは早急に進めるかどうか、その辺の所見をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほど、再質問でされていましてのは、地域おこし協力隊の質問かと思えます。地域おこし協力隊は、今回はIターンとかUターンの皆さんに空き家を改修して利用していただく、こういったための協力隊ということで利用させていただきました。

恐らく、今ほどの話では、ああいった大量な廃棄物を処分するにはいかがわしいものもあります。こういったのには、そういった詳しい協力隊が必要かと思えます。こういった中で、その時期になりましたらば、そういったことも参考にさせて、協力隊の募集もさせていただきたいとは考えております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 今、村長から言われた分で納得しましたが、先ほど申しましたように特定廃棄物の処分、これする場合には専門的な認定が必要だということでございますので、その辺も考慮して、これから対策を講じていただきたいというふうに思います。それに対して、村長、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そういった国の費用で、協力隊の制度を上手に利用して、そういった知識のある人の雇用というのを考えさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） それから、先ほど物件のリストアップ報告がありましたが、59件が住めるような、改修をすれば住めるような状態であるということで、これは村の空き家対策よりも、村の定住人口の増加というような面でも役に立てられれば、そのような方向づけでもって、いろいろ検討されて有効活用を図れるような、そうなればやはり村での買い取りというふうなことになろうかと思いますが、その辺も可能かどうかも含めて検討されるようお願いしたいと思います。

それでは、1点目を一応終わらして、2点目の、28年度重点事業施策についてお伺いしたいと思います。

第四次振興計画に基づく予算が計上されたと思われるが、各種事業の内容についてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の2点目の質問、28年度重点事業施策についての質問にお答えを申し上げます。

まずは、議員のご質問であります振興計画であります。振興計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されています。

基本計画は、本村の目指す将来像と、その実現に向けた分野ごとの目標や施策の方針等を示したもので、その構想に基づき、今後行う主要な施策や具体的な数値によって成果指標等を示すものであります。これについては、社会経済情勢の変化に対応できるよう前期・後期に分けて策定し、中間年度に見直しを行うというものであります。

これらの計画を踏まえ、実施計画において、具体的に実施する事業の内容や財源等を別途策定することになっております。具体的な道路整備や公園の整備計画などは、それぞれの事業別の個別計画において計画・実施されるものであり、骨格となる大規模な事業計画については、過疎地域自立促進計画において定めております。

平成28年度の主要事業につきましては、過日の全員協議会においてご説明させていただいたところでありますが、振興計画の体系別に申し上げますと、きれいで安全なふるさと鮫川で計画する生活環境分野においては、まず、鮫川簡水水道配水池改修事業であります。合併処理浄化槽、マンホール段差解消事業、そして不法投棄物巡回の指導員の設置事業、それから防犯灯の整備事業などが、きれいで安全なふるさと鮫川村の計画であります。

次に、健やかで安心なふるさと鮫川村で計画する事業は、高齢者と生活支援者運行事業、障害者施設の運営費補助事業、診療所医師確保対策があります。

3番目に掲げられています、活力と交流に満ちたふるさと鮫川では、まず、産業分野では、水田の作付条件整備事業、湯の田温泉周辺景観公園整備事業、大豆生産奨励事業、ゆうきの里づくり農業指導員設置事業、電気牧柵購入助成事業、森林病虫害防除事業、家畜衛生対策事業、優良肉用繁殖牛導入事業、買い物弱者支援事業、創業支援事業、鹿角平観光牧場クロスントリーコース管理運営事業などがあります。

4番目の、人と文化が輝くふるさと鮫川を目指す教育あるいは文化分野においては、スクールバスの更新、公民館大集会室空調設備工事、公民館トイレの洋式化の工事、スクールバス運行費用の補助、基礎学力向上推進事業、英語宿泊体験研修事業、能力検定促進事業、ALT招致事業、高校通学支援事業、修明高校鮫川校支援事業、体育施設指定管理者事業、館山周回駅伝競走大会、芸術文化鑑賞事業、少年主張音楽発表大会などがあります。

5番目の、生活基盤が整ったふるさと鮫川を目指す生活基盤分野におきましては、道路の整備であります新宿・古殿線、江堀・牧野線、江堀・那倉線、滑石・浅川線、大久保・大根屋敷線、指定移動通信用鉄塔施設、村営バス維持対策事業、公共交通維持事業です。道路沿線支障木伐採事業などがあります。

6番目の、ともにつくるふるさと鮫川を目指す共同行政分野においては、自然自治体の経営に関する諸事業を計画しております。

これらの事業で、鮫川村の振興を考えておりますので、以上を申し上げて、9番、前田議員の2番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 28年度の当初予算は29億3,000万ですか、前年よりはかなり低くなっております。その中でも、自主財源となる村税ですか、それは8%くらいの中での大変な厳しい予算編成を苦慮されて作成されたというふうに理解しております。

そういった中で、今ほどの事業計画、村長が過疎地域自立促進計画の中からある程度選んだように聞き取りましたが、鮫川村の産業部門ですか、産業部門で、先ほど同僚議員からもいろいろ質問がありました。

その第1次産業であります、まことにこれから将来性に向かって厳しい状況にあるというふうな中での取り組みですか、中山間直接支払制度、それから多面的機能制度によりまして1億1,000万の、要は本当にとつと資金が導入されておる。それを今、その恩恵を受けて、農業の厳しい面を補っておるというような状況で、これらの事業はこれからは継続されるべきというふうに考えております。

それで、問題は、これから農業の後継者、先ほど担い手の増加が一番頼りになるというふうな考えでございますが、農業の維持、鮫川の就業率というか、そういう人口割合からすると77%くらいが、第2次、第3次の就農者であるというふうに考えられます。そしてまた、村長の承知のとおり、村内での雇用の場の確保というのは、以前から努めてはまいったと思いますが、企業の誘致はなかなか難しかったということで、ほとんど村外に流出しておると。

それで、そうした中で一番、農業というか、地元の資源を活用する場合には、残されたのは森林関係の立木、今ほとんど杉山になっておりますが、それらの活用策というのも考えられると思います。それで、なかなか事業を起こすといっても膨大な資金が必要だし、そうかといつて何もしないで、77%の森林資源をそのまま活用しない方策はないというふうに考えております。

それで、これ行政指導、それから行政立案でもって、チップ工場とか、それから集成材加工工場とか、そういうものの導入も図るような、そういう施策も必要じゃないかというふうに考えておるわけでありましたが、村長、その辺に対して、林業活用、森林活用に対してのこれからの施策をどう考えておられるのか、それについてお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の森林の再生であります。今、幸いなことに、森林再生事業で取り組んでおります事業が、28年度も7,000万ほど、30ヘクタールですが、中野・真坂・大塩付近、今年度は計画されております。昨年度、27年度には、東野・大房・官代付近で1億円近い事業が展開されております。この森林再生事業で、鮫川村では今ほど、今年度まで入れますと恐らく2億8,000万ぐらいの仕事になるのではないかと思います。

こういった事業は、積極的に取り組む、そういった考えで、ただ、期間が5年間計画だったのです。ですから、あと2年しかないのですけれども、あと5年は延長されるような、そんな雰囲気しております。5年、10年ということで、15年ぐらいこの事業が継続されれば、鮫川村の間伐と除染とを兼ねた事業で、林家も相当潤うことができるのではないかと、今、思っております。

あとは、森林に期待したいのは、先日テレビを見ておりましたら、CNFとかという、セルロースナノファイバーという鉄より重い頑強な資材が、鉄より軽くて鉄より強い、そんなのができそうなのです。あんな産業にぜひ期待して、日本の科学力、そして鮫川村の林業の復興にぜひ手伝っていただきたい、そういう思いで、あのテレビを見ておりました。セルロースナノファイバーの早い実現を期待しながら、森林を守り、そして都会の人たちに癒しを与える空間づくりも、きれいな村づくりも、きれいな山の手入れも必要ではないかと思しますので、あわせて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 国の施策でやっている森林再生事業とかもろもろも、26年度から2億ぐらいの村に入っているお金があったということでございますが、これはほんの一部でありまして、それから外れた地域は何の事業にも該当しないというような現状でありますので、その10年ぐらいの延長期間でもって事業がされるというような見通しもあるようではありますが、その辺はやはり行政側で強く要望して、継続されるような形でいってほしいなと、このように考えております。

それから、もろもろ各種の事業について質問がありますが、大ざっぱに申し上げたいと、

質問したいと思います。

先ほど、国道、それから県道、それから道路等の整備の問題等も質問されたようですが、今現在、延長され整備をされている289ですか、それから349、それらに対する村当局での要請・要望、それから見通しについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、農道・林道関係なのですが、ことしの事業費のつきが悪いのです。村の要望金額の5割ぐらいに削られます。ですから、水増しして、じゃ20割ぐらいやったらいいというのですけれども、それはやっぱり制限があるそうで、村で例えば石井草線、計画しておりまして、2年で完成する予定でありましたが、3年ほどかかるのではないかと、そういう思いで、藪もそうでしたね、2年で計画してありましたが3年で、ことしは終わると思います。

そういったことで1.5倍、あるいは本当に国の補助のつきが、被災地にばかり行っちゃうのです。こういったことはぜひ皆さんも、国会議員の先生方にお会いする機会がありましたら、本当に中山間地の農業農村地域はなくなっちゃうよ、被災地ばかり面倒見ているととんでもねごとになっかんねと、本当に残された地域になっちゃうよね。その辺、皆さんもぜひ国会議員の先生方には厳しい事情を訴えながら、村で要請した改良事項、特に道路なんていうのは費用対効果なんて言っていないで、とても大事な生活の、本当にインフラ整備しないとどんどん過疎化しちゃいます。こういったことで、ご協力をお願いしたいと思います。

あと、289、349ですが、289は震災以来、とてもいい雰囲気です。平成33年度には、江竜田のあの地区まで完成を見たいのだという、県南建設事務所長の話です。それも当てになるかどうかかわからないですけれども、本当にあれは、深沢の改修というのは平成15年からお願いしましたから、本当に皆さんの代表としてとんでもない話だと、いつも汗かいて小言を言いながらお願いして、県の土木部長が本当にその現場を見に来たのです。改修済みだということは、どこで改修したんだということで、13.5%の傾斜もちゃんと確認しているのです。それでもやはり容易でないという思いで、その国の予算がつきにくい道路だったのです。

それが、今度の震災で、東日本大震災が、いわき沖から日本海に抜けるこの道路289は、とても命の道路として大事な道路だという位置づけがされたのです。それで、随分改良は進むそうです。鮫川の期待どおり以上の改修で進みますよということと、今度の事業説明会で県南建設事務所の所長がそんな話をされておりました。

ですから、ことしは今やっておりますのが渡瀬の橋梁工事です。橋梁の下部ですが、橋が28年にはかかります。そして、今度はあそこは関口ですね、関口から姿平、あの道路が最初になります。これが恐らく3年ほどでできると思います。それから深沢に入るそうです。こういった、県がそういったことを言っているのですから、それに期待をかけ、平成33年には深沢も直したい、トンネルだそうです。そういうところで、ご理解いただきたいという説明があったものですから、決して忘れられているばかりでない、国道・県道は結構直ってくるということで。

ただ、農村の環境整備の農道あるいは林道の整備には、ちょっと今なかなか予算がつきにくいということをご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 国県道については、村である程度要請して、つくる状況を進めてもらうというようなことでありますが、一番大事なのは、今言った村道、農林道ですね、それらについて東野の大根屋敷ですか、28年度の予算に入っている。それらについては、法線とかなんかに対しては全然、改良となっていますけれども、これはただ既にできている路盤の改良なのですか。どうなのですか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 林道、石井草じゃない、大久保かな、大久保はできれば石井草・古殿線、あの線から住宅地までは舗装にしたいなという、住宅、中川西源逸さんですか、あそこまでは舗装にしたいなと思っています。舗装です。あと、その後から先の道路の舗装は、まだ今のところ、契約になっていません。

ただ、急傾斜で土が流れちゃうそうです。ですから、その急傾斜地だけ対処できないかという、今、計画はしております。まず、急傾斜を、道路を掘削されないような、そういう処置だけしておいて、その後に大根屋敷までつなぐような考えでいます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 道路状況については、これは今言った事業に対しては、村の単独事業でこれは進めなくてはならないというふうなので、大変予算化も難しいかなと思いましたが、さらなる延長を進めるように、そういつて整備されるようなことを要望したいと思います。

それと、生活環境の整備でもって、先ほど村長が水道事業に対して、それから下水道ですか、それに対しての予算化であります。これは前の議会でも、それから先ほど同僚議員からもありましたが、四十何%のまだ進捗率ですね。鮫川そんなに網羅してあるのが46%か

47%ですか。それ以外の事業ですが、これは前回のあれでは、30年以降でないと着工できないというふうな答弁が村長からありましたが、それらを早める、前倒しにするようなことはできないのか、その辺、村長。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 本当に水道事業で水道の普及率が48.5%なんていうのは、全国に言うところと恥ずかしくて本当に遺憾、お話しできないような、全国の数字は98%です。本当に情けないお話で、ただ、本当に過疎化、余り離れ過ぎているのです。ですから、水道事業で網羅するよりは、それぞれのご家庭の単位水道に1軒でも、今、支援しますよという形で、今は形を変えています。そういったことで、村民の不自由は、そういった個人的な、1軒でも支援はしますよという対策で、対処でご理解をいただきたいと思います。

当然、その水道の普及率には努めてまいりたいと思いますが、28年度には、今ほど計画しております配水池の事業が28年度いっぱいかかります。事業が何か随分おこなわれているようで、急傾斜地でもうちちょっと皆さん今度、現場の研修ありますが、6月いっぱいかかるというお話であります。できるだけ早い時期に終わらせてもらって、これ終わらないと寅卯平に入れません。寅卯平や草牛をやって、それから新しい事業に着手ということですから、そうしたら寅卯平や草牛も2年ほどかかるのではないかと思います。そういったことで、30年までは新しい事業は取り組めないな、31年度に新しい事業は計画するしかないのかなと、そういう思いでありますので、ご理解いただきたいと。

なお、予算のつき次第ですから、要望だけはさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 次に、高齢者の保護、福祉問題なのですけれども、先ほど、同僚議員からもありましたように、在宅介護の支援策等々について関連するわけですが、これから高齢者の増加でもって、うちでみとって親族を見送るといような、そういうふうな構想が一番家庭円満のもとになるんじゃないかなというふうに考えております。そういった中での介護をする、在宅介護をする、そういう者に対しての支援策、それらをどの程度これから講じていくか、その点について、村長の所見をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の再質問であります在宅介護者に対する支援ですが、これはとても大事な政策になるかと思えます。恐らく月額で支援しないと、在宅で介護をする場合には勤めに行けないわけですから、ある程度の収入は保障しなければなら

ないのではないかと思います。

それぞれにご家庭の都合もあろうかと思いますが、いろいろな対処の仕方があると思いますので、なかなか一概には、一口には言えないと思いますが、本当に月額5万ぐらいの保障をして、在宅介護者の支援は考えなければならないのかなと、果たして5万でいいのかな。

ただ、これも所得に応じての支援になろうかと思いますが。何も支援しなくても十分生活できる人には、それはなくてもいい。支援しなければならない、家庭介護もできないようなご家庭には、やはり深く手厚く支援するべきだと私は考えております。その辺、そういった事案が発生した中で協議をして、ただ、今のところ、それぞれのご家庭の自助努力で、今、推移しているところであります。ただ、村では年一回ぐらいの割合で、少々だけは基準でさせていただいております。こういったのを頻繁にしながら、そういった皆さんが安心して自宅介護できる、そういった環境づくりは、こういう小さな村だからこそできる、こういった議員の皆様方の今からの準備、理解もお願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 次に、医療業務の確保ですか、これは先ほど村長も話されておりますが、現在、診療所2名の、月から土曜日までですか、6日間の医療・診療等を預かって、村民に安心を与えておるといような状況であります。この医師ですか、それぞれ契約期間があって、契約更新というふうなことになるかと思いますが、2人ともかなりの高齢者ということで、ずっと安心して雇用されておるわけにはいかないというふうに感じております。それらに対しての対策、それと、その2人とも更新時期はどうなっているのか、その辺を。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これもとても大切な問題であります。今ほどのお話であります。まず、北崎先生、大変長くお世話になりましたが、北崎先生がどうしても、北崎先生の都合より、正直に申しますと佐藤先生の都合で、佐藤先生と北崎先生、何か仕事合わないのです。ですから、仕事の、佐藤先生の環境整備をしないと私は帰りますからというお話があったものですから、北崎先生に大変お世話になったのですけれども、先生には違う病院をお世話をして、3月いっぱい契約更新はしないことにさせていただきました。

今、残ったのは佐藤蕃先生ですが、佐藤蕃先生は単年度契約であります。今、契約の交渉中であります。どういったお願いをされるのか少し心配であります。できるだけそちらの要望も取り入れながら、鮫川の安心を守っていきたいと思います。

また、若い先生の手配ということで、安心して皆さんが診療していただくには、もうちょ

っと若い先生、元気のある先生ということで、今いろいろと手配しております。インターネットではもう昨年度から募集しているのです。インターネット開いてくれないんだね、先生方、忙しくて。給料も随分、1,500万ほど保障しますよという、ですから月額125万円の保障で呼びかけてはいるのです。ぜひ皆さん方も、何か知り合いの方がおりましたらば、そういった鮫川村には準備あるということで、若い先生を募集しています。

いろいろ、今、佐藤蕃先生は昭和3年生まれですから、ことしで87歳になります。こういった先生にお任せしていいのかなという思いで、今は大変悩んでおります。ですが、なかなか本当に、今、管内みんな声かけた、ほかの先生方に。いろいろ苦勞しているのです。それでも、まだいい返事がもらえません。かえって、病院の先生に相談する、個人の開業医に相談すると、村長さん、私もこの地区で開業しているのですけれども、今まで地区の皆さんに御苦勞さまでしたと言われたことない、家族の旅行一回連れていったことないんだと。それほど地方の医者には忙しくて容易でない、24時間監視されているんだと、そんなお話。逆に、やはり地方の病院というのはとても大変なのだなという思いで、今、医者との交渉しています。

そうしたことで、お答えにさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） ぜひとも医師の確保、できれば若い医師の確保を望みます。

次に、教育関係で、教育振興の件ですが、先ほどでも、後回しになると全部答弁されたことが耳に入っているものですが、今まで通学バスの費用、そういうものを廃止されて、高校生ですか、学生に対する1人1万円の支給と、毎月1万円の支給ということでございますが、これらに対して予算化されておりますが、実際、今、鮫高の通学者ですか、そういう村外の者に対しては支給しないというような方針でおおと思いますが、今後、存続を図るためにも、ある程度の支援というか、そういうものも考えなくちゃならないかなというふうに思うのですが、村長の見解を。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の再質問であります高校の奨学金制度であります、私は鮫川村、小学校・中学校時代は、他町村と何ら不足のない勉強環境はできていると思います。

高校になりますと、そうはいきません。特に、鮫川校だけでは、やはり競争力をつけるにも、よその高校に行きたいという子供が多いようでありまして、そのよその高校も、棚倉ではなくて白河とか郡山とか、そういった方向になっているのですね。いろいろそういった遠

くになりますと、家庭への負担が多いようであります。棚倉ですと、路線バスで間に合うのですけれども、白河ですとそういうわけにいきません。棚倉までお父さんお母さん方が送っていく。浅川駅まで送っていくとか、あるいは郡山あたりの子供は皆下宿しているとか、そういう家庭の負担が多いようです。この辺が教育力の低下につながるのかなという思いで、大変お父さんお母さん方、ご家庭には負担かけて申しわけないなという思いであります。

鮫川校がもっとしっかり学力をつけて、有名大学でも入るような高校になればいいのですが、県立高校ですから、なかなかそういったわけにもいきませんし、子供たちもやっぱり身近に早めに力をつけたいということで、進学校を選んじゃうんですね。その辺で少しジレンマがありますが、地元の高校頼りばかりでなくて、よその高校にも行きたい、そんな月額1万で果たしていいのかという思いもありますが、これも大変厳しい中でありますので、村の気持ちをわかっていただきたい、そういうことで1万円を提案させていただきました。

それで、鮫高の存続であります、今ほど、先ほどの開会での挨拶にも申し上げましたように、今のところ23人の応募があるようで、存続は大丈夫かと思いますが、こういった存続をかなえるためにも、他町村から来ている子供たちが支えてくれたということは事実であります。こういった人たちにも鮫川と同じような、鮫川の高校があるということは、鮫川村の子供たちにとっても誇りになるのではないかと思います。鮫高にあっても、棚倉に行くんだ、白河に行くんだ、これは子供たちの考えで、鮫川にも、俺の村にも高校はあるよと、こういったことも、とても子供たちの自信につながるのではないかと思いますし、高校生も大分頑張っていて、村おこし、豆づくりとかに協力してもらっています。

そんな子供たちに少しでも支援したいなという思いで、路線バス、あおぞらバスが、今、定期出すと1万8,000円だそうです。その半分9,000円の支援、一律に鮫高の高校生全員にやってはどうかという提案も今回させていただく、そんな計画を考えておりますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 教育振興の中で、もう一つ尋ねたいのですが、前にもこれは申し上げて、なかなか進展しないかなというふうに思うのですが、青生野小学校、学校の統廃合の問題です。これは前に私が村長に質問したときに、私の任期内には何とか実現したいというふうなご答弁をされておりますが、自立促進の書類の中では、何回か保護者、それから地域住民と話し合いを持ったような報告がされておりますが、それらの話し合いの状況ですか、そ

れらについてお答え願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 青生野小学校の統合であります、これはとても青生野地区の問題では大変大きな問題であります。

教育長、いいかな、任して。

私は直接、協議にはまざっておりません。教育長も遠慮しながらまざっているようでありますので、その辺の進捗状況を教育長よりお答えをしていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答え申し上げます。

青生野小学校の統合については、議会でいろいろご質問、過去何回かございました。その中で、一応、統廃合についての話は教育委員会としては考えてきたのですけれども、例の放射線等がありまして、今回はその話は持ち出すことができませんでした。

現在、進捗、私どもが進めている考え方といたしましては、来年は2名入るのです。2名の子供が入学し、そして、その次も1名だかが入るのですけれども、その後、ゼロ、ゼロが続きます。そういうことで、保護者の皆さん方にもどういう考えを持っているのかで、一応、そういうことを十分お聞きした上で、あと子供たちも、卒業した子供たちの意見も、中学生になりますけれども、現在、聞いているところでございます。これは匿名ということではなくて、どなたもわからない形で、子供たちの感想・意見等を集約しておりまして、いずれにしても、実態あるいは保護者の方々の意見をこれから聞いて、その後、地域の皆さんと一緒に何回か進めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

ただ、申し上げたいのは、よく議会でご質問を受けるのは、小さい学校だからかわいそうだという、この意見は本当にそうなんだろうかということだけは、子供たちの学校生活を見てもみますと、これが本当の学校の原点なのかなと思うところもありますし、まず、議員の皆さん方が実際に青生野小学校の授業とか何か、ごらんになっていただければありがたいかなと思っています。

ただ、保護者の中も全部ではありませんけれども、できるなら鮫川小学校に行きたいという保護者もいるようには聞いておりますけれども、全体としての意見は集約されていないのは事実と。新年度早々にでも、意見が集約されますので、それによって、また皆さん方への率直ないろいろご意見等も申し上げていきたいなと思っております。そのあたりです。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） これは避けて通れない、なかなかこの問題には執行者側でも、それから地元の議員さんも言いづらいと思っていますし、述べたのですけれども、いずれやはりこれは避けて通れない問題だと思いますので、この前の質問においても、これは地元との話し合いは進めていくというようなことでありましたが、今の答弁だとまだやっていないというような話ではありますが、なかなか知見を要する問題かと思いますが、ぜひとも、別に話したから統合させるというような問題ではないし、多くの保護者、それから住民の意見は聞くべきであると思います。将来を見据えて、そのゼロになるというようなことも話でわかっているものですから、ぜひとも話し合いを進めてくれるようお願いしたいと思います。

それから、地域の……

〔「時間」と言う人あり〕

○9番（前田武久君） 時間ですか。では、この辺で、一応、規則がありますので、私、時間いっぱいということで、自分からやめさせていただきたいと思います。

じゃ、終わります。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 1番、遠藤貴人でございます。

今般の議会定例会の一般質問に先立ちまして、質問の通告内容と質問題が整合性のないものになってしまい、関係職員にご迷惑おかけしたことを、まずもっておわびいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

湯の田温泉さざり荘の今後について。

2011年に3億8,000万円を投じてリニューアルオープンした湯の田温泉さざり荘も、今現在、一日の平均入場者数が102人、最高では421人もの集客を誇る温泉保養施設となりました。平成27年4月からは、旧西島旅館の源泉も館内に引き込み、泉質がよくなったという来場者の声も耳にします。

昨年の11月には、湯の田温泉活用検討委員会も立ち上がり、ことしの1月には栃木県那珂川町、黒羽町などへの研修も実施されました。今後、ますます盛り上がらなければいけない重要な事業の一つとして間違いはありません。

しかし、一方で、一度も訪れたことがありません、行くきっかけがありませんといった声

も、若い世代からは聞こえます。リニューアルオープン以来、村内・村外にかかわらず一律に入場料を500円としていますが、なぜ差異を設けず一律の入場料としたのか、入場料が500円という金額に算出されたいきさつはどのようなものだったのかを伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤貴人君の、遠藤議員の湯の田温泉さざり荘の今後についての質問にお答えを申し上げます。

旧さざり荘の当時の使用料、利用料が、村内居住者の小学生が200円、中学生以上60歳未満の方が500円、60歳以上が200円、村外居住者は一律に500円でありました。現在は、村内外の居住を問わず小・中学生が300円、一般500円、高齢者が300円であります。

居住地に関係なく一律にしましたのは、先ほども申し上げましたが、国からの支援が2億2,200万円もの交付をいただきました事業でありました。利用者全てが国民であり、分け隔てするのではないという思いで、この入場料を決定させていただきました。また、利用者に対しまして、村外・村内の居住についての確認も要することのなく、スムーズな入場もいただいているところであります。

次に、500円という金額は、旧さざり荘の使用料の上限額でありますので、引き上げることなくスライドさせたものであります。その後、平成26年度に消費税が5%から8%に改正されましたが、その他の公共料金と整合性を図り維持することとし、現在に至っております。見直しを図る機会といたしましたら、次の消費税の改正の時期かと考えております。この時期に値上げ・値下げ、あるいは村民への優待券などもどうなのかと、そういった思いを皆さんと一緒に共有しながら、ご相談しながら対処していきたいと思っておりますので、今のところ、こういった制定にご協力を、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、遠藤議員への答弁にかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 私は、村の施設は村の人にぜひ使ってほしいなというふうに思っています。これは恐らく村長も同じ考えなのではないかなというふうに思うのですが、しかし、やはり村の施設、使う人は使っています。しかし、使わない人は使っていないと、二極化してしまっているのが現状なのではないかなというふうに考えます。

使わない人にも少しでも、図書館、トレセン、それからすまいる、そしてこの湯の田温泉

と、少ないながらも村民が利用できる施設はありますので、今、村長の答弁の中に、優待券もというお話が実際出ましたが、村長ご自身には、さざり荘に関して、恐らく多様なお考えあるかと存じますが、無料券を配布するということは考えの中におありでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、遠藤君の再質問であります。今ほど、いみじくも私が申し上げました優待券であります。村民の皆さんに公平・公正に利用していただくには、また、一度も利用していないという、そういう村民の方もいるようであります。優待券があれば、ちょっとのぞいてくれるのかな、あの湯の田温泉の良質な温泉に浸って、疲れを癒してもらえるのかな、そういった思いでありますので、優待券の発行も、こういった皆さんの利用促進につながるのかなという思いでありますので、これも、こういった値上げあるいは値下げの時期に検討させていただきたいと考えております。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 無料券、優待券、配布するということ、非常によいことだというふうには私も考えます。全戸、全村民、5枚、10枚、無料券、優待券、配布することになるかと思うのですが、そこで、やはり自分自身もものすごく危惧されることは、やはり使わない人が使う人に券の譲渡、こういったことにもつながる可能性もあるのではないかなというふうに思います。

そうなりますと、やはりこちらが意図したこととはちょっとかけ離れてしまって、意味も半減してしまうのかなというふうには考えますので、であるならば、これはまた一つの例ではありますが、例えば子供と大人がセットでないと使うことができない優待券や、そういった条件付きの優待券を配布するということはいかがかなというふうに思います。たんぼぼの利用者に配布するということも、これまた好ましいことかというふうに考えますがどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、優待券の発行等につきましては、あるいは割引券の発行につきましては、いろいろとそういったアイデアがあると思います。そういった皆さんの声を反映させていただき、安易に優待券発行、割引券発行でなくて、そういった少しおもしろみのある、そして村民が必ず利用しなければならない、そういった条件等に合ったような利用の方法、発行の方法を考えさせていただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 先日、自分も東京鮫川会の総会のほうに出席させていただきました。

そこで、東京鮫川会の人たちと交流させていただいたのですが、そこに来ている人たち、これ不思議なもので、皆さん同じ意見を、僕、お話を伺ったのですが、東京鮫川会の人、鮫川にお金を落としたいのだけれども、なかなか落とすこともできないのだというふうに言われたのです。それはどういったことですかというふうに伺ったら、まず、宿泊場所がないというのが、ものすごく自分たちにとっては利用しづらいのだというふうに言われたのです。

そこで、自分も、いや、もともと鮫川村を出ていっている人なのですから、当然、実家もあるでしょうから、実家にお泊まりになったらいかがですかというふうにお答えしたのですが、そうしたら、そちらの方は、親が活着ているうちは泊まりやすいのだけれども、やっぱり兄弟といえども、代がかわってしまうとなかなか気を使って、実家も利用しづらいというふうなお話をされていました。ですから、実家には帰っていききたいのだけれども、泊まる場所は別なところに取りたいというのが、ほとんどの人の正直な本音のようです。

それで、先輩議員からも質問の中にもありましたが、やはり中心部にトイレ、そして公園、宿泊施設というのは、やはり必要なのではないかなというふうに考えます。そういったものが整ってくることによって、やはり使いやすいコンパクトな村づくりになっていくのかなというふうに考えますが、そういった東京鮫川会の人のご意見も聞いて、村長のお考えどうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宿泊施設というのは、結構前の議会からも、このさぎり荘の建築当時から話されておりました。やっぱり宿泊施設を兼ねるべきだべ、温泉施設は。そういったことで、どうしてもなかなか財政を考え、経済を考え、効率を考えますと、余りに負担増になっちゃうという思いでおりましたが、これほど人口が減少する、それは魅力がない村だ、そうなんですね。もうちょっと、田舎に帰ったときに遠慮なしに、いつでも田舎に行って泊まる場所があれば、そういった人もいるわけですから、そういった要望にも応えるためにも必要なのかなという思いであります。

できれば、今度のさぎり荘の検討委員会、こういった意見が出たときには真摯に受けとめ、それほどの財政負担にならない、何もお客さんがいないときには休業にすればいいのだから、全員休めばいいのだ、お客さんがいるときだけ出てもらって、それほど経営の負担にならないのではないのかという思いもあります。いろいろ皆さんと相談しながら、こういったものにも思い切って挑戦をして、明るい村づくり、そういったものも一つの方法かなという思い

もあります。この辺も皆さんと一緒に検討しながら、宿泊施設。

ただ、今、つるやさんがあるのですよね。つるやさんが、宿泊しているお客さんをとっています。こういったことに迷惑がかからないようにを検討しながら、今までつるやさん、あるいは滝なんかあったのですよね。ですから、総員でやっては、皆さんに迷惑かけちゃうなという思いがありました。ですから、今度のはつるやさんの都合をまず優先的に考えながら、あと、そういった皆さんの要望に、あるいは村の子供たちにもどうなのかなという思いで、費用対効果ばかり考えないで、もっと余裕のある事業に取り組むのも一つの方法かなと思っております。この辺、皆さん十分検討しながら、村づくりあるいは今度の湯の田温泉の事業計画などにも反映させていただきたいと、また、行っていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） 活用検討委員会で行った研修の中で、視察してきたものの中に、温泉フグ、温泉を使ってフグを養殖するようなこととか、それから温泉ナス、温泉を使ってナスを育てる、そして温泉スタンド、温泉を売って、恐らく家の湯舟なんかに張って自宅で温泉を楽しむような、そういったところを視察してきたようです。

その宿泊施設だけに限らず、湯の田温泉、余ったお湯なんかもどういうふうに利用していくのかとか、そういったことも含めて、個人的に、さざり荘の今後の展開が、村にとっての一つ大きなキーポイントになるのではないのかなというふうに考えておりますので、そういった湯の田温泉を活用することをきっかけとして、また村が一步、三歩と前に進んでいけることを期待して、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問は終わります。

ここで、17時45分まで休憩いたします。

（午後 5時38分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時45分）

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。
事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

本報告は、簡易水道鍬木田配水池整備工事について、工種の変更等により請負契約の減額があり、変更して契約をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものであります。

内容については、契約金額が9,072万円を8,774万1,360円に減額して契約したものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の報告は終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

[議会事務局長朗読]

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての議案

について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の3ページです。平成27年度歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをお開きください。

本議案は、村民保養施設さざり荘の温泉水ろ過槽のろ材交換を緊急に実施する必要性が生じたため、それらに要する経費及び清掃を行うための予算について、村民保養施設運営に係る指定管理料を増額補正したもののほか、国の平成27年度補正予算で高齢者向け給付金給付事業が決定し、当該事業を実施するためのシステム改修業務に要する経費等を増額補正するための予算につきまして、専決処分をさせていただいたものであります。

予算については、所要の経費に予備費を充当した以外の国庫支出金の予算について、増額補正をしたものであります。

ご承認賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号～議案第11号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例から日程第15、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例から議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの10議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

初めに、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてのご説明を申し上げます。

この条例は、新しい行政不服審査法が平成28年4月1日から施行されるに伴い、鮫川村行政手続条例、鮫川村情報公開条例、鮫川村情報公開・個人情報保護審査会条例、鮫川村特定個人情報保護条例、鮫川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の給与に関する条例の5条例について、引用している法律名の改正、用語の整理等を行うものであります。

次に、議案書の11ページをお開きください。

11ページ、議案第3号 鮫川村行政不服審査会条例の説明について申し上げます。

この条例は、行政不服審査法が4月1日から施行されることに伴い、村長の諮問を受けて審査請求に係る事件の調査審議等を行う鮫川村行政不服審査会の設置、組織等に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、13ページをごらんください。

13ページ、議案第4号であります。鮫川村行政不服審査法関係手数料条例についてのご説明を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法の規定により、提出書類等の写し等の交付を受ける者から手数料を徴収することに関し、必要な事項を定めるものであります。

議案書の16ページをお開きください。

議案第5号です。議案第5号 職員の降給に関する条例についてのご説明を申し上げます。

この条例は、人事評価制度が職員の任用・給与・分限、その他の人事管理の基礎として活用されることとなったことを受け、分限処分の一つとして、降給の自由や手続を明確化するため、地方公務員法第27条第2項の規定により、条例で定めるものであります。

次に、議案書の18ページをお開きください。

議案第6号です。議案第6号 鮫川村高校生通学支援金支給条例についてご説明を申し上げ

げます。

この条例は、本村から高等学校に通学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するとともに、子育て環境の向上及び人材育成に寄与することを目的に、月額1万円の通学支援金を支給させる条例であります。

次に、議案書の20ページをごらんください。

議案第7号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法が施行されるに伴い、本条例で引用している法律名の改正、用語の整理等を行い、あわせて、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に合わせるものであります。

次に、議案書の32ページをお開きください。

議案第8号です。議案第8号 鮫川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であります。ご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正により、人事行政の運営等の状況の公表に関し、報告事項に職員の退職管理の状況、職員の休業に関する状況、職員の人事評価の状況を追加するものであります。

次に、33ページをお開きください。

33ページ、議案第9号です。公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、用語の整備を行うためのものであります。

次に、議案書34ページをお開きください。

議案第10号です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、各項の整理を行うものであります。

次に、議案書の35ページをごらんください。

議案第11号です。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政不服審査会条例の規定により、村長が委嘱する行政不服審査会委員及び鮫川村鳥獣被害対策実施隊の創設に伴う鳥獣被害対策実施隊員に対する報酬等を規定するも

のであります。

以上で、第2号から議案第11号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第12号～議案第20号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第16、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第24、議案第20号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第20号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例までの9議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の36ページをお開きください。

初めに、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、平成27年10月に行われました福島県人事委員会の給与勧告に基づき、本村の職員の給与月額並びに諸手当の額の改定及び地方公務員法の施行に伴う所要の改正を行うためのものであります。

次に、41ページをお開きください。

議案第13号です。鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例であります。

この条例は、鮫川村奨学基金に新たに寄附があったため、本基金条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の42ページをお開きください。

議案第14号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、行政不服審査法が4月1日から施行されるのに伴い、引用している法律名等の改正、用語の整理を行い、あわせて、書面等の写しの交付をする場合の手数料について規定するものであります。

次に、議案書の44ページをお開きください。

議案第15号です。鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。ご説明を申し上げます。

この条例は、条例名の改正と介護保険法及び関係政省令の一部改正により、認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務づけられたためのものであります。

次に、45ページをごらんください。

議案第16号です。鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明であります。

この条例は、条例名の改正、介護保険法並びに関係政省令の一部改正により、介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務づけられたための条例であります。

次に、議案書47ページです。

第17号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、介護保険法の一部改正に伴い、本条例で引用する条項の整理を行うものであります。

次に、議案書の48ページをごらんください。

議案第18号です。鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、村営住宅に新たに宿ノ入団地2棟5戸が建設されたことに伴い、村営住宅条例の一部を改正されるものであります。

次に、議案書の49ページをごらんください。

議案第19号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、定住促進住宅水口住宅2号・3号が老朽化により解体処分されたことに伴い、本条例の一部を改正し、あわせて、住宅の整備方法の違いによる定住促進住宅の区分を明確化するためのものです。

次に、議案書の50ページをごらんください。

議案第20号です。鮫川村消防団条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、消防団員の減少に伴い、現団員の225人となっております。現状に沿った定数とするため条例の一部を改正し、現行の280人から230人とするものであります。

以上で、議案第12号から議案第20号までの9議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第21号～議案第28号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第25、議案第21号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から日程第32、議案第28号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第21号から議案第28号までの8議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第21号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

議案書の51ページから57ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の5ページをお開きください。

補正前の予算額です。33億9,485万7,000円に対しまして、今回1億2,759万2,000円を増額し、補正後の予算総額を35億2,244万9,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書6ページをお開きください。

主なものをご説明申し上げます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人村民税、1 節現年課税分の784万7,000円の増額は、個人村民税の所得割の増加によるものであります。784万7,000円です。

次の7ページ、ごらんください。

9 款地方交付税ですが、普通交付税が2 億3,383万3,000円の増額であります。これは普通交付税の確定によるもので、補正後の地方交付税額は16億5,364万2,000円であります。

事項別明細書の8ページをお開きください。

13款国庫支出金です。2 項国庫補助金、5 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の2,345万6,000円のうち、高齢者向け給付金給付事業費1,350万の増額は、今年1月に国の27年度補正予算で計上されました、所得の少ない高齢者向けに、年金生活者等支援臨時福祉給付金で1人3万円が支給されるための増額であります。

14款県支出金、2 項県補助金、5 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の福島県営農再開の支援事業費719万円の減額は、農地除染事業の事業費が確定したことによる減額であります。多分、少なかったのですね、畑の申し込みが。今年度の農地除染の完了面積が3.2ヘクタールであります。これで全て農地の除染は完了したということであります。

同じく2 節林業費補助金のふくしま森林再生事業費529万2,000円の減額は、ふくしま森林再生事業費の確定によるものであります。

10ページです。

17款繰入金、2 項基金繰入金、1 目1 節財政調整基金繰入金の中山間地域等直接支払交付金事業費の2,000万円の減額のほか7件の減額につきましては、当初予算において基金からの繰り入れを予定していましたが、地方交付税の増額により、財源をこの交付税から充当したため減額するものであります。

同じく5 目1 節公有施設整備基金繰入金2,162万9,000円の減額は、湯の田温泉活用事業費2,080万のほか4 事業に同基金の繰り入れを予定していたものについて、事業費確定による減額であります。請け差があったのですね。

11ページをごらん願います。

19款諸収入です。5 項1 目1 節雑入の縣市町村振興協会市町村交付金174万4,000円は、オータムジャンボ宝くじ収益金交付金であります。

同じく消防団員安全装備品整備等助成金164万7,000円は、消防団員用雨がっぱ整備事業について、消防団員等公務災害補償等共済基金からの助成金であります。

議案書の57ページ、地方債補正もあわせてごらんいただきたいと思います。57ページの地方債補正です。第3表地方債補正もあわせてごらんいただきたいと思います。事項別明細書は11ページです。

20款1項村債です。1目1節辺地対策事業債の村道江堀那倉・牧野線舗装補修事業債120万円の減額のほか1路線の減額は、27年度事業費の確定によるものであります。

同じく2目1節過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業債290万の減額は、公共交通維持対策事業の実績により減額するものであります。

同じく5目1節公営住宅建設事業債700万円の減額は、宿ノ入団地整備事業の事業費の確定によるものであります。

同じく6目1節の一般補助施設整備等事業債の530万円の増額は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に要するものであります。

続きまして、歳出の補正予算であります。

事項別明細書12ページをお開きください。

2款です。総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金4,000万円の増額は、普通交付税の収入増額分の一部を同基金に、同じく公有施設整備基金6,000万円の増額は、これも普通交付税の収入増額分の一部を同基金に積み立てするものであります。

同じく6目企画費、13ページをお開きください。13節、1733万1,000円の増額は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策業務委託料で、個人番号制度に伴い、個人番号制度導入に伴う庁舎内ネットワーク等のセキュリティーを強靱化するためのものであります。

同じく19節負担金、補助及び交付金の260万9,000円の減額は、生活路線運行実績等による減額であります。

13ページです。

同じく10目です。臨時福祉給付金給付事業費、これ14ページになるかな。19節負担金、補助金、そうですね。19節、1,350万の増額は、今年1月に国の補正予算で可決されました、所得の少ない高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金で1人3万円が支給されるための増額であります。

次、16ページです。

16ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節です。繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定3,884万1,000円の増額は、国保会計歳入のうち共同事業交付金等

が当初計画を大きく下回る見込みのため、繰出金を増額するものであります。

同じく4目介護保険事務費、28節繰出金の介護保険特別会計316万6,000円の減額は、介護報酬等改定に伴うシステム改修事業の村負担分の減額であります。

18ページをお開きください。

18ページ、4款です。4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費、28節繰出金525万7,000円の減額は、国民健康保険特別会計直診勘定への減額分であります。

19ページです。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節委託料のうち、福島県営農再開支援業務686万8,000円の減額は、農地除染実績による事業費の不用額を減額するものであります。

同じく19節負担金、補助及び交付金1,664万1,000円の減額は、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業等の実績による減額であります。

20ページをお開きください。

同じく8目農村交流施設費、28節繰出金252万円は、交流施設特別会計への繰出金であります。

同じく2項林業費、1目林業総務費、13節委託料のうち、ふくしま森林再生事業業務818万4,000円の減額は、ふくしま森林再生事業費等確定による減額であります。

22ページをお開きください。

8款土木費です。22ページ、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、15節工事請負費の道路維持補修工事290万円の増額は、村道ひだまり荘線道路補修工事を実施するためのものであります。雨で専決されちゃったんですね、ひだまり荘線が。その補修工事の費用であります。

議案書56ページをお開きください。

56ページ、第2表です。繰越明許費です。第2表の繰越明許費についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業1,729万8,000円ほか4事業合わせて1億2,342万6,000円について、繰り越して実施することとしております。主な理由としては、12月に提案されました国の平成27年度補正予算が、28年1月に成立したことによるものであります。

続いて、特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第22号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は58ページです。事項別明細書は29ページをごらんください。29ページ。

補正前の予算額が5億5,255万5,000円に対しまして、今回5,085万5,000円を増額し、補正後の予算総額を6億341万円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書30ページをごらんください。次のページです。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は123万9,000円の減で、主な理由は被保険者数の減少による課税額の減額であります。被保険者数が減ったということでもあります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分うち療養給付費1,028万7,000円増額は、一般被保険者療養給付に係る国庫負担金の増額によるものであります。

同じく2項国庫補助金、1目財政調整交付金、31ページです。2節特別調整交付金888万7,000円増額は、へき地診療所運営費に係る交付金が増額されたことによるものであります。

3款1項1目療養給付費交付金、1節現年度分658万4,000円増額は、退職者分の医療費が増額の見込みによるものであります。

5款県支出金、2項県補助金、1目1節財政調整交付金680万円増額は、県補助金の変更による増額であります。

6款1項1目1節共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金868万1,000円の減額は、80万以上の高額医療給付費が見込みを大幅に下回ることによる減額であります。

同じく2節保険財政共同安定化事業交付金810万7,000円の減額は、保険財政共同安定化事業交付金が見込みを下回ることによる減額であります。

次に、32ページをお開きください。

8款繰入金の一般会計繰入金給付金、給付費が4,000万円増額は、保険給付費支払いの財源に充当するため一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出であります。

33ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交

付金3,280万円の増額は、一般被保険者療養給付費負担金の支払いが増額となる見込みのものであります。

同じく2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金の500万円の増額は、退職被保険者等療養給付費負担金の支払いが増額となる見込みによるものであります。

同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節負担金、補助及び交付金400万円の増額は、一般被保険者高額療養費の支払いが増額となる見込みのものであります。

35ページをごらんください。

10款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金、28節繰出金822万8,000円の増額は、へき地診療所運営費に係る調整交付金分を繰り出すものであります。822万8,000円です。

次に、直診勘定であります。

38ページをごらんください。

補正前の予算総額を8,095万5,000円に対しまして、今回470万3,000円を減額し、補正後の予算総額を7,625万2,000円とするものであります。

歳入であります。

39ページをごらんください。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入から6目介護報酬収入までの合計において771万9,000円の減額は、各診療報酬収入が減収となる見込みのため減額するものであります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金525万7,000円は、診療所運営費の繰入金を減額するものであります。

次のページ、40ページをお開きください。

同じく2項1目1節事業勘定繰入金822万8,000円の増額は、へき地診療所運営費に係る特別調整交付金を、交付金分を増額するものであります。

41ページをごらんください。

歳出です。

2款1項医業費、3目医薬品衛生材料費、11節需用費の医薬材料費430万円の減額は、医薬材料費等の減により、費用軽減を図ったことによるものであります。

次に、議案第23号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書の62ページ、63ページです。事項別明細書で説明します。事項別明細書は44ページをお開きください。簡易水道事業特別会計であります。

予算額1億7,218万2,000円に対しまして、予算総額の増減はありません。

歳出において、人事委員会勧告による給与改定に伴う給料等について、予備費から充当するものであります。

次に、議案第24号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

議案書は64、65ページですが、事項別明細書で説明申し上げます。47ページをお開きください。

補正前の予算額1,158万5,000円に対しまして、今回14万5,000円を増額し、補正後の予算総額を1,173万円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書48ページです。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務費使用料、1節の村営バス運行収入76万1,000円の増額は、村営バス運賃の増収によるものであります。

49ページです。

歳出です。

1款総務費、1項村営バス事業費、2目財産管理費、25節積立金の財政調整基金100万円は、予備費を減額し100万円を積み立てするものであります。

次に、議案第25号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は66、67ページです。事項別明細書は50ページです。

補正前の予算額が4億7,848万3,000円に対しまして、今回196万6,000円を減額し、補正後の予算総額を4億7,651万7,000円とするものであります。

歳入であります。

51ページをごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節介護保健事業費補助金120万円の増額は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業、改修の事業補助金の増額によるものであります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節事務費繰入金の316万6,000円の減額は、介護保険システム改修費の減額等によるものであります。

歳出です。

52ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、13 節委託料の162万円の減額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業費の減額であります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、19 節負担金、補助及び交付金の154万3,000円の減額は、居宅介護サービス利用者の減のためであります。

3 目地域密着型介護サービス給付費、19 節負担金、補助及び交付金68万3,000円の増額は、複合型サービスの利用の増加によるものであります。

4 項1 目高額介護サービス費、19 節負担金、補助及び交付金86万円の増額は、高額介護となる対象者の増加によるものであります。

次に、議案第26号です。平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は68、69ページ、事項別明細書は56ページをお開きください。56ページ。事項別明細書56ページです。

歳入において、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目1 節交流施設使用料で252万円を減額し、2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目1 節一般会計繰入金で252万円を増額するものであります。

次に、議案第27号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）についてです。

議案書70、71ページ、事項別明細書は57ページをお開きください。

補正前の予算額1 億646万3,000円に対しまして、今回51万5,000円を増額し、補正後の予算総額を1 億697万8,000円とするものであります。

歳入であります。

58ページをお開きください。

5 款県支出金、1 項県補助金、1 目教育費県補助金、1 節教育費補助金35万4,000円の増額は、補助事業の「いただきます。ふくしまさん」の補助金であります。

歳出です。

2 款1 項1 目給食費、11 節需用費46万円は、給食材料費の増額分であります。

次に、議案第28号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてです。

議案書は72ページ、73ページです。事項別明細書は59ページをお開きください。

補正前の予算額が3,491万2,000円に対しまして、今回27万円を増額し、補正後の予算総額を3,518万2,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書60ページです。

1款1項1目後期高齢者医療保険料で、1節現年度分特別徴収保険料を33万6,000円減額し、2節現年度分普通徴収保険料55万6,000円を増額するものであります。

61ページ、歳出においては、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金24万4,000円を増額するものであります。

以上で、議案第21号から28号までの8議案につきまして、提案理由の説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明にかえさせていただきます。

◎議案第29号～議案第38号の上程、説明

- 議長（星 一彌君） 日程第33、議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算から日程第42、議案第38号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

- 議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

- 村長（大樂勝弘君） それでは、議案第29号から議案第38号までの10議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年度予算編成方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げたとおりであります。

一般会計、特別会計予算書をごらんください。1ページをお開きください。

議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算であります。

予算総額は29億3,000万円であります。

次に、8ページをお開きください。

前年度予算と比較しますと、前年度予算が32億8,000万円でありました。本年度予算は29

億3,000万であります。比較しますと3億5,000万、率にしまして10.7%の減額予算となっております。

歳入予算における村税分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は合計6億900万円余りで、予算総額の20.8%であります。また、国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は23億2,100万円余りで、率にして79.2%が依存財源となっております。

1つ前の7ページに戻りますが、第2表地方債について記載しております。25ページの20款村債とあわせてごらんいただきたいと思っております。

辺地対策事業債は7,460万円であります。これは、藪地区農業基盤整備促進事業費のほか3路線の整備ほか、スクールバス整備事業及び消防ポンプ自動車整備事業に充てることとしております。過疎対策事業費は4,320万円で、官代地区携帯電話等エリア整備事業に850万円、過疎地域自立促進特別事業に3,470万円を充てることとしております。臨時財政対策費は8,600万円であります。臨時財政対策費です。8,600万円であります。

起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起債日から30年以内の期間において、資金の融通条件並びに村長の定めることにより償還いたします。ただし、村の財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしております。

次に、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税が1億127万8,000円、2目法人村民税が1,063万5,000円あります。村民税の合計が、合わせまして1億1,191万3,000円で、103万2,000円、0.92%の伸びとなっております。

2項1目固定資産税は1億2,558万4,000円あります。

3項1目軽自動車税は1,233万2,000円、4項1目たばこ税が586万5,000円を見込んでおります。

12ページです。次のページをお開きください。

9款地方交付税は15億2,027万9,000円で、前年度と比較しまして2,028万円、率にして1.3%の減額であります。要因は、平成27年国勢調査の結果、人口減となったことを受けたことによるものであります。

15ページです。

13款国庫支出金の主なものですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金が3,952万円となっております。

同じく3節児童手当負担金は4,001万4,000円となっております。

16ページです。

2項国庫補助金では、3目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金7,000万円は、村道等の防災安全対策に要する補助金であります。

その下の欄の2節住宅費補助金1,497万円は、公的賃貸住宅家賃低減化事業、老朽建築物除去事業、これは渡瀬体育館などを含む補助金であります。

6目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金2,031万4,000円は、藪地区石井草の大久保です。石井草の大久保地区の農道整備のための補助金であります。

17ページです。

14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金の携帯電話等エリア整備事業費2,195万6,000円は、官代地区に携帯電話等エリア整備する事業の補助金であります。

18ページです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の総額が1億603万円であります。このうち中山間地域等直接支払交付金6,840万円、多目的機能の支払交付金事業は1,406万円となっております。

19ページです。

同じく2節林業費補助金7,553万2,000円を計上しております。このうち福島森林再生事業6,184万円は、森林除染の効果を高めるための間伐等促進事業の補助金であります。

21ページです。

17款繰入金、2項基金繰入金、1節財政調整基金繰入金は、こどもセンター運営事業8,000万円、簡易水道施設整備事業費4,000万円のほか3事業に、合計で1億8,200万円を計上しております。

22ページです。

6目1節公有施設整備基金繰入金1,760万円は、渡瀬村民体育館解体事業700万円のほか4事業の費用に繰り入れするものであります。

歳出予算であります。事業の主なものにつきましては、お手元に配付いたしました議案要旨の中の28年度一般会計主要事業調査をごらんいただきたいと思います。

次に、102ページをごらんください。

102ページ、議案第30号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算であります。

106ページをお開きください。

予算総額が5億1,271万4,000円で、前年度と比べますと592万5,000円の減額予算となっております。

107ページの中ほどをごらんください。

国保世帯数が549世帯、被保険者数は1,000人で、前年と比較しますと41人の減となっております。保険給付費見込み額が1人当たり35万3,286円で、前年度と比較しますと3.24%増加すると見込んでおります。1人当たりの保険税額は11万5,402円となり、前年度と比較しますと8.16%の伸びとなりますが、保険税の本算定においては国保運営協議会において審議され、6月定例議会において決定をいただくことになっております。

次に、122ページをごらんください。

議案第31号です。平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算であります。

総額が7,183万8,000円で、前年度と比べますと245万8,000円の増額予算となっております。125ページです。

1款診療収入、1項外来収入合計は4,428万2,000円を見込んでおります。前年度と比較しますと60万円の減額となっております。

3項繰入金の1目一般会計繰入金1,423万1,000円を計上しております。

歳出の主なものです。127ページをお開きください。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、医師に対する医業業務委託料を含む総額で4,602万7,000円となっております。

次に、129ページです。

129ページ、2款をごらんください。2款1項医業費の合計が2,533万8,000円となっております。

次に、133ページをごらんください。

議案第32号です。平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

136ページです。

予算総額が1億6,020万6,000円で、前年度と比べますと3,950万1,000円の減額となっております。

歳出の主なものです。140ページをごらんください。

2款施設費、2項1目施設整備費、15節工事請負費の8,820万1,000円は、生活基盤近代化事業補助金を活用し、老朽化した配水池を改修するもので、平成26年度から平成28年度までの3カ年の計画で改修工事を行うものであります。この財源につきましては、135ページ、簡易水道事業債2,850万円、過疎対策事業債2,850万円を充当するものであります。

次に、145ページをごらんください。

議案第33号です。平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計予算であります。

147ページをごらんください。

予算総額が772万5,000円で、前年度と比べますと5,000円の減額予算となっております。

次のページです。148ページをお開きください。

歳入の主なもので、1款使用料及び手数料、バス運行収入は472万1,000円を見込んでおります。

歳出の主なものです。149ページです。

歳出の主なものです。751万6,000円となっております。

次に、151ページをごらんください。

議案第34号です。議案第34号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

153ページをお開きください。

予算総額が3,331万3,000円で、前年度と比較しますと182万円の増額予算となっております。

155ページをお開きください。

歳出で、1款施設費、1項1目施設管理費、15節工事請負費で、マンホール段差解消工事費110万1,000円を計上しております。

次に、157ページをお開きください。

議案第35号です。平成28年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

160ページです。

予算総額が4億4,947万7,000円で、前年度と比較しますと1,065万9,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、161ページです。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は6,862万3,000円です。平成27年度から29年度までの保険料は、標準額で月額4,700円となります。

歳出の主なものです。166ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目から9目まで、167ページまでです。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の1目から9目までの合計は3億5,075万円となっております。3億5,075万円です。

次に、175ページをお開きください。

議案第36号です。平成28年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

177ページです。

予算総額が1,379万8,000円で、前年度と比較しますと9万8,000円の増額予算となっております。歳入歳出とも、ほぼ前年同様の予算となっております。

次に、180ページをお開きください。

180ページは、議案第37号です。平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

182ページです。

予算総額が1億591万2,000円で、前年度と比較しますと282万円の増額予算となっております。

歳入の主なものですが、次のページです。183ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金は6,118万3,000円で、前年度と比べますと220万円の増額となっております。

次に、189ページをお開きください。

議案第38号です。平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算であります。

191ページをごらんください。

予算総額が3,532万3,000円で、前年度と比べまして17万7,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものは、次のページです。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は2,009万5,000円、2款繰入金の1目一般会計繰入金は1,522万3,000円となっております。

歳出の主なものは、次のページです。193ページをお開きください。ごらんください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は3,417万1,000円となっております。3,417万1,000円であります。

以上で、議案第29号から38号までの10議案につきましての説明を終わります。原案に賛同

賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第39号～議案第48号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第43、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第52、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでの10議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第39号から議案第48号までの10議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の74ページをごらんください。

初めに、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてのご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの鮫川村中の沢集落センターの指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去10年間の実績に基づきまして、中の沢地域振興組合を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書の75ページをお開きください。

議案第40号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの戸倉地区簡易排水処理施設の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去10年間の実績に基づきまして、戸倉地区簡易排水施設運営管理組合を指定管理者として指定するものであります。

次に、76ページをごらんください。

議案第41号です。公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの鮫川村村民運動場の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去1年間の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書77ページをごらんください。

議案第42号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの鮫川村青少年広場の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去1年間の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書78ページをごらんください。

議案第43号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの富田村民体育館の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去1年間の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書79ページをごらんください。

議案第44号です。公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの西山村民体育館の指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去1年間の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案書80ページをごらんください。

議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。

本案は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの鮫川村農業者トレーニングセンターの指定管理者の指定について、議会の同意を求めるものであります。過去1年間の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第39号であります。

〔「46号」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 39号。ありました。

次に、議案第46号であります。鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書の81ページ及び別冊の鮫川村過疎地域自立促進計画（案）をごらんください。

鮫川村過疎地域自立促進計画を策定するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

策定の内容は、28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする、地域の自立促進の基本方針に基づく計画の策定を行うものであります。

次に、議案第47号です。辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の82ページ、83ページをごらんください。

西野辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、藪農道の事業費の変更を行うもので、5,000万円から7,500万円に変更するものであります。

次に、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の84ページ、85ページをごらんください。

西山辺地の総合整備計画を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、スクールバス西山線の事業費を1,300万円から1,544万4,000円に、馬場線の事業費を1,300万円から1,544万4,000円に変更し、消防ポンプ自動車の事業費を1,900万円から2,106万円に変更するものであります。

以上で、議案第39号から議案第48号までの10議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

長時間のご協力に感謝を申し上げます。

8日から10日までは各常任委員会で議案調査をお願いいたします。

なお、11日は午後3時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 7時20分)

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成28年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年3月11日(金曜日)午後3時開議

- 日程第 1 議案第 2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 3号 鮫川村行政不服審査会条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 4号 鮫川村行政不服審査法関係手数料条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 5号 職員の降給に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第 6号 鮫川村高校生通学支援金支給条例
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第 7号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第 8号 鮫川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第 9号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第10号 職員の転勤時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決

- 日程第 1 2 議案第 1 3 号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 3 議案第 1 4 号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事
業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する
条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度鮫川村一般会計補正予算（第 9 号）
質疑、討論、採決
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
質疑、討論、採決
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
質疑、討論、採決
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第 3 号）
質疑、討論、採決

- 日程第24 議案第25号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
質疑、討論、採決
- 日程第25 議案第26号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）
質疑、討論、採決
- 日程第26 議案第27号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第27 議案第28号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第28 議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算
質疑、討論、採決
- 日程第29 議案第30号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
質疑、討論、採決
- 日程第30 議案第31号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
質疑、討論、採決
- 日程第31 議案第32号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第32 議案第33号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第33 議案第34号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第34 議案第35号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第35 議案第36号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第36 議案第37号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第37 議案第38号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第38 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村中の沢集落センタ

一)

質疑、討論、採決

日程第 3 9 議案第 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（戸倉地区簡易排水処理施設）

質疑、討論、採決

日程第 4 0 議案第 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村村民運動場）

質疑、討論、採決

日程第 4 1 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村青少年広場）

質疑、討論、採決

日程第 4 2 議案第 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（富田村民体育館）

質疑、討論、採決

日程第 4 3 議案第 4 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（西山村民体育館）

質疑、討論、採決

日程第 4 4 議案第 4 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農業者トレーニングセンター）

質疑、討論、採決

日程第 4 5 議案第 4 6 号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定について

質疑、討論、採決

日程第 4 6 議案第 4 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西野辺地）

質疑、討論、採決

日程第 4 7 議案第 4 8 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）

質疑、討論、採決

日程第 4 8 請願について

請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

請願第 2 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第48まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

追加日程第2 発議第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

出席議員（10名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
6番	京條英征君	7番	前田雅秀君
8番	関根政雄君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
企画調整課長	小松毅君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長 併任農業者 委員会事務局長	村山義美君	地域整備課長	増谷隆夫君
教育課長	須藤健君	会計兼 管理者兼 出納室長	古舘甚子君

職務のため出席した者の職氏名

議事
事務局

會長

齊藤利己

書記 渡邊 敬

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 2時48分）

◎議案日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、斉藤利己君。

○議会事務局長（斉藤利己） 諸般の報告をいたします。

代表監査委員より、疾病通院による欠席の届けがありました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎議案第2号～議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例から日程第10、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例まで10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 鮫川村行政不服審査会条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 鮫川村行政不服審査法関係手数料条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 職員の降給に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 鮫川村高校生通学支援金支給条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第11、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第19、議案第20号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例までの9議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは県の人事委員会に基づき改正することになりますが、給与改定は当然職員皆さんの士気の高揚、それから行政サービスの向上、それから労働条件の改善ということで、私はとても大切なことで引き上げには賛成でございますが、これに関しまして要するに組織の一員である臨時・嘱託員、それから関連する団体、例えば村長が会長をなされておる社会福祉協議会の職員の給与賃金、これらはどうされるのかお伺いします。

それから、今度の改正の中で28年4月1日から施行されるような提案されておりますけれども、現時点でこれによるラス指数ですね、ラスパイレス指数、国の給与を100とした場合に我が村の給与水準はどのようになっているか、それから改定率、ちょっとこの提案されたものには改定率とかないんですが、改定率等、平均の差額、改定後の差額はどのようになっているか、ちょっとご質問いたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの3番、北條利雄議員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正についてであります。まず今回の改正の主な点は、給料の薄い、勤めて浅い人たちの給料をもうちょっと民間並みに引き上げるということで、下に厚く上に薄い給料の改定であります。

もう一つ、お尋ねの臨時職員あるいは嘱託職員に対してはどうかということですが、これもあわせて同じような率で改定をさせていただきます。あと出先の、今ほどのお尋ねでは社協のほうであります。これも一緒に改定しなければならないかなという思いで、今検討させてもらっているところであります。

あと、ラスについては担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 総務課長、石井哲君。

○総務課長（石井 哲君） ラスパイレス指数の件でございますけれども、今回の給与改定のラスに反映されるのは、来年の28年度のほうになりますが、全国的に人事院勧告どおりに改定が行われておりますので、国も上がりますし地方も上がるということで、ラス自体には影響はないものと思われま。ただ本村のように小さい町村にとりましては、ラスパイレス指

数、年代の年齢幅がありまして、その異動で1年ごとに変動があります。ですからその部分については若干変動あると思いますが、大きくは動かないものと考えております。

以上です。

〔「改定率のほうは」と言う人あり〕

○総務課長（石井 哲君） 改定率の件でございますが、まず勤勉手当のほうが今まで1.5月が1.6月になるということで、0.1月上がるようになります。今年度につきましては12月の部分で0.1月を上げるわけでございますけれども、条例の改正案にありますように、来年度以降につきましては0.05ずつ6月と12月に分けて上がるような形になります。

改定率につきましては、平均で0.3%になっております。先ほど村長が申し上げましたが若年層に厚い改定になっております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） この行政サービス、当然上げる上でも職員の士気高揚も含めて、当然大切なデリケートで大変お金のかかることではあるんですが、やはり引き上げはぜひやっていただきたいと同時に、やはり正職員はこのような形で人事院勧告に基づき議決になれば改定されるんですが、やはり臨時・嘱託員、それから出先の職員の皆さん、やはり正職員だけが引き上げされて、そのほかの人たちが何の恩恵もない、やはりこの組織、こういう小さな自治体の組織ですから、行政サービスのやっぱり一線で活躍する皆さんです。やはり全て同じくするというのではないんでしょうけれども、やはり村長が言ったとおり検討することじゃなくて、やはりもう少し同じく4月1日から上げるような体制をできればやっていただきたいと思います。当然、出先機関も含めて社会福祉協議会もそうですが、いろんな事情があるにしても、やはり引き上げについてぜひやっていただきたいと申し添えて質問を終わります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 鮫川村奨学基金設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 鮫川村重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する

条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 鮫川村消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第20、議案第21号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）から日程第27、議案第28号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 議案第26号の平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算であります

が、使用料の中で補正前の額が800万、補正額が252万、548万円の使用料というふうになっております。これらは使用料の減というようなことで、いろんな操作が図られたというふうに感じておりますが、過日、村長が我々に報告されました使用料の中で日本薬科大学の利用が図られたということで、薬科大学以外の収入、それからその収入を除いた使用料の内訳、それと人員ですか、それらに対してどのようになっているか、お答え願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今回の252万の使用料の減額は、要するに使用料の収入見込みが252万減額するというので、今回の一般会計からの繰り入れということで252万を繰り入れさせていただきました。大変申しわけないと思っておりますが、あそこのほっとはうすを維持するための収入減でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いつもお話し申し上げますように、あの交流施設はあの地域にとりましてはとても有意義な職場であります。こういったことに理解の上、今回の措置にご賛同いただければと思っております。

なお、薬科大学の利用に関しての明細は担当課より説明をいたさせます。

〔「薬科大学以外の」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 企画調整課長、小松君。

○企画調整課長（小松 毅君） お答えいたします。

26年度の利用料が約470万、それで27年度まで、ことしの見込みも約500万近くになります。それでまだ3月まで終わっておりませんので、まだ確定したことは言えないんですが、その薬科大の収入が約92万でございますので、それを差し引き420万ぐらいがその他の収入になるかと思っております。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 先ほど、目途で5年目というようなことで、あの交流施設もご案内のように風評被害等によって誘客が減少したというようなことは理解できるわけでございますが、あの震災後の24年度は700万ぐらいの利用料があったと。それからもう数年過ぎてその風評被害も徐々に薄れてきている中で、そしてまして毎回私が指摘しておるように、交流施設の誘客作戦を図って、利用料、使用料等の増加を図るべきだということは申し上げておりましたが、その後、施設管理者等の努力によって風評被害もそろそろ薄れてきたということで、予算の800万に近いようなその利用料がそういうものに対しての収入は徐々に近づいて

これたかなと思ったところ、500何がしの利用料しかないということで、今回一般会計から繰り入れをして予算に合わせたというような状況かと思います。

それで、ほっとはうすはもう20数年たって、その間ある程度健全運営になるのかなというふうに感じておりましたが、全然その見込みもない、またこれから先、見通しが暗いというふうに思われますが、今後の運営方針ですか、それはどうなさるおつもりか、それについて村長、お願いしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員のほっとはうすの今後の運営であります。私は今ほど議員が指摘しました震災後700万に利用収入がふえたというお話でしたが、これはあそこの青生野地区に設置しました焼却炉の作業員の利用があったんですね。こういったことで除染の作業員の利用があつてふえた、入り込み観光客でなかったということでご理解いただきたいと思います。

それで、この27年の利用収入、使用料の減ということは当然の賠償対象にもなります。請求をさせていただきましたが、今回繰り入れさせていただきましたほぼ近い金額が、この収入補填、損害賠償の請求になっております。これが果たして認められるかどうかは定かではありませんが、28年度の雑収として村に入ってくる予定であります。

ただ、これは決して正規な正常な営業ではありません。これは賠償金でありますから、正常な運営でやはりこの収入を800万をやはり求めるのが、ほっとはうすの正しい営業でありますから、この辺、ほっとはうすの経営者にもそうですが、やはりあそこの利用は鹿角平のクロカンの利用に相当影響するのではないかと思います。そういったことでクロカンの合宿を進めながら、ほっとはうすの対策をともに指導しながら練っていきたいと思います。

また、あわせてああいった風評被害が本当の風評被害と思うんですね。決して線量も高い地区ではないはずですから、こういった山間地の風景をいやしにしたい都会の人たちにもご案内をさせて利用促進を図ってまいりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 1回目の質疑で申しましたが、年間の利用人員かい、宿泊と、それからただ日帰りの客とおもいますが、それらとその収入の内訳、わかればお答え願います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの前田議員の質問に関しましては、担当課よりご説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 企画調整課長、小松君。

○企画調整課長（小松 毅君） 平成27年度の見込みであります。人数的には宿泊が588人、それから日帰り体験が126人、それから入浴が156人というような見込み、27年度はそういうような見込みになっております。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

9番、前田君。

○9番（前田武久君） 27年度は間もなく終わるわけですね。これから見込みといってもそんなに金額的にも人員的にもふえないと思うんですよね。それで先ほど村長に質疑しましたが、ほっとはうす、これからクロカン等の入場者の利用とか見込みはあると思うんですが、やはり今まであそこの体験館、それから施設、そのほっとはうすの施設、それらはもうかなり耐用年数も、公共物に対しては減価償却というのはないんですね。なくて償却資産はどのくらいになっているかわからないと思うんですが、あの建築物はもう耐用年数に間もなく達すると。木造建築であります。そういった面からもこれからどんどん修繕費がかさむ、経費がかさんでいくと思われまますので、これから先の対策ですね、この800万の予算を毎年立てて、大体800万に近い予算でもって今まで運営されてきたんですが、これから先は修繕費とか何か、かなりの経費が支出されて、予算もアップするようになっていくと思うんですが、それらの予想額と、それからこれから先、あのほっとはうすを運営していくといった先でもって将来の見込み、そういうことも当然考えなくてはならないと思うんですよね。

それで、前から申し上げたとおり、あの施設の運営は個人に任せるか、第三セクター方式にするかというような考えなければならない時点に来ているというふうに思いますので、それらについて村長の所信というか考えをお聞かせ願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、9番、前田議員は、ほっとはうすに関しては常に関心を持っていただいて指導をされておりますことに感謝を申し上げたいと思います。

まず、今ほどお話しされましたように、減価償却より借入金の償却は終わっております。ですから、あそこのほっとはうすに関しては村の負債は一切ございません。これ、村側の800万の補填は、あそこの営業で維持するための補填だけでございます。こういったことで村の負担はないんですが、これは都市との交流施設として平成7年にオープンしたんですか、随分当初の思いは十分その役割は果たした施設ではないかと思えます。こういったことで、もう少しクロカンの利用客を見ながら、今のところ泊まる施設のためではないんですね。こ

ういったことであのほっとうすも上手に面倒を見ながら、それほど大げさに改修費をかけるのではなく、現状を維持しながら鮫川の公営の宿泊施設だということで、ちょっとの間利用させていただくような考えであります。大きな改修あったときには、なお皆さんと相談しながら先のことは考えていきたいと思っておりますし、鮫川村、今まであった民間の事業所もなくなりました。宿泊施設が大分少なくなっておりますので、その辺、ご理解の上、運営に協力していただければと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 平成27年度鮫川村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成27年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 平成27年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成27年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成27年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成27年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成27年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成27年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号～議案第38号の代表質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第28、議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算から日程第37、議案第38号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員、1番、遠藤貴人君。

1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 今般の議会定例会におきまして、総務文教常任委員会を代表しまして、次の2点についてお伺いさせていただきます。

議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算について。

一般会計、歳出、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金の高校生通学支援金1,212万円及び修明高校鮫川校村外生徒通学支援金518万4,000円が予算化されていますが、1点目、村内・村外の中途退学者及び転入学生の把握措置について。2点目、県立高校以外の養護学校高等部等への通学者の支援についてはどのように支援するのかをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての1番、遠藤貴人議員の代表質疑にお答えを申し上げます。

まず、1点目の村内・村外の中途退学者及び転入者の把握についての質問でございますが、現在、役場内の仕組みとして、転入者があった場合には住民異動票が作成され、関係する部署に回付されるようになっております。その世帯に幼稚園児から小中学生がいる転入世帯があった場合には、その住民異動票を教育委員会へ回付しております。4月以降はこのシステムも拡充しまして、高校生が含まれる世帯の転入があった場合には、窓口で支援金パンフレットで申請案内をするほか、教育委員会には住民異動票を回付するようにして、請求漏れがないよう連携させていきたいと考えています。

次に、中途退学者の把握についてですが、これにつきましては申請者に配付するパンフレットに届け出の必要性を記述するほか、申請時には在学証明書を添付してもらうようにして

います。受理した段階で高等学校名が判明しますので、それぞれの高等学校長へ鮫川村における高校生通学支援金の支給制度の周知と合わせまして、中途退学者が出た場合には直ちに村に連絡をしてもらうように依頼して、中途退学者の把握に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の県立高校以外の養護学校高等部等への通学者の支援についてであります。これにつきましては学校教育法の改正によりまして、盲学校、聾学校、養護学校等に分かれていた学校区分が平成19年4月1日から特別支援学校に一本化されました。このため条例第2条の高等学校等の定義として特別支援学校の高等部と表記しておりますので、これらに該当します。旧養護学校等の高等部はこれらに該当しますので、支援金の支給対象者となるわけであります。

以上で、総務文教常任委員会を代表しての遠藤議員の代表質問のお答えにかえさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤君。

○1番（遠藤貴人君） 高校生にかかわる、少子化の我が村にとって非常に目玉の大事な施策でありますので、特に改定について重複して少しお伺いしてしまった部分があったかと思いますが、以上で質問のほうを終わりたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 次に、産業厚生常任委員、6番、京條英征君。

6番、京條君。

○6番（京條英征君） 産業厚生常任委員、6番、京條です。

議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算について。

産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算について2点を代表質疑いたします。

1点目です。

一般会計、歳出、6款農業水産業費、2項林業費、1目林業総務費、13節委託料で、舘山公園管理業務205万3,000円が予算化されています。シルバー世代の高齢化もあり、管理を担う人材の確保なども容易ではないと考えられるが、今後の管理業務の展望と見通しについて伺います。

2点目であります。

一般会計、歳出、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、13節委託料で、ふくしま森林再生事業7,500万円が予算化されています。その内訳は、年度別計画作成業務に

1,950万円、同意取得業務に810万円、森林整備業務に4,740万円であります。現在までの事業の地区選定方法と周知をどのようにされてきたのか、今後の村民への周知方法等の計画をどのように進めるお考えか伺います。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての6番、京條英征議員の2点の質問にお答えを申し上げます。

まず、第1点目の館山公園の今後の管理業務の展望と見通しであります。現在、館山公園は、草刈り作業のほかに植栽した樹木の管理や剪定に加え、遊歩道の管理をきめ細かに行う必要があります。そのため公園管理業務ではシルバー人材センターへ委託する予定であります。業務委託料は205万3,000円の予算を計上させていただきました。

業務の内容は、約3キロメートルある遊歩道の管理、植栽した樹木の管理や補植、遊具の管理、トイレの清掃など幅広い業務を毎週2回、冬期間は週1回程度委託する予定であります。

次に、今後の管理業務の展望と見通しであります。貴重な文化財を生かしつつ、住民に愛される公園づくりを目指すため、年1回はボランティアを募集し草刈り作業等を計画する予定であります。このボランティアは自分らの公園を自分らで手入れしたんだ、そういった愛される公園に引き続きするための事業であります。

また、館山公園全体の草刈り作業は、県の補助事業である地域づくりサポート事業を要望し、効果的な財源の活用を考えております。公園の樹木は、成長し樹齢が増すことにより多くの管理が省けることになり、今後の公園管理は徐々に容易になることと予想されておりますが、今後も継続して公園管理に取り組む考えをしております。さらに樹木の成長に合わせ、住民の意見を伺いながら、将来にわたり村民が誇れる公園づくりを目指す所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、2つ目のふくしま森林再生事業の地区の選定方法と住民への周知についてであります。この事業の目的は、福島第一原子力発電所の事故によりまして県内広範囲に広がる放射性物質の影響を受けて林業生産活動が停滞し、森林の有する水源の涵養や山地災害防止など広域機能の低下のため、間伐などの森林整備を行うことによって放射性物質の低減や拡散防止を図ることを目的としております。

本来であれば、放射線量が村で一番高いのは青生野地区であります。この青生野地区を優

先地区として実施する計画でありましたが、青生野地区は大部分が国有地であります。国有林のため実施することが困難とされました。そのため隣接地等で、かつ村有林がある戸草地区を優先したということでもあります。青生野地区に次いで高い地区ということでご理解いただきたいと思えます。

また、本村の森林再生の方針にのっとり、森林の未整備地区であります官代、山口、そして真坂、大塩地区を優先地区とし、その必要性が高い地区に対しまして森林再生計画を作成し事業を進める予定であります。大体今申し上げましたこの地区が5年間での作業に入ると思えます。今後もこの事業は要望しております。継続で同じく5年あるいは15年、おそらくこの事業がないと、このふくしま森林再生は無理だと思えます。当然国の責任でということ、今後もふくしま森林再生事業は継続の可能性が高いことから、次期計画を推進する予定であります。

特に、広葉樹の放射性物質の低減と未整備の森林を優先対象とし、落ち葉の利用やシイタケ原木が利用できる豊かな里山環境の再生を進めていく計画であります。今後は必要に応じ、地域に対し本事業の情報提供を行いながら事業に取り組んでいただけるように推進していくところであります。

以上で、6番、産業厚生常任委員会を代表しての京條議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 1点目についてであります。

浅はかな考えかもしれませんが、ボランティアを2回にしたらどうかとか、もし可能であれば中学生などもボランティアに1回とか2回とか参加していただいて、危険ではないあたりの清掃あるいは草刈りをしていただいたら、ふるさとを愛する心が少しは育ってくるのかななんて考えております。

2点目につきましては、希望している地区が結構ありまして、選定はどうなっているんだろうというような疑問を言ってくる人もおりました。今聞くと、やっぱり放射線の問題であるとか、きちっとした地区を選定するに当たっては、きちんとされているようでありますので、そのとおり疑問のある方には答えておきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、京條議員の再質問であります。まず1点目の館山公園の管理であります。ボランティア等、中学生の質問であります。

まず、ボランティアを年2回にしてはどうかというお話ですが、私がお話ししましたように、目的はこの館山公園を愛してくれるための事業であります。決して下刈りを進んでやっってもらい、そういった意味合いは全くございません。そういったことでご理解いただきたいと思えます。また、こちらが勝手に日時を決めるものですから、ボランティアの参加者の都合もあると思えます。こういったところでの2回のボランティア作業は、これは検討すべきかなとは思っております。

あと、次に中学生ですが、これも村を愛する中学生にということではありますが、あのボランティアを願う草の生える時期は蜂がいるんですね。蜂よりは、やはり中学生にはしっかりと蜂に刺されてお勉強がおくれるようでは困ります。そういったことは下刈り等は中学生には無理なのかなという思いでおります。

中学生には大変ありがたく、またお客さんにも喜んでもらっているうまいもの祭りの協力があります。ああいったことを参加してもらえると、それだけで十分なのかな、私はそれよりは中学生には思い切ってしっかりと有効な時間で勉強していただきたい、そういう思いでおりますので、回答とさせていただきます。

あと、希望している地区が多いというふくしま再生林業のお話ではありますが、こういった村の方針で、もちろんこれから希望者も募ります。まず優先は公有地だということで議員ご理解いただければと思います。お答えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 6番、京條君。

○6番（京條英征君） 再質問ではありません。了解できました。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで、代表質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 28年度の当初予算、この中に団体の補助金、それから指定管理者も含めた委託料、多数予算化されております。これらについての交付金の補助金、それから委託料等の監査のことについてであります。これらについては当然交付金ですから、全て村の代表監査委員の皆さんが監査されるのが当然でありますけれども、今までこういう補助金、指定管理も含めた委託料で監査されていない、そういうところがあるのかどうか、それから予算もそうですが決算、こういうものが村に全部交付金として支出したものの報告がされているのか、個別に言うと、当然、農事組合なんかはそうなんです、当然、収入予算、それ

から決算報告を義務づけて各担当課が把握するわけですが、大きなところで例えば商工会すまいるに補助金は出す、事務局長費の人件費を出す、それから手・まめ・館には村の関連団体ということで多くの補助金も行っていますし支援もされています。職員も派遣されています。こういうところ、それから社会福祉法人のひだまり荘、こういうところの監査報告について、もう一度私はいろんな話を聞きますと見直す必要があるんじゃないか、やはり村の代表監査委員の人たちが全てこういう村から支出されたものについて、監査なり書類の提出を義務づける、こういう見直しも必要だと思いますが、現状はどうなっているのか。きょうは代表監査の方がお休みで聞きたかったんですが聞けないんですが、これはどういうふうになっているのか、もう一度村長にお聞きしたい。

そして、それと同時に、もしそういうことができ切れていなかったとすれば、これから改善する方向があるのか、その考え方を伺いたいと思います。

○議長（星 一彌君） ただいま北條議員さんは、ここは討論の場ですから反対討論ということではよろしいんですか。

○3番（北條利雄君） はい、私の知っている限りで、このままの監査方法では反対だということであります。

○議長（星 一彌君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 監査の方法もいろいろございまして、私は賛成の立場から現状の監査は理にかなっているものだと思って賛成の討論をいたします。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで討論を終わります。

これから、議案第29号 平成28年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 平成28年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 平成28年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 平成28年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成28年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成28年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成28年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成28年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成28年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号～議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第38、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第47、議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで10議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

3番、北條利雄君。

○3番（北條利雄君） 指定管理者制度についてであります。数多くの長いところは何年もありますけれども、1年くらい未満でトレセンとかの指定管理者やっていますが、この指定管理者との定期的な報告会とか運営協力会議とかという部分での細かい打ち合わせをどうされているのか。

当然、先ほど私も言いましたが、一般会計の予算上は大まかにぼんと予算が出ている。出ているのであるんだけど、やはり本当に指定管理者としてその管理がうまくいくのか、そのお金でというという部分でいくと、当然管理を受ける側との話し合いというのは定期的に必要なですし、現実的にはそういうことがなされているのか。それから指定管理を受ける側の監査ですね、細かい部分での監査状況、どうなっているのか、そういうことがきちんと整

備されているのかだと思うんです。指定管理するときには協定とか仕様書とかって細かいことはうたっていると思うんですが、現実には細かいそういう協議がなされているのか、村長、教育長にお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） まず、村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、北條議員の公の施設の指定管理者制度についてのお尋ねであります。まず指定管理者に指定する場合には、指定するに値するかしないかというのをしっかり精査させていただいております。その料金につきましては、もちろん指定管理にして村の幾らでも経費の削減になる、そういった意味合いで、あるいは指定管理者たる事業所の運営等も見合わせて、お互いにお話し合いでこの管理料を決めさせていただいております。決して村の負担にならないように、事業者にはしっかり、村の施設でなく村の管理でなく、職員と同じ考えで村民に接してもらうような指導をしながらそういった契約をさせていただいております。もちろん費用に関し、当初の契約で指定管理料は決めますが、途中でいろいろふぐあいもあります。公の施設の改修が必要な場合もあります。そういったときの費用に対しましては、小規模あるいは大げさな修理とか、その都度その修理のぐあいによって相談に応じております。今までですと小規模な、例えば青少年広場等の小規模な災害に対しては自助努力で補修を行っていただいておりますが、少しその事業所に頼むように建設業者を頼むような事業の場合には、村で直しているというのが事実であります。現実であります。こういったことで村の負担にはならない、そして事業者の経営も成り立つような、その辺のころ合いを見ながら契約をさせていただいております。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

○教育長（奥貫 洋君） 課長がお答えいたします。

○議長（星 一彌君） 教育課長、須藤君。

○教育課長（須藤 健君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、体育施設関係の指定管理ですが、平成27年、1年目ということで、なかなかいろいろなじめない部分もありましたので、いろいろ問題が発生すればお互いに協議しながらということで問題解決をしてきました。今指摘ありましたように監査関係ですけれども、昨年12月に、やっぱり金額が大きいので私のほうでトレーニングセンターに行きまして内部監査をしております。通帳並びに関係書類全て監査しましたが、適正に管理されているとい

うことでありました。

なお、事業につきましては、そちらのほうも利用者のかかなりの増加あるいは夏場のプールの開放ということで、それぞれ指定管理者が独自に努力されまして評価できる部分もありましたので、その辺もあわせて指定管理者のほうには伝えてあります。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 当然、指定管理者のほう、監査というのを当然必要だと思いますし、内部監査できちんとやられているということです。やはり指定管理を受けている団体の人たちを成長させるという部分でも私は大切だと思うし、村の公共施設を預かるそういう部分ではしっかりやってもらいたいと思います。ですから、やる以上はやはり村が相手を指定してやってもらうだけじゃなくて、やはり村もきちんと公金を出しているから、きちんとした監査体制をやる、相手もきちんとした監査をやる。それでその委託料では済まない場合は、やはり村に要請して増額をすとか、これは必要じゃないかというその定期的な協議というのはやはり必要だと思うんです。

これはやはり、例えばスポーツクラブに指定管理委託する金は大きいですよ。これが本当に全て管理できるのかというと、まだなれていないはずですから、私ものすごく逆に不安を持っています。それからそこで働いている人の例えば勤務形態、社会保険とか労働保険、こういうのに加入されているのかどうかも含めた、そこで働いている人のこともやはり村が指定管理とする団体の中身についても大切なことだと思うんですね。それがやはり社会保険とか労働保険等に参加していなかったりすると、やはりまずいんだと思います。こういうことも含めて、やはり相手との協議も含めて、きちんとさらに一層進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

6番、京條君。

○6番（京條英征君） 6番、京條です。

議案第46号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定について少しお伺いいたします。この46号議案の中で教育の振興策について伺います。

教育の振興は、鮫川村の未来に向けて取り組む最も重要な施策の分野でもあります。子供

たちの教育だけでなく、生涯にわたっての学習環境の整備も欠かせません。（１）のスクールバス更新２台あるいは車庫建設等関連施設整備は喫緊の課題であり急ぐべきかとは理解できますが、（３）集会施設、体育施設の整備については、具体的に場所の選定から規模、期待できる成果の見通し、運営方法等の全貌が今後明らかになってくるものと思います。それらが決定してゆく課程において、問題、課題が次々と浮き彫りになってくるのも予想できます。役場内での徹底的な検討を経て、公聴会の開催といった村民への意向調査、それを経て決定までのプロセスを大切に進めていただきたいと思います。なすべき原点はそこにあるのではないかと思います。

過疎自立対策における施設整備は、本村の人口規模、財政規模から見て大き過ぎては後世に負担をかけることになりかねません。ますます人口減少が加速してまいります。交付金も減少してくるのも明らかです。第４次振興計画にもあるように、国も地方も厳しい財政運営が続く中で、その動向に的確に対応していかなければなりません。住民力の結集、行財政運営の効率化を一層進めると振興計画にも触れています。そのとおりだと思います。

近隣自治体で視察調査できる場所は幾つもあります。文化センターでいえば棚倉文化センター、屋内運動施設でいえば白河市、表郷の運動公園、それから陸上競技場でいえばいわき市、白河市、田村市、西郷村などです。そこにも視察に行かれるのであれば運営状況等の調査だけでなく、それでは不十分です。総合性、交通の利便性、施設としての総合性、周囲の環境からも、それらに勝る引きつけるだけの魅力を備えなければならないと考えます。立地の条件の悪い、もしかしたら不可能に近いような挑戦になるかもしれません。地権者との交渉も難航するかもしれません。公聴会の開催、村民の意向調査とあわせて、そのあたり、計画ではどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） どちらに質問しますか。誰に答弁を求めますか。

〔「村長、お願いします」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） まず、６番の京條議員の過疎地域の自立促進計画の策定についてですが、この過疎自立策定につきましては委員会を設けまして、それぞれの事案を吸収したところであります。今ほどお話ししましたように、まず今年度の当初予算を見ていただければと思いますが、ことしは昨年と比較しますと２割近くも低い３億５,０００万ですか、２億３,０００万。大変県内の町村では一番小規模な予算になっております。これは一つは除染が終わったということもあります。農地の除染あるいは空間の除染、そういったことにもあると

と思いますが、まず1番は人口減少にあります。わずか今度の昨年の国勢調査では4,000人を切りまして3,450人です。こういった中での事業となりますから、地方交付税交付金も人口割で来るわけですから、これも大変危惧されます。

こういったことで、こういった過疎地あるいは小規模な村にとりましては、人数の多い都市部並みの大きな施設の運動場の施設あるいは文化センターの施設等はかなわぬ願いであります。こういったことは器量に合わせて村民の要望に応えながら、村独自の政策で要望に応じて、あるいは子供たちの児童公園もそうです、遊園地もそうです。村の規模に合った規模で今計画をしているところであります。こういったことはぜひこれから先も、例えばさざり荘付近の湯の田温泉ですか、あそこも活性化委員会もあります。今度の村の中心地につくる舘山公園周辺につくる公園につきましても、当然、皆さんの意見を聞くための協議会を設けます。こういったことを村民の声を反映しながら、小規模な村で何ができるのかをしっかりと検討しながら、この自立計画を再度立てていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

細部にわたっては、この計画を促進しております担当課長より説明を申し上げます。

○議長（星 一彌君） 企画調整課長、小松君。

○企画調整課長（小松 毅君） 村には、計画では一番上位計画として振興計画があり、その実施計画としてこの過疎計画、それから今つくっております地方総合戦略というのを実施計画として位置づけております。したがって、ことしは振興計画、それから過疎計画総合戦略、同時進行というような形になっております。それぞれの計画はリンクしております。

特にその中で、今、村長からのお話もありましたように、学習センター、それから児童公園等につきましても、総合戦略の中で基本的に若い人たちから要望があったというような内容をここに整理して上げております。その意見の集約等につきましても、これは総合戦略の中の交付金等を活用しましていろんな委員会等を立ち上げて、意見を聞きながら進めていくというようなことを予定しております。

村長からもお話がありましたように、現段階では例えば鹿角平につきましても委員会がありまして、その中にはスポーツクラブ、それから体育協会、体育関係者も入っていただきまして、村全体を考えた幅広い議論をしていただいております。そのようなことで過疎計画の中のものについても意見の集約を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 京條君に申し上げます。質疑の今時間ですので、内容を端的に明示す

るようにお願いをいたします。

6番、京條君。

○6番（京條英征君） 結構です。終わります。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） やっぱり同じく過疎地域自立促進計画が案の中で、過疎地域自立促進特別事業スクールバス運行費委託料、これ業者に委託していると思いますけれども、昨今、観光バスなどの事故によってとうとい若い命を失っております。村でも業者に委託している事業であります、委託に当たっての話し合い、健康の問題、点呼関係、その他、本当に子供たちを乗っている、とうとい未来のある子供たちを乗せているバスでありますので、そういうきちんとした打ち合わせはどうなっているのかお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の振興計画の打ち合わせであります、この策定に当たりまして業者に丸投げするのではなく、その業者も計画を策定するに当たり、委員と一緒に協議に入ってもらっています。こういったところで策定業者もその村の状況は知っている中で計画を委託するという事になっておりますので、その辺は心配ないのではないかと思います。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 鮫川村過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号～請願第2号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第48、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 請願審査の結果のご報告をいたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願書。
審査の経過。総務文教委員会に付託された請願については、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定をいたしました。

その理由。現在の福島県の最低賃金は時給額で705円となっています。その水準は2007年から8年間、全国水準で31位と低位にあり、県内労働者の賃金水準や経済実態などと比較しても極めて低い。また福島県の復興を促進させる上でも、最低賃金を引き上げることによって、県内の労働力の確保や、若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯どめをかける上で貴重なこととなると判断し、採択することと決定をいたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定をしたので、ご報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することと決定いたしました。

次に、総務文教委員会に付託いたしました請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教委員長、関根君。

○8番（関根政雄君） 請願審査の結果をご報告をいたします。

事件名。請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願書。

審査の経過。総務文教委員会に付託された請願については、3月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定をいたしました。

その理由。我が国の学費は世界で最も高い水準となっております。奨学金利用者は年々増加し、現在は大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しております。また経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、親の経済力の低下で奨学金に頼らなければ大学に通学できない学生

が多数を占めるようになっております。持続可能な社会のために、世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子高齢化、人口減少や地方衰退に歯どめをかける重要な課題であると判断をいたしました。よって、この案件に対しては採択することと決定をいたしました。

少数意見の留保はありません。

本委員会において以上のとおり決定をしたので、ご報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたします。

ここで暫時休議いたします。

(午後 4時19分)

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時21分)

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出につ

いて、発議第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についての2議案が、8番、関根政雄議員からそれぞれ所定の賛成者を得て提出され、議長において受理いたしました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、追加日程第2とし議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第2、発議第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費

負担の軽減を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、斉藤利己君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略します。

これから、発議第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午後 4時27分)

上記会議次第は事務局長斉藤利己の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成28年3月11日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人